

8-20 「改元に伴う会計年度の呼称について」
大蔵省主計局法規課
平成元年1月9日

1. 改元に伴う会計年度の呼称について（事務連絡）

今回、改元がありました、「昭和63年度」と称する会計年度名は変更になりませんので、念のためお知らせ致します。

（注）来年度の会計年度名が「平成元年度」となるので、本年度の会計年度名には「平成元年度」という呼称は付し得ない。

（出所）平成元年1月9日付大蔵省主計局法規課事務連絡。

8-21 「昭和天皇の崩御に伴う予算執行職員等の弁償責任に基づく債務の免除に関する政令」

昭和天皇の崩御に伴う予算執行職員等の弁償責任に基づく債務の免除に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成元年2月13日

内閣総理大臣 竹下 登

政令第30号

昭和天皇の崩御に伴う予算執行職員等の弁償責任に基づく債務の免除に関する政令

内閣は、公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和27年法律第117号）第4条の規定に基づき、この政令を制定する。

公務員等の懲戒免除等に関する法律第4条の規定により、次に掲げる者の同条に規定する弁償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

一 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号。以下「予算職員責任法」という。）第2条第1項に規定する予算執行職員

二 特別調達資金設置令（昭和26年政令第205号）第8条又は国税収納金整理資金に

関する法律（昭和29年法律第36号）第17条の規定により予算職員責任法の適用を受ける職員

三 会計法（昭和22年法律第35号）第38条第1項に規定する出納官吏、同法第39条第2項に規定する分任出納官吏及び出納官吏代理並びに同法第40条第2項に規定する出納員（同法第48条第1項の規定によりこれらの者の事務を取り扱う職員を含む。）

四 物品管理法（昭和31年法律第113号）第31条第1項に規定する物品管理職員及び同条第2項に規定する物品を使用する職員

五 予算職員責任法第9条第1項に規定する公庫等予算執行職員、予算職員責任法第10条第1項に規定する公庫等の現金出納職員（たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）附則第9条に規定する現金出納職員を含む。）及び予算職員責任法第11条第1項に規定する公庫等の物品管理職員

六 日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）附則第12条第5項又は日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第29条第7項に規定する現金出納職員

附 則

この政令は、平成元年2月24日から施行する。

（出所）『官報』（平成元年2月13日号外第17号）。

8-22 「証券・金融の不正取引の基本的是正策に関する答申」（抄）

平成3年9月13日

臨時行政改革推進審議会

目 次

はじめに

1. 証券行政の見直しと透明性の確保
2. 自主規制機関の機能の充実・強化
3. 検査・監視体制の在り方
4. 自己責任の徹底等

おわりに

〔略〕

3. 検査・監視体制の在り方

上記により、自主規制機関による自主規制機能の充実、強化を行った上で、次のとおり、

市場ルールの遵守を行政が検査・監視する体制と仕組みを確立することが必要である。

(1) 基本的考え方

検査・監視体制を含む関係行政組織の在り方については、証券・金融問題への対応により種々異なる意見があるが、次の基本的考え方に沿って検討する必要があると考える。

ア 対象範囲

証券・金融・為替の各市場間の相互連携の強まり、各業態の相乗り分野の拡大、金融制度改革による相互乗り入れの進展を勘案すると、検査・監視機構は証券・金融・為替市場を視野に置くことが適当である。

イ 市場監視機能の強化

市場の公正性を確保する観点から、市場ルールの遵守状況を中立的・客観的な立場から監視する機能を充実・強化することが特に重要である。

ウ 検査・監視部門と行政部門の関係

証券・金融の分野における検査・監視部門は、大蔵大臣の管轄の下に置くが、公正で権威の高い第三者がこれを統括し、行政部門からの独立性・中立性を確保する必要がある。

ただし、この場合でも監督のための資料の収集という行政の機能を勘案すると、両部門間の連絡調整が維持される必要がある。

(2) 検査・監視体制

上記(1)の基本的考え方に沿って、次のとおり新たな検査・監視体制を早急に確立する必要がある。

ア 新たな検査・監視機関の設置

大蔵省に、新たに行政部門から独立した証券・金融検査委員会（仮称）（国家行政組織法第8条に基づく機関）を設置し、専属の事務局を置く。

イ 新たな機関の任務及び権限

(ア)① 市場監視のための、証券会社、金融機関、投資家、発行会社、自主規制機関等に対する調査（注1）、提出された物件の領置、市場情報の収集等

② 違法性の強い取引行為等に係る国税犯則調査に準ずる強制調査（注2）

③ 上記①又は②の結果に基づく告発（注1） 国税犯則取締法に規定する質問、物件、帳簿、書類等の検査を意味する。

（注2） 国税犯則取締法に規定する臨検、捜索、差押を意味する。

(イ)① 監督行政のための検査計画、検査実施方針等検査に係る基本的事項の決定

② 検査状況の定期的な報告聴取

③ 検査の実施状況の公表

(ウ)① 強制調査結果に基づき、行政処分、自主規制機関の措置等を大蔵大臣に求める勧告等、及びこれらに基づき採られた措置の報告聴取

② 検査結果の行政への反映に関する大蔵大臣に対する勧告、建議

ウ 新たな機関の構成

① 委員若干名をもって構成する。

② 委員は、両議院の同意を得て、大蔵大臣が任命する。

③ 委員は、上記イの職権を独立して行使する。

④ 委員は、禁治産その他特定の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

エ 大蔵大臣及び委員会は、証券・金融取引等における暴力団の不当な介入排除のため、捜査機関との密接な連携、協力を図るものとする。

オ 事務局の設置に際し、現行の証券局、銀行局及び国際金融局の検査部門を統合・再編する。事務局の組織は委員会の機能を遂行する上で十分な体制となるよう努め、大蔵本省に残す検査組織は必要最小限のものとする。

カ この改革を通じ、全体として組織が膨張することのないよう配慮するものとする。また、証券・金融行政部局については、金融制度改革の進展に応じ、その組織の在り方について今後検討を進めるものとする。

〔略〕

(出所) 臨時行政改革推進審議会事務局監修『第三次行革審提言集』（1994年3月、財団法人行政管理研究センター）74、

79-81ページ。

8-23 「証券及び金融に係る不祥事の再発防止に関する決議」

平成3年9月26日
衆議院証券及び金融問題に関する特別委員会

今般の証券及び金融に関連する一連の事件は、証券・金融史上かつて例を見ない重大な不祥事であり国民の信頼を裏切る由々しきものであったと言わざるを得ず、誠に遺憾である。

本委員会は、今般の事態を深刻に受け止め、これまでの審議を通じて、なぜこのような不祥事を招くに至ったのか、事態の解明に努め、その原因と責任について厳しく追及するとともに、不祥事再発防止の方策について真剣に検討を行い、このたび緊急に措置すべき事項について証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部改正を必要と認めたところである。

証券及び金融が我が国経済において果たすべき重要な役割にかんがみれば、証券市場が一刻も早く国際的に通用する公正で透明な市場として再生し、また金融機関が国民の貴重な財産を預かる者としてその信頼を回復することが急務であると考えられる。

ゆえに、政府をはじめ関係者は、次の諸点につき、所要の検討を行い、適切な措置を講ずべきである。

- 一 法制審議会における審議の状況等を踏まえ、損失補てんに係る罰則につき、法人重課制度を導入すること。
- 二 証券会社の顧客が損失補てんの認識をもって財産上の利益を受ける行為に対する罰則の適用については、引き続き検討を行うこと。
- 三 証券業協会及び証券取引所により決定される自主ルールは全て公開し、本制度の運用に関し、その内容が具体的かつ明確となるよう配慮すること。
- 四 証券市場に対する信頼の回復、市場の健全な発展のためには、証券業界の自浄努力が不可欠であることにかんがみ、証券業協会及び証券取引所は、自主規制機関としての機能の充実強化を図るとともに、苦情処

理体制の整備を行うこと。

- 五 証券及び金融の不祥事の再発防止のため、行政部門からの独立性、中立性を踏まえた新たな検査、監視機関を設置する等実効的な体制の確立に努めること。
 - 六 顧客の行ういわゆる仮名取引の受託等の禁止並びに誇大な証券記事及び広告等不適当な営業行為の規制については、その徹底のためさらに指導を強化し厳正を期すること。
 - 七 証券界における有効かつ適正な競争の促進の観点から、証券市場への新規参入を図るため金融制度改革の推進、免許制のあり方等の見直しを図ること。
 - 八 小口規模の投資家へ配慮しつつ、売買の委託手数料制度については自由化等も含め検討を進め、引受手数料等についても適正な水準とするための努力を続けること。
 - 九 証券取引法、銀行法その他の法律に照らし、金融・証券市場の公正を損なうような事態が認められた場合には、すみやかに国会に報告するとともに、監督官庁である大蔵省は、機動的な法運営を行い、行政処分等適切な措置を講ずること。
 - 十 証券・金融業界における暴力団の介入を排除するため、業界における顧客管理を一層厳格化し、司法当局における暴力団活動の取締りなどの施策と整合性をもって対応すること。
- (出所)『第121回国会 衆議院証券及び金融問題に関する特別委員会議録第10号』
37ページ。

8-24 「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案」の提案理由及びその内容

平成4年5月14日
衆議院大蔵委員会

- 羽田〔孜〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
- 昨年の証券及び金融をめぐる一連の問題につきましては、政府といたしましても極

めて深刻に受けとめ、その際、国会及び臨時行政改革推進審議会よりいただいた御指摘を最大限尊重し、これらの問題の再発防止及び我が国の金融・資本市場に対する内外の信頼回復を図るため、法制上、行政上の総合的な対策に取り組んでいくこととしたところでございます。

また、金融・資本市場の自由化、国際化を進めるため、これまでも逐次各種の措置を講じてきておりますが、さらに、金融制度及び証券取引制度の面におきましても改革を推進する必要があると考えております。

このため、政府といたしましては、より公正で透明な証券市場等の実現に向け、新しい検査監視体制の創設を含む所要の措置を講ずるとともに、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進すること等を目的とした金融制度及び証券取引制度の改革を行うこととし、〔中略〕法律案を提出することとした次第であります。

まず、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るなど、所要の措置を講ずることとしたものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、大蔵省に、行政部門から独立した証券取引等監視委員会を設置し、証券取引に係る違法行為であって、市場の公正を害するものについての強制調査及び証券取引に係る諸規制の遵守状況についての証券業者への検査等を所掌させるとともに、その調査及び検査の結果に基づき、犯則事件の告発及び大蔵大臣に対する行政処分の勧告等を行うことができることとするほか、大蔵大臣が行う金融検査等について意見具申を行うことなどの改正を行うこととしたしております。

第二に、証券業協会等自主規制機関の機能、権限の拡充強化を図り、また、適正な規則の策定及び執行が確保されるようにする観点から、証券業協会を証券取引法上の法人とする等所要の措置を講ずることとしたしております。

第三に、証券取引に係るルールの明確化を図る観点から、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘を証券会社が行った場合は是正命令の対象とする等通達の法律化を行うこととしたしております。

第四に、法人の業務活動の一環として行われる犯罪で、相場操縦的行為、損失補てんなど、当該犯罪の社会的影響が重大であること等の要件を満たすものについて、これらにより処罰される法人の罰金刑の上限を、現行の3百万円、百万円からそれぞれ3億円、1億円に引き上げることとしたしております。

第五に、店頭売買有価証券に係る不公正取引を防止する観点から、相場操縦的行為の禁止、内部者取引規制等の不公正取引規制について、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

その他、行き過ぎた大量推奨販売を禁止行為の対象とする等証券取引等の公正の確保のため所要の措置を講ずることとしたしております。

〔中略〕

以上が、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案〔中略〕の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

(出所)『第123回国会 衆議院大蔵委員会議録第12号』1-2 ページ。

8-25 「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」の大蔵省設置法の一部改正に係る部分

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成4年6月5日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

法律第73号

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律

〔第1条～第3条 略〕

(大蔵省設置法の一部改正)

第4条 大蔵省設置法(昭和24年法律第144号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第2節 特別の機関(第7条—第9条)

第3節 地方支分部局(第10条—第15条)」

を

「第2節 証券取引等監視委員会(第7条—第22条)

第3節 特別の機関(第23条—第25条)

第4節 地方支分部局(第26条—第31条)」

に、「第16条—第19条」を「第32条—第35条」に、「第20条」を「第36条」に、「第21条・第22条」を「第37条・第38条」に、「第23条—第25条」を「第39条—第41条」に改める。

第4条第41号中「第25条第1項各号」を「第41条第1項各号」に、「とる」を「採る」に改め、同条第80号中「及び証券業協会連合会の登録」を「の設立の認可」に改め、同条第86号を次のように改める。

八十六 証券取引の監視に関すること。

第4条第97号の9中「次条第35号の6」を「次条第35号の7」に改め、同号を同条第97号の10とし、同条第97号の8を同条第97号の9とし、同条第97号の7の次に次の1号を加える。

九十七の八 金融先物取引の監視に関すること。

第5条中第35号の6を第35号の7とし、第35号の5を第35号の6とし、第35号の4の次に次の1号を加える。

三十五の五 金融先物取引を監視すること。

第5条第46号中「を登録し」を「の設立を認可し」に改め、同条第48号の次に次の

1号を加える。

四十八の二 証券取引を監視すること。

第6条第2項中「受け」を「受けて」に改める。

第25条を第41条とし、第24条を第40条とする。

第23条第2項中「外」を「ほか」に改め、第4章中同条を第39条とする。

第3章第3節中第22条を第38条とし、第21条を第37条とする。

第3章第2節中第20条を第36条とする。

第3章第1節中第19条を第35条とし、第18条を第34条とし、第17条を第33条とする。

第16条中「基いて」を「基づいて」に改め、第3章第1節中同条を第32条とする。

第2章第3節中第15条を第31条とし、第11条から第14条までを16条ずつ繰り下げる。

第10条第1項中「左の」を「次の」に改め、第2章第3節中同条を第26条とし、同節を同章第4節とする。

第2章第2節中第9条を第25条とし、第8条を第24条とし、第7条を第23条とし、同節を同章第3節とし、同章第1節の次に次の1節を加える。

第2節 証券取引等監視委員会

(設置)

第7条 本省に、証券取引等監視委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。

(所掌事務及び権限)

第8条 委員会は、第4条第86号及び第97号の8に掲げる事務をつかさどる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため、第5条第35号の5及び第48号の2に掲げる権限を行使する。

(職権の行使)

第9条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第10条 委員会は、委員長及び委員2人をもつて組織する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第11条 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、大蔵大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、大蔵大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、大蔵大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第12条 委員長及び委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第13条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮（こ）以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第14条 大蔵大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(会議)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席した委員長又は委員のうち、2人以上の賛成をもってこれを決する。

(服務)

第16条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、大蔵大臣の許可のある場合を除くほか、執酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(給与)

第17条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(事務局)

第18条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、職務を掌理する。

4 事務局の内部組織は、政令で定める。

(勧告)

第19条 委員会は、証券取引法（昭和23年法律第25号）その他の法律の規定に基づき、検査又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行つた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について大蔵大臣に勧告することができる。

2 大蔵大臣は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、大蔵大臣に対し、第1項の勧告に基づいて採つた措置について報告を求めることができる。

(建議)

第20条 委員会は、証券取引検査等の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策につい

で大蔵大臣に建議することができる。

(大蔵大臣が行う検査についての報告の義務等)

第21条 大蔵大臣は、その行う金融、外国為替及び証券取引に係る金融機関その他の者に対する検査(委員会の所掌に属するものを除く。)で政令で定めるもの(以下この条において「金融機関等検査」という。)に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

2 大蔵大臣は、四半期ごとに、金融機関等検査の実施状況を委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等検査に係る事務の運営その他の施策について大蔵大臣に建議することができる。

(公表)

第22条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第4条中大蔵省設置法第2章第1節の次に1節を加える改正規定(第11条第1項のうち両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)並びに附則第4条及び第6条第1項の規定は、公布の日から施行する。

[第2条～第27条 略]

(出所)『官報』(平成4年6月5日号外第77号)17ページ、30-31ページ。

8-26 「金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成9年4月24日
衆議院行政改革に関する特別委員会

○梶山〔静六〕 国務大臣〔内閣官房長官〕

〔略〕金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し

上げます。

〔中略〕

次に、金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について申し上げます。

今回御提案申し上げております金融監督庁設置法案において、総理府の外局として金融監督庁を設置することといたしておりますが、本法律案は、金融監督庁の設置に伴い、総理府設置法その他の行政組織に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、総理府設置法その他の行政組織に関する法律についての所要の規定の整備についてであります。

金融監督庁の設置に伴い、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督に関する大蔵省の事務等を金融監督庁の事務等とすることとし、国家行政組織法、総理府設置法、大蔵省設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を図ることとしております。

第二は、銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律についての所要の規定の整備についてであります。

金融監督庁の設置に伴い、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等に対する検査その他の監督に係る大蔵大臣の権限を、改善命令、業務停止命令、免許の取り消し、合併の認可等の破綻処理に関連する権限を含め、内閣総理大臣の権限とするほか、預金保険法等に基づく適格性の認定等に係る大蔵大臣の権限を内閣総理大臣の権限とすることとしております。

また、内閣総理大臣は、銀行等に対し業務停止命令等の処分をすることが信用秩序の維持等に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持等を図るために必要な措置に関し大蔵大臣に協議するほか、改善命令等の処分をしたときは、その旨を大蔵大臣に通知することとしております。

さらに、内閣総理大臣は、免許等を除き、その権限を金融監督庁長官に委任すること等としております。

なお、この法律は、金融監督庁設置法の施行の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

(出所)『第140回国会 衆議院行政改革に関する特別委員会議録第2号』2ページ。

8-27 「金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の大蔵省設置法の一部改正に係る部分

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成9年6月20日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 武藤 嘉文

法律第102号

金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

〔第1条～第3条 略〕

(大蔵省設置法の一部改正)

第4条 大蔵省設置法(昭和24年法律第144号)の一部を次のように改正する。

日次中「第2節 証券取引等監視委員会(第7条―第22条)」を「第2節 削除」に改める。

第3条中「左に」を「次に」に改め、「行政事務」の下に「(第3号及び第5号に掲げる事項に関する行政事務にあつては、金融監督庁の所管に係るものを除く。)」を加える。

第4条第79号を次のように改める。

七十九 証券投資信託協会(証券投資信託法(昭和26年法律第198号)に規定する証券投資信託協会をいう。)の監督に関すること。

第4条中第79号の2及び第80号の2を削り、第86号を次のように改める。

八十六 削除

第4条第92号及び第93号を次のように改める。

九十二 削除

九十三 保険契約者保護基金(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する保険契約者保護基金をいう。)の指定及び監督に関すること。

第4条第95号を次のように改める。

九十五 削除

第4条第96号中「信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、」を削り、「通信・放送機構その他金融業務を営む者」を「及び通信・放送機構」に改め、同条中第97号から第97号の4までを削り、第97号の5を第97号とし、第97号の6から第97号の12までを削る。

第4条第100号を次のように改める。

百 削除

第4条第104号を次のように改める。

百四 削除

第4条第128号中「所掌事務」の下に「(大蔵省の地方支分部局においてつかさどる事務を含む。)」を加える。

第5条第31号を次のように改める。

三十一 削除

第5条第32号中「金融機関」の下に「(政府の出資があるものに限る。)」を加える。

第5条中第35号及び第35号の2を削り、第35号の3を第35号とし、第35号の4から第35号の9までを削り、同条第36号中「融資及び」を削り、同条第45号を次のように改める。

四十五 削除

第5条第45号の2及び第48号の2を削る。

第2章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第7条から第22条まで 削除

第27条第1項中「分掌する」を「分掌し、及び金融監督庁設置法(平成9年法律第101号)第4条各号に掲げる事務のうち法

令に基づき財務局に属させられた事務をつかさどる」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する財務局に属させられた事務については、別に法令で定めるものを除き、金融監督庁長官が財務局長を指揮監督する。

第28条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、財務支局は、金融監督庁設置法第4条各号に掲げる事務のうち法令に基づき財務支局に属させられた事務をつかさどる。

第28条に次の1項を加える。

5 前条第2項の規定は、第2項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

〔第5条～第58条 略〕

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、金融監督庁設置法(平成9年法律第101号)の施行の日から施行する。

〔第2条～第6条 略〕

(出所)『官報』(平成9年6月20日号外第123号)31及び45ページ。

8-28 「大蔵省改革(財政と金融の分離)について」(抄)

平成10年1月20日
自由民主党
社会民主党
新党さきがけ

与党三党は、大蔵省改革抜きの行政改革はあり得ないとの認識のもと、財政と金融を分離すべきであるが、当面以下の通り措置することで合意した。

1. アジアを中心に金融システムの不安定な事態が続いていることを重視し、国際金融部門(通貨管理および為替管理等)については、当面、大蔵省に存置する。
2. 平成10年4月～6月に発足する金融監督庁は、検査監督部門の大蔵省からの分離移

管という意味で、また平成10年4月1日の改正日銀法の施行は金融政策の独立性を高めたという意味で、財政金融分離の一環である。

3. 金融破綻処理制度ないし金融危機管理への対応に限って大蔵省に担当させるという措置は、金融システム改革の進捗状況等を勘案し、当分の間とする。ただし、その措置は政府内部で調整を行い、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案業務の内容を明らかにするとともに、その職員配置数は最小限にとどめることとする。
4. 次の事項については、中央省庁再編の完了時まで法的措置を行うものとする。
 - ① 金融監督庁を金融庁に改める。その際、大臣を置くことを検討する。
 - ② 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関するものを除き、国内金融に関するすべての企画立案を金融庁に移管する。
 - ③ 大規模かつ連鎖的な破綻など金融危機に対応するため、内閣府に金融安全保障会議(仮称)を設置する。この会議は、総理大臣が主宰し、大蔵大臣、金融庁長官、日本銀行総裁などによって構成する。
 - ④ 金融庁の地方機関のあり方や地方財務局との関係などについても検討する。
5. 国際金融部門のあり方については、日本銀行の役割を含め、今後検討し結論を得る。
6. 平成10年度に発足する金融監督庁長官の選任にあたっては、同庁設立の趣旨に沿って厳正に選ぶこととする。

(出所)首相官邸ウェブ・ページ「『変革と創造』—橋本内閣6つの改革」、「行政改革会議」、「第43回議事概要(平成10年1月29日)」別紙1 (<https://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku/980203dai43.html>)。

8-29 行政改革会議「最終報告」の財務省関連に係る部分

平成9年12月3日
行政改革会議

はじめに〔略〕

I 行政改革の理念と目標〔略〕

II 内閣機能の強化

〔1、2略〕

3 内閣総理大臣の指導性の強化

(1) 基本方針・政策の発議

内閣総理大臣の基本方針・政策の発議権を内閣法上明確化する。

内閣は、それぞれの行政各部を分担管理する大臣の単なる集合体ではなく、内閣総理大臣の「政治の基本方針ないし一般政策」を共有しつつ、一体となって国政に当たる存在である。

内閣総理大臣が内閣の「首長」たる立場において、閣議にあって自己の国政に関する基本方針（対外政策や安全保障政策の基本、行政・財政運営の基本やマクロ経済政策、予算編成の基本方針、組織及び人事の基本方針等）はもとより、個別事項であっても国政上重要なものを含む。）を発議し、討議・決定を求め得ることは当然である。現行の内閣法はこの点を明らかにしておらず、内閣総理大臣のこのような発議権を内閣法上明記すべきである。

〔2略〕

4 内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化

〔1略〕

(2) 内閣官房

〔①略〕

② 企画立案機能（総合戦略機能）

ア 内閣官房が企画立案する基本方針は、対外政策や安全保障政策の基本、行財政運営の基本やマクロ経済政策、予算編成の基本方針、組織及び人事の基本方針等）はもとより、個別事項であっても国政上重要なものを含む。

〔②イ、③～⑧略〕

(3) 内閣府

① 基本的な性格・任務

〔ア、イ略〕

ウ 内閣府の機能としては、経済財政政策、総合科学技術政策、防災、男女共同参画、沖縄対策などに関する総合的な企画・調整のほか、皇室、栄典、公式制度等内閣総理大臣が担当することが適切である事務及び内閣総理大臣を主任の大臣とする外局の事務とする。

エ 内閣府には、経済財政諮問会議など、所要の合議体の機関を置く。

〔②～⑨略〕

⑩ 内閣府に置かれる外局

〔ア、イ略〕

ウ 金融監督庁

○ 金融監督庁の名称、任務等については、今後検討する。

○ 現行の各省共管とされている金融検査・監督業務については、金融監督庁に一元化する。

○ 現行の大蔵省等との共同省令を廃止し、単独省令化する。

〔(4)、(5)略〕

〔5略〕

III 新たな中央省庁の在り方

1 基本的な考え方〔略〕

2 省の編成

(1) 基本的な方針

以上の基本的な考え方にに基づき、本省を政策の企画立案機能に重点化し、新たな省庁編成に当たっては、以下の原則によることとする。

① 目的別省編成

取り組むべき重要政策課題、行政目的・任務を軸に再編し、事務の共通性・類似性にも配慮することとする。

② 大括り編成

高い視点と広い視野からの政策立案機能を発揮させ、縦割り行政の弊害を排除するため、行政目的に照らし、可能な限り総合性、包括性をもったまとまりとして、大括りの編成とする。

③ 利益相反性への考慮

基本的な政策目的や価値体系の対立は、極力同一省庁内にもち込まず外部化し、政策立案が恣意的となったり、大きな価値対立の調整が内部化し不透明に行われることを防止する。

④ 省間バランス

各省間の健全な政策論議を確保するため、事務のまとまりに着目する場合であっても、省の大きさや省間の力のバランス（予算、権限等）の確保について留意する。

⑤ 省間の相互調整（省の目的・任務に即した相互調整）

目的別省編成とすることに伴い、新た

な省は、その省が追求する行政目的・価値について、他の省との間で積極的な調整を進めるべきこととなる。

省間の調整については、後掲4において詳述するが、この新たな省間調整システムにより、各行政目的において中心となる省が、関係省と第一次的な調整を主体的に行うことを基本とする。

もとより、内閣総理大臣及び内閣官房の強力なリーダーシップはこの前提であり、内閣として、必要に応じ、省間調整に先立ち具体的な指示を与え、省間で決着のつかない事項について裁定を行うことは言うまでもない。

(2) 行政組織の編成の柔軟化

内外情勢の変化や行政需要・政策課題の変化に応じ、行政組織編成を柔軟に改組できるような工夫が必要と考えられる。このため、組織編成を固定的なものと考えることなく、状況の変化に応じ、臨機応変に対応できるような仕組みを今後検討する必要がある。

また、省の内部組織にあっても、その編成は可能な限り弾力的なものとし、多様な展開を可能とすべきである。

(3) 具体的編成

[中略]

<省庁編成案> (注) 省庁等の並べ方は、とりあえずのものである。

- ① 総務省〔略〕
- ② 法務省〔略〕
- ③ 外務省〔略〕
- ④ 財務省

ア 任務・行政目的

- ・ 健全な財政の確保、通貨制度、為替の安定確保など
- ・ 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、今後検討。

イ 主要な行政機能

- ・ 予算・決算、税制、国庫・通貨制度、財政投融资、国有財産管理、国際金融・為替管理など
- ・ 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、今後検討。

ウ 機能・政策の在り方の見直し

- a 財政構造改革の推進
- b 金融制度改革の推進

○ 「金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案」については、今後検討。

○ 行政の関与は、基本的に市場の自主性・自律性にゆだねるものとし、行政の関与は必要最小限のものに限る。

c 財政投融资制度の改革

財政投融资制度を抜本的に改革する。郵便貯金等の資金運用部への預託を廃止するとともに、既往の貸付けの資金繰りに配慮しつつ、資金調達は市場原理にのっとったものとし、新たな機能にふさわしい仕組みを構築する。

エ 他省事務との関係

税関と他のボーダーコントロール機関との密接な連携を確保する。

オ 内部部局

財政投融资制度の抜本的改革及び国有財産管理事務のアウトソーシングに伴い、これら担当部門（現行の理財局）の整理等内部組織を見直す。

カ 外局

a 国税庁

- 当面、現行の国税庁を継続する。
- 徴税における中立性・公正性の確保を図るため、税制の簡素化を進めるとともに、いわゆる通達行政は縮減する。必要な通達については、国民にわかりやすい形で公表する。
- 国・地方を通ずる徴税の一元化については、地方自治との関係、国・地方を通ずる税制の在り方を踏まえ、今後検討する。
- 国税庁の人事については、幹部職員への内部登用を拡充し、その独立性を確保する。

- ⑤ 経済産業省〔略〕
- ⑥ 国土交通省〔略〕
- ⑦ 農林水産省〔略〕
- ⑧ 環境省〔略〕

- ⑨ 労働福祉省〔略〕
- ⑩ 教育科学技術省〔略〕
- 3 内部部局及び外局〔略〕
- 4 新たな省間調整システム〔略〕
- 5 評価機能の充実強化〔略〕
- 6 審議会等

(1) 改革の基本方針

審議会（国家行政組織法第8条に基づいて設置された審議会等をいう。）や懇談会等行政運営上の会合は、行政の民主化や専門知識の導入において従来一定の役割を果たしてきたが、その数が膨大になり、いわゆる隠れみものになっているのではないかとの批判を招いたり、縦割り行政を助長するなど、その弊害も目立つようになってきている。こうした問題点を解決し、行政責任を明確にするため、従来の審議会等を思い切って整理し、設置は必要最小限にとどめるとともに、その運営の改善を図る。

〔(2)、(3)略〕

- 7 特別の機関〔略〕
- 8 今後の検討課題（行政審判庁構想）〔略〕
- IV 行政機能の減量（アウトソーシング）、
効率化等〔略〕
- V 公務員制度の改革〔略〕
- VI その他〔略〕

未来に向けて（結びにかえて）〔略〕

（出所）首相官邸ウェブ・ページ『『最終報告
平成9年12月3日 行政改革会議』
[https://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku/
report-final/](https://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku/report-final/)

8-30 「財務省設置法案」の提案理由及びその内容

平成11年5月19日
衆議院行政改革に関する特別委員会

○太田〔誠一〕国務大臣（総務庁長官） ただいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案外16件の中央省庁等改革関連法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

本法律案は、さきに国会で成立した中央省庁等改革基本法にのって立案したものであります。

提案理由の第一は、内閣機能の強化とそ

れを通じた政治主導の強化であります。主権者である国民の信託に基づいて国会が指名する内閣総理大臣及び内閣総理大臣が任命する国務大臣が、それぞれ国政全体及び行政各部を実際にリードする環境を整備するものであります。

提案理由の第二は、府省の再編成と行政の整合性の確保であります。いわゆる縦割り行政の弊害を排し、その時々の方策課題に柔軟かつ整合的に対応できるように、権限ではなく、行政の目的である任務を基軸として、府省を大きくくり再編成することといたしております。また、新たに編成された府省間で互いの政策を協議する政策調整の制度を設けることといたしております。

提案理由の第三は、行政のスリム化であります。府省の再編成にあわせて機能を削減し、行政の事務の減量化を図ることといたしております。

提案理由の第四は、行政の透明化及び効率化であります。国の機関の独立行政法人化を行うこと等により、行政の透明化及び効率化を図ることといたしております。

以上述べました提案理由に即して順次法律案の概要を御説明申し上げます。

〔中略〕

次に、国家行政組織法の一部改正法案により、内閣の統括のもとに行政事務をつかさどる行政機関は、任務を基軸として、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10省に再編成し、各省庁は政策調整をしなければならないこととし、政策調整を円滑に進めるための手続を定めるとともに、各省庁の政策評価機能を強化することといたしております。また、実施庁の組織編成の弾力化を図るとともに、各省庁に局長に準ずる新たな職等を置くことができることとすることによって、機構を固定化することなく、内外の環境変化に対応できるようにすることといたしております。

次に、総務省設置法外10件の各省庁設置法案により、各省庁の任務及びそれを達成するために必要な所掌事務並びに各省庁に置かれる職、機関及び外局について定めて

おります。また、広範な裁量権限の根拠となっていないのではないかと疑念を抱かれる権限規定については、これを廃止しております。

〔中略〕

各府省の任務の概要について御説明申し上げます。

〔中略〕

財務省は、健全な財政の確保、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ること等を任務といたしております。

〔中略〕

中央省庁等改革関連法律案の施行期日は、内閣法の一部を改正する法律案にあつては別に法律で定める日とし、その他にあつては、一部の事項を除き、内閣法の一部を改正する法律案の施行の日としております。

以上が内閣法の一部を改正する法律案外16件の中央省庁等改革関連法律案の内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。

(出所)『第145回国会 衆議院行政改革に関する特別委員会議録第3号(その1)』1-3ページ。

8-31 「財務省設置法」

財務省設置法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成11年7月16日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

法律第95号

財務省設置法

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 財務省の設置並びに任務及び所掌事務
 - 第1節 財務省の設置(第2条)
 - 第2節 財務省の任務及び所掌事務(第3条・第4条)
- 第3章 本省に置かれる職及び機関
 - 第1節 特別な職(第5条)
 - 第2節 審議会等(第6条—第8条)

- 第3節 特別の機関(第9条—第11条)
- 第4節 地方支分部局(第12条—第17条)

第4章 国税庁

- 第1節 設置並びに任務及び所掌事務
 - 第1款 設置(第18条)
 - 第2款 任務及び所掌事務(第19条・第20条)
- 第2節 審議会等(第21条)
- 第3節 特別の機関(第22条)
- 第4節 地方支分部局(第23条・第24条)

第5章 雑則(第25条—第27条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、財務省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第2章 財務省の設置並びに任務及び所掌事務

第1節 財務省の設置

(設置)

第2条 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定に基づいて、財務省を設置する。

2 財務省の長は、財務大臣とする。

第2節 財務省の任務及び所掌事務(任務)

第3条 財務省は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保並びに造幣事業及び印刷事業の健全な運営を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第4条 財務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国の予算、決算及び会計に関する制度の企画及び立案並びに事務処理の統一に関すること。
- 二 国の予算及び決算の作成に関すること。
- 三 国の予備費の管理に関すること。
- 四 決算調整資金の管理に関すること。
- 五 国税収納金整理資金の管理に関すること。

- 六 各省各庁（財政法（昭和22年法律第34号）第21条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の予算の執行について財政及び会計に関する法令の規定により行う承認及び認証に関すること。
- 七 各省各庁の出納官吏及び出納員の監督に関すること。
- 八 国の予算の執行に関する報告の徴取、実地監査及び指示に関すること。
- 九 各省各庁の歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理すること。
- 十 物品及び国の債権の管理に関する事務の総括に関すること。
- 十一 国の貸付金を管理すること。
- 十二 政府関係機関の予算、決算及び会計に関すること。
- 十三 国家公務員の旅費その他実費弁償の制度に関すること。
- 十四 国家公務員共済組合制度に関すること。
- 十五 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に関する事務を行うこと。
- 十六 租税（関税、とん税及び特別とん税を除く。）に関する制度（外国との租税（関税、とん税及び特別とん税を除く。）に関する協定を含む。）の企画及び立案並びに租税の収入の見積りに関すること。
- 十七 内国税の賦課及び徴収に関すること。
- 十八 税理士に関すること。
- 十九 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十 醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関すること。
- 二十一 法令の定めるところに従い、第27条第1項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置を採ること。
- 二十二 印紙の形式に関する企画及び立案に関すること並びにその模造の取締りを行うこと。
- 二十三 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度（外国との関税及び税関行政に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。
- 二十四 関税、とん税及び特別とん税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税の貨物割の賦課及び徴収に関すること。
- 二十五 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。
- 二十六 保税制度の運営に関すること。
- 二十七 通関業の監督及び通関士に関すること。
- 二十八 通関情報処理センターの行う国際貨物業務の電子情報処理組織による処理に関すること。
- 二十九 国庫収支の調整その他国内資金運用の調整に関すること。
- 三十 国庫制度及び通貨制度の企画及び立案に関すること。
- 三十一 国庫金の出納、管理及び運用並びに国の保管金及び国が保管する有価証券の管理に関すること。
- 三十二 国債に関すること。
- 三十三 債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。
- 三十四 日本銀行の国庫金及び国債の取扱事務を監督すること。
- 三十五 地方債に関すること。
- 三十六 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締り並びに紙幣類似証券の取締りに関すること。
- 三十七 日本銀行券の種類、様式及び製造発行計画を定めること。
- 三十八 財政投融资制度の企画及び立案に関すること。
- 三十九 財政投融资計画の作成並びに資金運用部資金の管理及び運用に関すること。
- 四十 政府関係金融機関に関すること。
- 四十一 地震再保険事業に関すること。
- 四十二 たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 四十三 国有財産の総括に関すること。
- 四十四 普通財産の管理及び処分に関すること。
- 四十五 国家公務員の宿舍の設置（合同宿舍については、その設置及び管理）に関すること並びに国家公務員の宿舍の管理に関する事務の総括に関すること。
- 四十六 国の庁舎等の使用調整等に関する

特別措置法（昭和32年法律第115号）第5条に規定する特定国有財産整備計画に関すること。

四十七 外国為替に関する制度（外国との外国為替に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。

四十八 外国為替相場の決定及び安定並びに外国為替資金の管理及び運営その他外貨資金の管理に関すること。

四十九 国際収支の調整に関すること並びに所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。

五十 金の政府買入れに関すること及び金の輸出入の規制に関すること。

五十一 国際通貨制度及びその安定に関すること。

五十二 国際復興開発銀行その他の国際開発金融機関に関すること。

五十三 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第30条第1項に規定する技術導入契約の締結等及び外国投資家による同法第26条第2項に規定する対内直接投資等（第8条第1項第2号において「対内直接投資等」という。）の管理及び調整に関すること。

五十四 本邦からの海外投融资に関すること。

五十五 健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保の任務を遂行する観点から行う金融破綻（たん）処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案に関すること。

五十六 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

五十七 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

五十八 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

五十九 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。

六十 準備預金制度に関すること。

六十一 金融機関の金利の調整に関すること。

六十二 貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第10条第1項及び第3項の規定による貨幣の販売、旧貨幣及び同法第8条の規定により引き換えられた貨幣の鋳つぶし、貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析及び試験に関すること。

六十三 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券及び印刷物の製造並びに官報、法令全書、白書、調査統計資料その他の政府刊行物の編集、製造及び発行並びにすき入紙の製造の取締りに関すること。

六十四 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

六十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

六十六 政令で定める文教研修施設において、国の会計事務職員の研修及び所掌事務（財務省の地方支分部局においてつかさどる事務を含む。）に関する研修を行うこと。

六十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、財務省に属させられた事務

第3章 本省に置かれる職及び機関

第1節 特別な職

（財務官）

第5条 財務省に、財務官1人を置く。

2 財務官は、命を受けて、国の財務に関する事務その他の財務省の所掌事務のうち、国際的に処理を要する事項に関する事務を総括整理する。

第2節 審議会等

（設置）

第6条 本省に、次の審議会等を置く。

財政制度等審議会

関税・外国為替等審議会

（財政制度等審議会）

第7条 財政制度等審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財務大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 国の予算、決算及び会計の制度に関

する重要事項

ロ 国家公務員共済組合の制度に関する重要事項

ハ 財政投融资制度、財政投融资計画及び資金運用部資金に関する重要事項

ニ たばこ事業及び塩事業に関する重要事項

ホ 国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項

二 前号イからホまでに掲げる重要事項に関し、財務大臣に意見を述べること。

三 簡易生命保険の積立金の財政投融资計画に係る運用に関し、総務大臣に意見を述べること。

四 大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律（昭和22年法律第129号）、資金運用部資金法（昭和26年法律第100号）、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、財政制度等審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他財政制度等審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（関税・外国為替等審議会）

第8条 関税・外国為替等審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財務大臣の諮問に応じて関税率の改正その他の関税に関する重要事項を調査審議すること。

二 財務大臣若しくは経済産業大臣又は財務大臣及び事業所管大臣の諮問に応じて外国為替又は対内直接投資等若しくは技術導入契約（非居住者が行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約をいう。）に関する重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

四 外国為替及び外国貿易法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する

こと。

2 前項に定めるもののほか、関税・外国為替等審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他関税・外国為替等審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第3節 特別の機関

（設置）

第9条 本省に、次の特別の機関を置く。

造幣局

印刷局

（造幣局）

第10条 造幣局は、第4条第62号に掲げる事務をつかさどる。

2 造幣局長の長は、造幣局長とする。

3 造幣局には、部及び支局を置くことができる。

4 前項の部の名称及び所掌事務は、政令で定める。

5 造幣局の位置、第3項の部の内部組織並びに同項の支局の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

（印刷局）

第11条 印刷局は、第4条第63号に掲げる事務をつかさどる。

2 印刷局長の長は、印刷局長とする。

3 印刷局には、部、工場その他の機関及び出張所を置くことができる。

4 前項の部の名称及び所掌事務は、政令で定める。

5 印刷局の位置、第3項の部の内部組織並びに同項の工場その他の機関及び出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

第4節 地方支分部局

（設置）

第12条 本省に、次の地方支分部局を置く。

財務局

税関

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、沖縄地区税関を置く。

（財務局）

第13条 財務局は、財務省の所掌事務のうち第4条第1号、第3号、第6号、第8号、第10号、第12号、第14号、第15号、第32号、第35号、第40号、第41号、第42号（製造た

ばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること(を除く。)から第46号まで、第61号及び第67号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌し、並びに金融庁設置法(平成10年法律第130号)第4条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務局に属させられた事務をつかさどる。

- 一 国の予算の作成に関すること。
- 二 国家公務員の旅費の制度に関すること。
- 三 国内資金運用の調整に関すること。
- 四 日本銀行の国庫金の取扱事務を監督すること。
- 五 貨幣及び紙幣並びに紙幣類似証券の取締りに関すること。
- 六 資金運用部資金の管理及び運用に関すること。
- 七 所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。
- 八 金の政府買入れに関すること。

2 財務局は、前項に規定する財務局に属させられた事務については、別に法令で定めるものを除き、金融庁長官の指揮監督を受けるものとする。

3 財務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(財務支局)

第14条 財務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務支局を置く。

2 前項に定めるもののほか、財務支局は、金融庁設置法第4条各号に掲げる事務のうち法令の規定により財務支局に属させられた事務をつかさどる。

3 財務支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 財務支局の所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

5 前条第2項の規定は、第2項に規定する財務支局に属させられた事務について準用する。

(財務事務所及び財務局、財務支局又は財務事務所の出張所)

第15条 財務局及び財務支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務事務所を置く。

2 財務事務所 of 名称、位置及び管轄区域は、

政令で定める。

3 財務事務所 of 所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

4 財務大臣は、財務局、財務支局又は財務事務所 of 所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務局、財務支局又は財務事務所 of 出張所を置くことができる。

5 財務局、財務支局又は財務事務所 of 出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

(税関等)

第16条 税関及び沖縄地区税関は、財務省 of 所掌事務のうち、第4条第23号から第28号まで、第65号及び第67号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

一 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。

二 所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。

三 金の輸出入の規制に関すること。

四 輸出入貨物に対し内国税を賦課及び徴収すること。

2 税関及び沖縄地区税関は、前項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りを行うこと。

二 輸出入取引法(昭和27年法律第299号)により、貨物の輸出の取締りを行うこと。

3 税関及び沖縄地区税関は、前項各号に掲げる事務については、経済産業大臣の指揮監督を受けるものとする。

4 税関の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

5 沖縄地区税関の位置及び管轄区域は、政令で定める。

6 沖縄地区税関の内部組織は、財務省令で定める。

(税関等の支署、出張所及び監視署)

第17条 財務大臣は、税関又は沖縄地区税関 of 所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税関又は沖縄地区税関の支署、出張所又は監視署並びに支署の出張所又は監視署を置くことができる。

2 税関又は沖縄地区税関の支署、出張所及び監視署並びに支署の出張所及び監視署 of

名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

第4章 国税庁

第1節 設置並びに任務及び所掌事務

第1款 設置

第18条 国家行政組織法第3条第2項の規定に基づいて、財務省に、国税庁を置く。

2 国税庁の長は、国税庁長官とする。

第2款 任務及び所掌事務 (任務)

第19条 国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第20条 国税庁は、前条の任務を達成するため、第4条第17号、第19号（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）から第22号まで、第65号及び第67号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 税理士制度の運営に関すること。
- 二 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
- 三 政令で定める文教研修施設において、国税庁の所掌事務に関する研修を行うこと。

第2節 審議会等

(国税審議会)

第21条 国税庁に、国税審議会を置く。

2 国税審議会は、国税通則法（昭和37年法律第66号）、税理士法（昭和26年法律第237号）及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 国税審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、財務大臣が任命する。

4 前2項に定めるもののほか、国税審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他国税審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第3節 特別の機関

(国税不服審判所)

第22条 国税庁に、国税不服審判所を置く。

2 前項に定めるもののほか、国税不服審判

所については、国税通則法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第4節 地方支分部局

(国税局等)

第23条 国税庁に、地方支分部局として、国税局を置く。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、国税庁に、地方支分部局として、沖縄国税事務所を置く。

3 国税局及び沖縄国税事務所は、国税庁の所掌事務のうち、第4条第17号、第19号（酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く。）、第20号、第65号及び第67号に掲げる事務並びに次に掲げる事務を分掌する。

- 一 税理士制度の運営に関すること。
- 二 印紙の模造の取締りを行うこと。
- 三 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

4 国税局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

5 国税局に、政令で定める数の範囲内において、財務省令で定めるところにより、部を置くことができる。

6 前項に定めるもののほか、国税局の内部組織は、財務省令で定める。

7 沖縄国税事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

8 沖縄国税事務所の内部組織は、財務省令で定める。

(税務署)

第24条 国税局及び沖縄国税事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署を置く。

2 税務署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

3 財務大臣は、税務署の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、税務署の支署を置くことができる。

4 税務署の支署の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

第5章 雑則

(職員)

第25条 造幣局及び印刷局の職員（造幣局長及び印刷局長を除く。）の任免は、それぞ

れ造幣局長及び印刷局長が行う。

(国税庁監察官)

第26条 国税庁の所属職員(国税庁、国税局及び沖縄国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く。以下同じ。)についてその職務上必要な監察及び第4条第21号に掲げる事務を行わせるため、国税庁に国税庁監察官120人以内を置く。

2 国税庁監察官は、国税庁の職員のうちから、国税庁長官が命ずる。

3 国税庁監察官は、第1項の規定による職務以外の職務を行ってはならない。

(国税庁監察官の行う捜査)

第27条 国税庁監察官は、次に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

一 国税庁の所属職員がしたその職務に関する犯罪

二 国税庁の所属職員がその職務を行う際にした犯罪

三 前2号に掲げる犯罪の共犯

四 国税庁の所属職員に対する刑法(明治40年法律第45号)第198条の犯罪

2 前項の捜査については、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定を適用する。ただし、逮捕、差押え、捜索、検証及び検視並びに同法第224条第1項及び第225条第2項の規定による請求は、することができない。

3 前項ただし書の規定は、刑事訴訟法第213条の規定の適用を妨げるものではない。

4 第2項の場合において、刑事訴訟法第193条、第194条、第196条、第198条第1項、第221条、第222条第1項(第221条に関する部分に限る。)、第223条第1項、第227条第1項、第268条第2項、第430条第2項(領置に関する部分に限る。))及び第435条第7号中「司法警察職員」とあり、並びに同法第20条第6号、第29条第2項、第241条及び第246条中「司法警察員」とあるのは、それぞれ「国税庁監察官」と読み替えるものとする。

5 検察官、都道府県公安委員会及び司法警察職員と国税庁監察官とは、第1項各号に掲げる犯罪の捜査に関し、互いに協力しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定は、第1項各号に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の責務を軽減するものではない。

7 国税庁監察官は、その職務を行うに当たっては、身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

附 則

1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。

2 当分の間、第4条第17号中「内国税」とあるのは、「内国税及び地方税法附則第9条の4から第9条の16までに規定する地方消費税の譲渡割」と読み替えるものとする。

3 当分の間、他の法令において「税関」、「税関長」、「国税局」又は「国税局長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ沖縄地区税関、沖縄地区税関長、沖縄国税事務所又は沖縄国税事務所長を含むものとする。

(出所)『官報』(平成11年7月16日号外第135号)209-212ページ。

8-32 「平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成元年6月9日
衆議院大蔵委員会

○村山〔達雄〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、我が国財政は、巨額の公債残高を抱え、国債の利払い費も歳出予算の約2割を占めるなど、なお極めて厳しい状態にあり、我が国経済の着実な発展と国民生活の安定向上を図るためには、引き続き財政の改革を強力に推進し、その対応力の回復を図ることが緊要であります。

このため、政府は、まず、平成2年度までの間に特例公債依存体質から脱却し、公債依存度の引き下げに努めるという目標を掲げ、財政再建に向けて努力をしまり

ました。平成元年度予算におきましても、経済が好調に推移しているこの時期にこそ、目標達成に向けて確かな歩みを進めることが何よりも重要であると考え、緩むことなく歳出の徹底した見直し・合理化に取り組んだところであります。

その結果、特例公債発行額を前年度当初予定額に比し、1兆8200億円減額することができました。また、公債依存度も、前年度当初予算の15.6%から11.8%にまで低下しており、努力目標達成に向けて着実に歩みを進めたものになったと考えております。

しかしながら、平成元年度におきましては、なお財源が不足するため、特例公債の発行を行うこととするほか、国債費定率繰り入れ等の停止などの措置をとらざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し述べましたように、特例公債の発行等、平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、特例公債の発行であります。

平成元年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行できることとしております。

第二は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

平成元年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、国債総額の100分の1.6に相当する金額の繰り入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰り入れは、行わないこととしております。

第三は、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。

平成元年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助に係る額から400億円を控除して繰り入れるものとするなどの措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びそ

の内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第114回国会 衆議院大蔵委員会議録第10号』1-2ページ。

8-33 「平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する附帯決議」

平成元年 6月16日
衆議院大蔵委員会

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 我が国経済の着実な発展と国民生活の安定・向上を図るためには、引き続き行財政の改革を強力に推進し、財政の対応力の回復を図ることが緊要であり、歳入歳出両面において制度改革を含め、さらに徹底した見直しに取り組むとともに、特例公債依存体質脱却後の財政運営の在り方について今後鋭意検討を進め、財政改革に引き続き努めること。

一 今後とも公債の償還に支障なきよう、所要の財源の確保に努め、もって公債に対する国民の信頼の保持に万全を期するとともに、日本電信電話株式会社の株式売却収入の社会資本整備への活用に当たっては、国債整理基金の円滑な運営に支障が生じないように十分留意すること。

一 現下の内外経済情勢にかんがみ、均衡かつ調和ある経済発展を図るため、引き続き適切かつ機動的な財政・金融政策の運営に努めること。

一 為替相場の我が国経済に与える影響が極めて大きいことにかんがみ、今後とも各国との政策協調等を通じて、安定した為替相場の実現に努めること。

(出所)『第114回国会 衆議院大蔵委員会議録第12号』16ページ。

8-34 「平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成元年 6 月 28 日

内閣総理大臣 宇野 宗佑

法律第 42 号

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第 1 条 この法律は、平成元年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、同年度における一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れ及び一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行等)

第 2 条 政府は、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条第 1 項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成元年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成 2 年 6 月 30 日までの間、行うことができる。この場合において、同年 4 月 1 日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成元年度所属の歳入とする。

3 政府は、第 1 項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第 1 項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治 39 年法律第 6 号）第 5 条第 1 項及び

第 5 条ノ 2 の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。

5 政府は、第 1 項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第 5 条第 1 項又は第 5 条ノ 2 の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第 3 条 平成元年度において、国債整理基金特別会計法第 2 条第 1 項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第 2 項及び同法第 2 条ノ 2 第 1 項の規定は、適用しない。

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例)

第 4 条 政府は、平成元年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについては、同年度の健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 70 条ノ 3 第 1 項及び第 2 項に規定する国庫補助に係るものについて、これらの額の合算額から 400 億円を控除して、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況を勘案して、予算の定めるところにより、一般会計から当該勘定に 400 億円に達するまでの金額を繰り入れる措置その他の適切な措置を講じなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(出所)『官報』（平成元年 6 月 28 日号外特第 15 号）49 ページ。

8-35 「平成 2 年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成 3 年 12 月 11 日
衆議院大蔵委員会

○羽田〔孜〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました平成 2 年度歳入歳出の

決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成2年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

平成3年度におきましては、租税及び印紙収入が最近までの収入実績等を勘案すると、当初予算に対し、大幅な減収となることが避けられない見通しとなりました。このため、政府は、補正予算編成に当たり、既定経費の節減等に最大限の努力を払うとともに、追加財政需要につきましても極力圧縮し、災害関係経費、給与改善費等特に緊要となった事項について措置を講ずることとしたところであります。さらに、大幅な税収減に対応するためのやむを得ざる措置として、災害関係経費の追加等に対応するものを含め、建設公債の追加発行を行うことといたしております。

しかしながら、これらをもってしても、なお財源が不足することから、本法律案は、臨時異例の措置として、平成2年度歳入歳出の決算上の剰余金の全額を補正予算の不足財源に充当することができるよう、財政法の特例を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明を申し上げます。

財政法第6条第1項においては、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を翌々年度までに公債又は借入金の償還財源に充てなければならないこととされておりますが、平成2年度の剰余金につきましては、この規定は適用しないこととしております。

〔中略〕

以上が、平成2年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案〔中略〕の提案の理由及びその内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

(出所)『第122回国会 衆議院大蔵委員会議録第3号』3ページ。

8-36 「平成2年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律」

平成2年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成3年12月20日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

法律第98号

平成2年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

財政法(昭和22年法律第34号)第6条第1項の規定は、平成2年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(出所)『官報』(平成3年12月20日号外第181号)3ページ。

8-37 「平成3年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成4年11月26日

衆議院大蔵委員会

○羽田〔孜〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました平成3年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成3年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成4年度におきましては、租税及び印紙収入が最近までの収入実績等を勘案すると、当初予算に対し大幅な減収となることが避けられない見通しである一方、総合経済対策に関連する経費を計上するとともに、給与改善費など特に緊要となった事項について措置を講ずる必要が生じております。このため、政府は、補正予算編成に当たり、既定経費の節減等に最大限の努力を払うとともに、追加財政需要につきましても極力圧縮し、さらに、やむを得ざる措置として、

公共事業関係費の追加に対応するものなどについて建設公債の追加発行を行うことといたしております。

しかしながら、これらをもってしてもなお財源が不足することから、本法律案は、臨時異例の措置として、平成3年度歳入歳出の決算上の剰余金の全額を補正予算の不足財源に充当することができるよう、財政法の特例を定めるとともに、一般会計において承継した債務等の償還の延期について所要の法的措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、剰余金処理の特例についてであります。

財政法第6条第1項においては、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を翌々年度までに公債または借入金の償還財源に充てなければならないこととされておりますが、平成3年度の剰余金については、この規定は適用しないことといたしております。

第二は、一般会計において承継した債務等の償還の特例についてであります。

交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したもの並びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したもののうち、平成4年度において償還すべき金額については、それぞれその資金運用部に対する償還を延期することができることとし、当該延期に係る金額については、5年以内の据置期間を含め、10年以内に償還しなければならないことといたしております。

[中略]

以上が、平成3年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案〔中略〕の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

(出所)『第125回国会 衆議院大蔵委員会議録第1号』2ページ。

8-38 「平成3年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律」

平成3年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成4年12月16日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

法律第102号

平成3年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律

(剰余金処理の特例)

第1条 財政法(昭和22年法律第34号)第6条第1項の規定は、平成3年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第2条 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第37号)附則第3項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成4年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和61年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和61年法律第76号)第2条第1項及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成2年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成2年法律第45号)第2条第2項の規定により一般会計において承継した債務のうち平成4年度において償還すべき金額については、それぞれその償還を延期することができる。この場合において、当該延期に係る金額については、10年(5年以内の据置期間を含む。)以内に償還しなければならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の表中「昭和66年度」を「平成3年度」に、「昭和67年度」を「平成4

年度」に、「昭和68年度」を「平成5年度」に、「昭和69年度」を「平成6年度」に、「昭和70年度」を「平成7年度」に、「昭和71年度」を「平成8年度」に、「昭和72年度」を「平成9年度」に、「昭和73年度」を「平成10年度」に、「昭和74年度」を「平成11年度」に、「昭和75年度」を「平成12年度」に改める。

(出所)『官報』(平成4年12月16日号外第188号)33ページ。

8-39 「平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成5年2月17日
衆議院大蔵委員会

○林〔義郎〕国務大臣〔大蔵大臣〕 たいだいま議題となりました〔中略〕平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、〔中略〕

次に、平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成5年度予算の編成に当たっては、税収が前年度当初税収を下回るといふ異例に厳しい税収動向、財政事情のもとで、景気や生活大国づくりへの配慮など社会経済情勢の推移に即応した財源の重点的・効率的配分を行う一方、特例公債を再び発行するような事態は厳にこれを回避するため、既存の制度、施策や歳出の徹底した見直しを行ったところであります。

本法律案は、こうした努力に加え、一般会計において承継した債務等の償還の延期及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの繰り入れの特例について所要の法的措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、一般会計において承継した債務等の償還の特例についてであります。

交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したものと並

びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したもののうち、平成5年度において償還すべき金額については、それぞれその資金運用部に対する償還を延期することができることとし、当該延期に係る金額については、5年以内の据置期間を含め、10年以内に償還しなければならないこととしております。

第二は、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。

平成5年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に定める額から1300億円を控除して繰り入れるものとするともに、後日、政府管掌健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度の当該勘定の収支の状況等を勘案して、繰り入れ調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

以上が、〔中略〕平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第126回国会 衆議院大蔵委員会議録第3号』2ページ。

8-40 「平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案に対する附帯決議」

平成5年2月23日
衆議院大蔵委員会

平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について配慮すべきである。

- 一 承継債務の繰延べ等は、あくまで臨時緊急の措置として慎重に取り扱い、それぞれの制度・施策の運営に支障を生じない範囲で行われ、歯止めを有しているものに限るよう留意するとともに、既存の

制度・施策や歳出構造について、さらに徹底した見直しに取り組むこと。

- 一 財政投融资の運用に当たっては、情勢やニーズの変化に的確に対応して、対象分野や対象事業について見直しを図ること。
- 一 政府管掌健康保険に対する国民の信頼を保持するために、国庫補助の繰入特例措置及びその利子について、国及び政府管掌健康保険の財政状況等を勘案しつつ、できる限り速やかな繰戻しに努めるとともに、保健福祉施設事業について、質的な充実も含め、その計画的推進に努めること。

(出所)『第126回国会 衆議院大蔵委員会議録第4号』28ページ。

8-41 「平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律」

平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成5年3月31日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

法律第9号

平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

- 第1条** 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第37号)附則第3項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成5年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和61年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和61年法律第76号)第2条第1項及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成2年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成2年法律第45号)第2条第2項の規定により一般会計において承継した債務のうち平成5年度において償還すべき

金額については、それぞれその償還を延期することができる。この場合において、当該延期に係る金額については、10年(5年以内の据置期間を含む。)以内に償還しなければならない。

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例)

- 第2条** 政府は、平成5年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについては、同年度の健康保険法(大正11年法律第70号)第70条ノ3第1項及び第2項に規定する国庫補助に係るものについて、これらの額の合算額から1300億円を控除して、繰り入れるものとする。

- 2 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況等を勘案して、予算の定めるところにより、1300億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

附 則

この法律は、平成5年4月1日から施行する。

(出所)『官報』(平成5年3月31日号外特第7号)54ページ。

8-42 「平成5年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成5年12月3日

衆議院大蔵委員会

- 藤井〔裕久〕国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました平成5年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成5年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成5年度第2次補正予算におきまして

は、税収が第1次補正後予算に対し大幅な減収となることが避けられない見通しである一方、緊急経済対策や冷害等対策など特に緊要となった事項等について措置を講ずる必要が生じております。このため、政府は、既定経費の節減等に最大限の努力を払うとともに、追加財政需要につきましても極力圧縮し、さらに、やむを得ざる措置として、公共事業関係費の追加に対応するもの等について建設公債を追加発行することといたしております。

しかしながら、これらをもってしてもなお財源が不足することから、特例的な措置として、当初予定していた国債整理基金特別会計に対する定率繰り入れ等を停止することとし、このため、本法律案を提出した次第であります。

なお、定率繰り入れ等の停止に伴い国債整理基金の運営に支障が生じることのないよう、NTT株式の売却収入に係る無利子貸し付けについて繰り上げ償還を実施するとともに、地方公共団体等に対し相当額の償還時補助金を交付することとし、このため必要となる措置を講ずることといたしております。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

毎年度国債の元金の償還に充てるため国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は、国債整理基金特別会計法第2条第2項に規定する前年度首国債総額の100分の1.6に相当する金額及び同法第2条ノ2第1項に規定する割引国債に係る発行価格差減額の年割り額に相当する金額とされておりますが、平成5年度におきましては、これらの規定は適用しないこととしております。

次に、〔中略〕

以上が、平成5年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案〔中略〕の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第128回国会 衆議院大蔵委員会議録第4号』2ページ。

8-43 「平成5年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律」

平成5年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成5年12月22日

内閣総理大臣 細川 護熙

法律第98号

平成5年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律

平成5年度において、国債整理基金特別会計法(明治39年法律第6号)第2条第1項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第2項及び同法第2条ノ2第1項の規定は、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(出所)『官報』(平成5年12月22日号外第222号)3ページ。

8-44 「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成6年6月3日
衆議院大蔵委員会

○藤井〔裕久〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました〔中略〕平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

〔中略〕

次に、平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

平成6年度予算の編成に当たりましては、

現下のまことに深刻な財政事情と厳しい経済状況にかんがみ、平成5年度第3次補正予算とあわせ、可能な限り景気に配慮するよう努めるとともに、従来にも増して徹底した歳出の洗い直しに取り組む一方、限られた資金の重点的、効率的配分に努め、質的な充実にも配慮したところであります。

本法律案は、こうした努力に加え、平成6年度の財政運営を適切に行うため、各種制度の運営に支障が生じない範囲の特例的な措置として、平成6年度において、国債費定率繰り入れの停止等の会計間の繰り入れ等に関する措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、国債費定率繰り入れ等の停止であります。

毎年度国債の元金の償還に充てるため国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は、国債整理基金特別会計法第2条第2項に規定する前年度首国債総額の100分の1.6に相当する金額及び同法第2条ノ2第1項に規定する割引国債に係る発行価格差減額の年割り額に相当する金額とされておりますが、平成6年度におきましては、これらの規定は適用しないこととしております。

なお、定率繰り入れ等の停止に伴い国債整理基金の運営に支障が生じることのないよう、別途、NTT株式の売却収入に係る無利子貸し付けについて繰り上げ償還を実施するとともに、地方公共団体等に対し相当額の償還時補助金を交付することとし、このため必要となる措置を講ずることとしております。

第二は、国民年金国庫負担金の平準化措置による平成6年度の加算額に係る一般会計からの繰り入れの特例であります。

平成6年度における一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰り入れについては、国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れの平準化を図るための一般会計からする繰り入れの特例に関する法律の規定による繰り入れ金額の算定において加算するものとされている金額はこれを加算しないものとするともに、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれ

ることのないよう、加算しなかった金額に相当する額及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

第三は、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。

平成6年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に定める額から1200億円を控除して繰り入れるものとするともに、後日、政府管掌健康保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度の当該勘定の収支の状況等を勘案して、繰り入れ調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

第四は、雇用保険事業に係る一般会計からの繰り入れの特例であります。

平成6年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れについては、雇用保険法に定める額から300億円を控除して繰り入れるものとするともに、後日、雇用保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度の当該勘定の収支の状況等を勘案して、繰り入れ調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

第五は、一般会計において承継した債務等の償還の特例についてであります。

交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したものと並びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したもののうち、平成6年度において償還すべき金額については、それぞれその資金運用部に対する償還を延期することができることとし、当該延期に係る金額については、5年以内の据置期間を含め、10年以内に償還しなければならないこととしております。

第六は、自動車損害賠償責任再保険特別会計から一般会計への繰り入れであります。

平成6年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定及び保障勘定から8100億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとするともに、後日、

繰入金相当額及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

第七は、造幣局特別会計から一般会計への繰り入れであります。

平成6年度において、造幣局特別会計から1億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとしております。

以上が、〔中略〕平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第129回国会 衆議院大蔵委員会議録第6号』14ページ。

8-45 「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」

平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

国事行為臨時代官

平成6年6月24日

内閣総理大臣 羽田 孜

法律第43号

平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、平成6年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における一般会計からの国債整理基金特別会計への国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置、一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定、厚生保険特別会計健康勘定及び労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例に関する措置、一般会計において承継した債務等の償還の特例に関する措置並びに自動車損害賠償責任再保険特別会計及び造幣局特別会計からの一

般会計への繰入れの特別措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第2条 平成6年度において、国債整理基金特別会計法(明治39年法律第6号)第2条第1項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第2項及び同法第2条ノ2第1項の規定は、適用しない。

(一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例)

第3条 政府は、平成6年度における一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れについては、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律(昭和58年法律第46号。第4項において「繰入特例法」という。)第3条第3項において読み替えて適用する同法第2条第1項の規定による繰入金額の算定において加算するものとされている同法別表の平成6年度の項の下欄に掲げる金額の同法第3条第1項の政令による改定後の金額は、これを加算しないものとする。

2 政府は、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、前項の規定により繰入金額の算定において加算しなかった金額に相当する額及び同項の規定による特例措置がとられなかったとした場合に国民年金特別会計国民年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 前項の規定による一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 平成6年度及び第2項の規定による繰入れがされた年度における繰入特例法第2条第2項及び第5条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例)

第4条 政府は、平成6年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについては、同年度の健康保険法(大正11年法律第70号)第70条ノ3第1項及び第2項に規定する国庫補助に係るものについて、これらの額の合算額から1200億円を控除して、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況等を勘案して、予算の定めるところにより、1200億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

(一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例)

第5条 政府は、平成6年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰入れについては、同年度の雇用保険法(昭和49年法律第116号)第66条第1項及び第67条前段に規定する国庫負担に係るものについて、これらの額の合算額から300億円を控除して、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、雇用保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度における労働保険特別会計雇用勘定の収入支出の状況等を勘案して、予算の定めるところにより、300億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 前項の規定による一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 平成6年度及び第2項の規定による繰入れがされた年度における労働保険特別会計法(昭和47年法律第18号)第20条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第6条 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第37号)附則第3項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成6年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和61年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(昭和61年法律第76号)第2条第1項及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成2年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律(平成2年法律第45号)第2条第2項の規定により一般会計において承継した債務のうち平成6年度において償還すべき金額については、それぞれその償還を延期することができる。この場合において、当該延期に係る金額については、10年(5年以内の据置期間を含む。)以内に償還しなければならない。

(自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ)

第7条 政府は、平成6年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から7800億円、同特別会計の保障勘定から300億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、それぞれその繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計の保険勘定又は保障勘定に繰り入れるものとする。

3 第1項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの同特別会計の保険勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳入とする。

(造幣局特別会計からの一般会計への繰入れ)

第8条 政府は、平成6年度において、造幣局特別会計から、1億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金に相当する金額は、造幣局特別会計法(昭和25年法律第63号)第27条の規定による繰越利益金の額から減額して整理するものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律の一部を次のように改正する。

「昭和64年度」を「平成元年度」に、「昭和65年度」を「平成2年度」に、「昭和66年度」を「平成3年度」に、「昭和67年度」を「平成4年度」に、「昭和68年度」を「平成5年度」に、「昭和69年度」を「平成6年度」に、「昭和70年度」を「平成7年度」に、「昭和71年度」を「平成8年度」に、「昭和72年度」を「平成9年度」に、「昭和73年度」を「平成10年度」に改める。
(出所)『官報』(平成6年6月24日号外特第17号)8ページ。

8-46 「平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成6年3月24日
衆議院大蔵委員会

○藤井〔裕久〕国務大臣〔大蔵大臣〕 たいだいま議題となりました平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

所得税減税の実施等により、平成6年度の一般会計予算において見込まれる租税収入の減少については、公債の発行により対処せざるを得ないところであります。この

ため、財政法第4条第1項ただし書きの規定により発行する公債のほか、公債の発行を行うことができることとする必要があります。本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

平成6年度の一般会計予算において見込まれる、平成6年分所得税の特別減税の実施による所得税の収入の減少、法人特別税の課税対象期間の終了による法人特別税の収入の減少、相続税の負担軽減による相続税の収入の減少及び普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができること等としております。

〔中略〕

以上が、平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案〔中略〕の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第129回国会 衆議院大蔵委員会議録第2号』1-2ページ。

8-47 「平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律」

平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成6年3月31日

内閣総理大臣 細川 護熙

法律第28号

平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律

(特例公債の発行)

第1条 政府は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書きの規定により発

行する公債のほか、平成6年度の一般会計予算において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

- 一 平成6年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成6年法律第29号）に定める特別減税の実施による所得税の収入の減少
- 二 法人特別税法（平成4年法律第15号）第2条第4号に規定する指定期間の終了による法人特別税の収入の減少
- 三 相続税法の一部を改正する法律（平成6年法律第23号）及び租税特別措置法の一部を改正する法律（平成6年法律第22号）の施行による相続税の収入の減少
- 四 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第86条の4第1項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少

（償還計画の国会への提出）

第2条 政府は、前条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

附 則

この法律は、平成6年4月1日から施行する。

（出所）『官報』（平成6年3月31日号外特第6号）69ページ。

8-48 「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成6年10月20日
衆議院税制改革に関する特別委員会

○武村〔正義〕国務大臣〔大蔵大臣〕 たいいま議題となりました所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案につきまして御説明を申し上げます。

今般の税制改革の実施に際し、当面の経済状況に配慮して所得税減税を先行すること等により平成6年度、7年度及び8年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少については、公債の発行により対処せざるを得ないところであります。このため、財政法第4条第1項ただし書きの規定等により発行する公債のほか、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債の発行を行うことができることとするともに、当該公債等の償還に充てるための一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れの特例措置を講ずる必要があります。本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

平成6年度、7年度及び8年度の一般会計の歳入において見込まれる、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うため、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとしております。

さらに、当該公債等の償還に充てるため、国債整理基金特別会計法の規定による繰り入れを行うほか、平成10年度から29年度までの各年度において一般会計から国債整理基金特別会計に所要の償還財源の繰り入れを行うこととしております。

〔中略〕

以上が、〔中略〕法案の理由及びその内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

（出所）『第131回国会 衆議院税制改革に関する特別委員会第2号』1ページ。

8-49 「所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律」

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成6年12月2日

内閣総理大臣 村山 富市

法律第108号

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律

(特例公債の発行)

第1条 政府は、平成6年度において、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定及び平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律(平成6年法律第28号)第1条の規定により発行する公債のほか、同年度の一般会計の歳入において見込まれる所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)の施行による所得税に係る租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 政府は、平成7年度において、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、同年度の一般会計の歳入において見込まれる次に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

- 一 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行による所得税の収入の減少
- 二 平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成6年法律第110号)に定める特別減税の実施による所得税の取

入の減少

- 三 相続税法の一部を改正する法律(平成6年法律第23号)及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成6年法律第22号)の施行による相続税の収入の減少
- 3 政府は、平成8年度において、財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、同年度の一般会計の歳入において見込まれる前項第1号及び第3号に掲げる租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。
- (特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第2条 前条第1項の規定による公債の発行は、平成7年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成6年度所属の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)

第3条 政府は、第1条各項の議決を経ようとするときは、それぞれ同条各項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例)

第4条 政府は、第1条各項の規定及び平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律第1条の規定により発行した公債の償還に充てるため、国債整理基金特別会計法(明治39年法律第6号)の規定による繰入れを行うほか、平成10年度から平成29年度までの各年度において、当該公債の発行額面金額(割引の方法により発行した場合においては、発行価格に相当する金額)の総額から3485億6000万円を控除した額の30分の1に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

附 則

この法律は、平成7年1月1日から施行する。

(出所)『官報』(平成6年12月2日号外第226号)7ページ。

8-50 「阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成7年2月24日
衆議院大蔵委員会

○武村〔正義〕国務大臣〔大蔵大臣〕 阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律案について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

今般、阪神・淡路大震災等に対応し必要な財政措置を講ずるため、平成6年度補正予算（第2号）を提出し御審議をお願いしておりますが、この措置に必要な財源を確保するため、平成6年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政法第4条第1項ただし書きの規定により同年度において追加的に発行される公債の発行時期及び会計年度所属区分の特例に関する措置を定める必要があり、本法律案を提出した次第であります。

以下、その内容につきまして御説明を申し上げます。

平成6年度一般会計補正予算（第2号）において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書きの規定等による公債のほか、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとしております。

また、当該補正予算において追加的に発行される財政法第4条第1項ただし書きの規定による公債について、平成7年6月30日まで発行することができること等としております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

（出所）『第132回国会 衆議院大蔵委員会議録第6号』1ページ。

8-51 「阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律」

阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成7年3月1日

内閣総理大臣 村山 富市

法律第17号

阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律

（趣旨）

第1条 この法律は、阪神・淡路大震災に対処するために必要な財源を確保するため、平成6年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定により平成6年度において追加的に発行される公債についての発行時期及び会計年度所属区分の特例に関する措置を定めるものとする。

（特例公債の発行等）

第2条 政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定、平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律（平成6年法律第28号）第1条の規定及び所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律（平成6年法律第108号）第1条第1項の規定により発行する公債のほか、平成6年度の一般会計補正予算（第2号）において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成7年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行

される同項の公債に係る収入は、平成6年度所属の歳入とする。

3 政府は、第1項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第1項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

(財政法第4条第1項ただし書の規定による公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第3条 財政法第4条第1項ただし書の規定により平成6年度の一般会計補正予算(第2号)をもって国会の議決を経た金額の範囲内で発行する公債のうち同項ただし書の規定により同年度の一般会計補正予算(第1号)をもって国会の議決を経た金額を超え、同項ただし書の規定により同年度の一般会計補正予算(第2号)をもって国会の議決を経た金額に達するまでの分の額に相当する額の公債の発行は、平成7年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同項ただし書の公債に係る収入は、平成6年度所属の歳入とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(出所)『官報』(平成7年3月1日号外特第14号)18ページ。

8-52 「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成7年2月15日
衆議院大蔵委員会

○武村〔正義〕国務大臣〔大蔵大臣〕 たいま議題となりました平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成7年度予算の編成に当たりましては、一段と深刻さを増した財政事情のもと、財政体質の歯どめなき悪化につながりかね

い特例公債の発行を回避するため、従来にも増して徹底した歳出の洗い直しに取り組む一方、限られた財源の中で資金の重点的、効率的な配分に努め、質的な充実に配慮したところでございます。

本法律案は、こうした努力に加え、平成7年度の財政運営を適切に行うため、各種制度の運営に支障が生じない範囲の特例的な措置として、平成7年度において、国債費定率繰り入れの停止等の会計間の繰り入れに関する措置等を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、毎年度国債の元金の償還に充てるため国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は、国債整理基金特別会計法第2条第2項に規定する前年度首国債総額の100分の1.6に相当する金額及び同法第2条ノ2第1項に規定する割引国債に係る発行価格差減額の年割り額に相当する金額とされておりますが、平成7年度におきましては、これらの規定は適用しないこととしております。

第二に、平成7年度において、定率繰り入れ等の停止に伴い国債整理基金の運営に支障が生じないようにするため、日本道路公団、日本開発銀行等に対するNTT株式の売却収入に係る無利子貸し付けについて、繰り上げ償還を行うことができることとするとともに、別途、貸付先に対して相当額の貸し付けを行うこととしております。

第三に、平成5年度の決算上の不足に係る国債整理基金から決算調整資金への繰り入れ相当額につきましては、決算調整資金に関する法律の規定により、平成7年度までに一般会計から決算調整資金を通じて国債整理基金に繰り戻すこととされておりますが、この繰り戻しを平成8年度まで延期することとしております。

第四に、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したものと並びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したもののうち、平成7年度において償還すべき金額については、それぞれその資金運用部に対する償還を延期すること

ができることとし、当該延期に係る金額につきましては、5年以内の据置期間を含め、10年以内に償還しなければならないこととしております。

第五に、平成7年度における一般会計から厚生年金特別会計年金勘定への繰り入れのうち経過的国庫負担につきましては、その2分の1に相当する金額を下らない範囲内において予算で定める金額を繰り入れるものとするとともに、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、繰入調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

第六に、平成7年度における一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰り入れについては、国民年金特別会計への国庫負担金の繰り入れの平準化を図るための一般会計からする繰り入れの特例に関する法律の規定により繰入金額の算定において加算するものとされている金額はこれを加算しないものとするとともに、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、加算しなかった金額に相当する額及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

第七に、平成7年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰り入れについては、雇用保険法に定める額から300億円を控除して繰り入れるものとするとともに、後日、雇用保険事業の適正な運用が確保されるよう、各年度の当該勘定の収支の状況等を勘案して、繰入調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

第八に、平成7年度において、外国為替資金特別会計から、外国為替資金特別会計法第13条の規定による一般会計への繰り入れをするほか、3500億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとしております。

第九に、平成7年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定及び

保障勘定から3100億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとするともに、後日、繰入金相当額及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

以上が、平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

(出所)『第132回国会 衆議院大蔵委員会議録第3号』1-2ページ。

8-53 「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例等に関する法律案に対する附帯決議」

平成7年2月27日
衆議院大蔵委員会

平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 連年にわたり特例的な措置を講ぜざるを得ない我が国財政の現状にかんがみ、国の財政の実態を明らかにすることにより、財政改革についての国民の理解と協力の確保に努めること。
- 一 膨大な国債残高を抱える我が国財政の現状を真剣に受け止め、財政の柔軟な対応力の回復を図るため、既存の制度・施策や歳出構造について、更に徹底した見直しに取り組むこと。
- 一 繰り入れ特例等の各種の措置はあくまで臨時緊急の措置として慎重に取り扱い、それぞれの制度・施策の運営に支障を生じない範囲で行われ、歯止めを有するものに限るよう留意すること。

(出所)『第132回国会 衆議院大蔵委員会議録第7号』15ページ。

8-54 「平成7年度における財政運営のための 国債整理基金に充てるべき資金の繰 入れの特例等に関する法律」

平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成7年3月31日

内閣総理大臣 村山 富市

法律第60号

平成7年度における財政運営のための
国債整理基金に充てるべき資金の繰入
れの特例等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、平成7年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における一般会計からの国債整理基金特別会計への国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和62年法律第86号。第3条において「社会資本整備特別措置法」という。)による貸付金の償還の特例等に関する措置、一般会計からの決算調整資金への繰入れの特例に関する措置、一般会計において承継した債務等の償還の特例に関する措置、一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定、国民年金特別会計国民年金勘定及び労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第2条 平成7年度において、国債整理基金特別会計法(明治39年法律第6号)第2条第1項の規定により一般会計から繰り入れらるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第2項及び同法第2条ノ2第1項の規定は、適用しない。

(社会資本整備特別措置法による貸付金の償還の特例等)

第3条 国は、平成7年度において、国債整理基金の運営に支障が生じないようにするため、社会資本整備特別措置法第2条第1項の規定による貸付金(同項第1号に該当する事業に係る貸付金に限る。)及び社会資本整備特別措置法第3条第1項又は第2項の規定による貸付金で昭和62年度から平成6年度までの各年度において貸し付けたものについては、関係法律(社会資本整備特別措置法第2条第2項に規定する法律に限る。)の規定又は社会資本整備特別措置法第3条第4項の規定により償還期限を繰り上げて償還させる場合を除くほか、これらの貸付金の全部又は一部について、その償還期限を繰り上げて償還させることができる。

2 国は、前項に規定する貸付金について同項の規定によりその償還期限を繰り上げて償還させる場合には、当該貸付金その費用に充てられ、又は当該貸付金を財源の全部若しくは一部とする貸付金がその費用に充てられている社会資本の整備に支障が生じないようにするため、同項の規定による償還を行う者に対し、当該償還の時ににおいて、当該償還を受ける額に相当する金額を、無利子で貸し付けるものとする。

3 第1項の規定によりその償還期限を繰り上げて償還させる貸付金(以下この条において「当初貸付金」という。)の償還の時ににおける前項の規定による貸付金(以下この条において「償還時貸付金」という。)の償還期間、償還方法その他貸付けの条件に関する事項については、当該償還時貸付金を当該償還時貸付金に係る当初貸付金とみなして、関係法律(社会資本整備特別措置法第2条各項に規定する法律に限る。)の規定又は社会資本整備特別措置法第3条第3項及び第4項の規定を適用する。

4 政府は、平成7年度において、社会資本整備特別措置法第7条第6項の規定にかかわらず、償還時貸付金の貸付けに要する額に相当する金額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 政府は、前項の規定による一般会計からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、産業投資特別会計社会資本整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 償還時貸付金の貸付けに係る国の会計間の繰入れ（前2項の規定による繰入れを除く。）及び予算の執行並びに償還時貸付金の貸付けに係る国の会計間の繰入れ及び償還時貸付金の貸付けに関する政府の経理については、当該償還時貸付金を当該償還時貸付金に係る当初貸付金とみなして、関係法律（社会資本整備特別措置法第6条第2項第1号に規定する法律に限る。）の規定及び社会資本整備特別措置法第7条の規定を適用する。

（一般会計からの決算調整資金への繰入れの特例）

第4条 決算調整資金に関する法律（昭和53年法律第4号）附則第2条第1項の規定により平成6年度において国債整理基金から決算調整資金に繰り入れられた繰入金についての同条第3項の規定の適用については、同項中「翌年度」とあるのは、「翌々年度」とする。

（一般会計において承継した債務等の償還の特例）

第5条 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第37号）附則第3項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成7年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和61年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（昭和61年法律第76号）第2条第1項及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成2年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成2年法律第45号）第2条第2項の規定により一般会計において承継した債務のうち平成7年度において償還すべき金額については、それぞれその償還を延期することができる。この場合において、当該延期に係る金額については、10年（5年以内の据置期間を含む。）以内に償還しな

ければならない。

（一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例）

第6条 政府は、平成7年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。次項において「60年改正法」という。）附則第79条に規定する国庫負担に係るものについては、同年度に係る同条の規定による国庫負担金の額の2分の1に相当する額を下らない範囲内において予算で定める額を、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、平成7年度に係る60年改正法附則第79条の規定による国庫負担金の額と前項の規定による繰入金との差額に相当する額及び同項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

（一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例）

第7条 政府は、平成7年度における一般会計から国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れについては、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律（昭和58年法律第46号。第4項において「繰入特例法」という。）第3条第3項において読み替えて適用する同法第2条第1項の規定による繰入金額の算定において加算するものとされている同法別表の平成7年度の項の下欄に掲げる金額の同法第3条第1項の政令による改定後の金額は、これを加算しないものとする。

2 政府は、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、前項の規定により繰入金額の算定において加算しなかった金額に相当する額及び同項の規定による特例措置がとられなかったとした場合

に国民年金特別会計国民年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 前項の規定による一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 平成7年度及び第2項の規定による繰入れがされた年度における繰入特例法第2条第2項及び第5条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例)

第8条 政府は、平成7年度における一般会計から労働保険特別会計雇用勘定への繰入れについては、同年度の雇用保険法(昭和49年法律第116号)第66条第1項及び第67条前段に規定する国庫負担に係るものについて、これらの額の合算額から300億円を控除して、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、雇用保険事業の適正な運営が確保されるよう、各年度における労働保険特別会計雇用勘定の収入支出の状況等を勘案して、予算の定めるところにより、300億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 前項の規定による一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 平成7年度及び第2項の規定による繰入れがされた年度における労働保険特別会計法(昭和47年法律第18号)第20条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ)

第9条 政府は、平成7年度において、外国為替資金特別会計法(昭和26年法律第56号)第13条の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、3500億円を限り、

一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

(自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ)

第10条 政府は、平成7年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から2910億円、同特別会計の保障勘定から190億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、それぞれの繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計の保険勘定又は保障勘定に繰り入れるものとする。

3 第1項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの同特別会計の保険勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳入とする。

附 則

この法律は、平成7年4月1日から施行する。

(出所)『官報』(平成7年3月31日号外第60号)82-83ページ。

8-55 「平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成7年5月18日
衆議院大蔵委員会

○武村〔正義〕国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました平成7年度における公債の発行の特例に関する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成7年度における公債の発行の

特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

今般、さきに決定されました緊急円高・経済対策を受けて、阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業等を盛り込んだ平成7年度補正予算を提出し御審議をお願いしておりますが、当該補正予算における阪神・淡路大震災に対処するための措置、地震等についての防災のための事業を緊急に実施するための措置、急激な外国為替相場の変動等に伴う最近の経済情勢に対処するための措置等に必要な財源を確保するため、平成7年度における公債の発行の特例に関する措置を定める必要があり、本法律案を提出した次第であります。

その内容について御説明申し上げます。

平成7年度の一般会計補正予算において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書きの規定等による公債のほか、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること等としております。

〔中略〕

以上が、〔中略〕法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第132回国会 衆議院大蔵委員会議録第17号』1ページ。

8-56 「平成7年度における公債の発行の特例に関する法律」

平成7年度における公債の発行の特例に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成7年5月22日

内閣総理大臣 村山 富市

法律第100号

平成7年度における公債の発行の特例に関する法律

(趣旨)

第1条 この法律は、平成7年度の一般会計補正予算(第1号)における阪神・淡路大震災に対処するための措置、地震等についての防災のための事業を緊急に実施するための措置、急激な外国為替相場の変動等に伴う最近の経済情勢に対処するための措置等に必要な財源を確保するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行)

第2条 政府は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定及び所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律(平成6年法律第108号)第1条第2項の規定により発行する公債のほか、平成7年度の一般会計補正予算(第1号)において見込まれる租税収入の減少を補い、及び当該補正予算により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第3条 前条の規定による公債の発行は、平成8年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同条の公債に係る収入は、平成7年度所属の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)

第4条 政府は、第2条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(特例公債の減債)

第5条 政府は、第2条の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(出所)『官報』(平成7年5月22日号外特第22号)4ページ。

8-57 「平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成7年10月13日
衆議院大蔵委員会

○武村（正義）国務大臣〔大蔵大臣〕 たいだいま議題となりました平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

今般、さきに決定されました経済対策を受けて、平成7年度補正予算（第2号）を提出し御審議をお願いしておりますが、当該補正予算における決算調整資金への繰り戻し、経済対策の関連経費等に必要な財源を確保するため、平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例を定めるとともに、平成7年度における公債の発行の特例に関する措置を定める必要があり、本法律案を提出した次第であります。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、剰余金処理の特例についてであります。

財政法第6条第1項においては、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を翌々年度までに公債または借入金の償還財源に充てなければならないこととされておりますが、平成6年度の剰余金については、この規定は適用しないこととしております。

第二は、特例公債の発行等についてであります。

平成7年度の一般会計補正予算（第2号）により追加される歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書きの規定等による公債のほか、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができること等としております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

（出所）『第134回国会 衆議院大蔵委員会議

録第2号』1ページ。

8-58 「平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律」

平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成7年10月25日

内閣総理大臣 村山 富市

法律第114号

平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律
（剰余金処理の特例）

第1条 財政法（昭和22年法律第34号）第6条第1項の規定は、平成6年度的一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

（特例公債の発行等）

第2条 政府は、財政法第4条第1項ただし書の規定、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律（平成6年法律第108号）第1条第2項の規定及び平成7年度における公債の発行の特例に関する法律（平成7年法律第100号）第2条の規定により発行する公債のほか、平成7年度的一般会計補正予算（第2号）により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成8年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成7年度所属の歳入とする。

3 政府は、第1項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第1項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。
(出所)『官報』(平成7年10月25日第1758号)
2ページ。

8-59 「平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成8年2月14日
衆議院大蔵委員会

○久保〔亘〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

今般、平成7年度補正予算(第3号)を提出し、御審議をお願いしておりますが、当該補正予算において、7年度の租税収入は、第一次補正後予算額から大幅に減少し、6年度の租税収入を下回って、5年連続の対前年度減収になると見込まれております。この租税収入の減少を補うため、7年度における公債の発行の特例に関する措置を定める必要があり、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

本法律案では、財政法第4条第1項ただし書きの規定等による公債のほか、7年度の一般会計補正予算(第3号)において見込まれる租税収入の減少を補うため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること等としております。

以上が、平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第136回国会 衆議院大蔵委員会議録第3号』3ページ。

8-60 「平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律」

平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成8年2月23日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第2号

平成7年度における租税収入の減少を補うための公債の発行の特例に関する法律
(特例公債の発行)

第1条 政府は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律(平成6年法律第108号)第1条第2項の規定、平成7年度における公債の発行の特例に関する法律(平成7年法律第100号)第2条の規定及び平成6年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律(平成7年法律第114号)第2条第1項の規定により発行する公債のほか、平成7年度の一般会計補正予算(第3号)において見込まれる租税収入の減少を補うため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第2条 前条の規定による公債の発行は、平成8年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同条の公債に係る収入は、平成7年度所属の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)

第3条 政府は、第1条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(特例公債の減償)

第4条 政府は、第1条の規定により発行した公債については、その速やかな減償に努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(出所)『官報』(平成8年2月23日第1837号) 2ページ。

8-61 「平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成8年2月23日
衆議院大蔵委員会

○久保〔亘〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成8年度予算につきましては、租税収入が7年度当初予算で見込んだ水準をさらに2兆円以上も下回る見込みとなり、徹底した歳出の洗い直しに取り組んだものの、多額の特例公債を発行せざるを得ない容易ならざる事態に立ち至りました。他方、こうした厳しい状況のもと、限られた財源の中で資金の重点的、効率的な配分に努め、質的な充実配意することとし、豊かで活力ある経済社会の構築等のために真に必要な経費の確保に努めたところであります。

本法律案は、以上申し上げましたように、厳しい財政事情のもと、8年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰り入れの特別措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、8年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし

書きの規定等による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること等としております。

第二に、8年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れのうち経過的国庫負担については、8000億円を控除した金額を繰り入れるものとするともに、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、8000億円及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

第三に、8年度において、外国為替資金特別会計から、外国為替資金特別会計法第13条の規定による一般会計への繰り入れをするほか、2000億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとしております。

〔中略〕

以上が、平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案〔中略〕の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第136回国会 衆議院大蔵委員会議録第6号』1-2ページ。

8-62 「平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」

平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成8年5月17日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第41号

平成8年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、平成8年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置、一般

会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(特例公債の発行等)

第2条 政府は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定及び所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律（平成6年法律第108号）第1条第3項の規定により発行する公債のほか、平成8年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成9年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成8年度所属の歳入とする。

3 政府は、第1項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第1項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

(一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例)

第3条 政府は、平成8年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第79条に規定する国庫負担に係るものについては、同年度に係る同条の規定による国庫負担金の額から8000億円を控除した額を、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、8000億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当

該勘定に繰り入れるものとする。

(外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ)

第4条 政府は、平成8年度において、外国為替資金特別会計法（昭和26年法律第56号）第13条の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、2000億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(出所)『官報』（平成8年5月17日第1893号）
2ページ。

8-63 「平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成9年2月21日
衆議院大蔵委員会

○三塚〔博〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成9年度予算につきましては、我が国財政の危機的な状況にかんがみ、医療保険改革を初めとする各般の制度改革を織り込むことにより一般歳出の伸び率を1.5%と9年ぶりの低い水準に抑制するとともに、公債減額4兆3220億円を実現するなど、財政構造改革元年として財政健全化に向けた第一歩を踏み出したところであります。

その中で、特例公債については、前年度当初予算における発行予定額から4兆5280億円減額したものの、引き続き平成9年度においても発行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し上げましたように、厳しい財政のもと、平成9年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れの特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成9年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること等としております。

第二に、平成9年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れのうち経過の国庫負担については、7200億円を控除した金額を繰り入れるものとするとともに、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、7200億円及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

(出所)『第140回国会 衆議院大蔵委員会議録第3号』1-2ページ。

8-64 「平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案に対する附帯決議」

平成9年3月5日
衆議院大蔵委員会

平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 現下の危機的な財政状況にかんがみ、一般の制度改革を強力に推進し、これまで以上に既存の歳出を削減するとともに、公債の発行及び残高の大幅な減額を目指し、世代間負担の公平の観点から特例公債の早期の償還に努めること。
- 一 財政構造改革が喫緊の課題であることを強く認識し、経済構造の改革を図り、歳入・歳出の均衡の実現に向け、今後最大限

の努力を払うこと。

特に、いわゆるかくれ借金については、その実態を明確にし、その解消に努めること。

(出所)『第140回国会 衆議院大蔵委員会議録第7号』2ページ。

8-65 「平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」

平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成9年3月31日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第27号

平成9年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、平成9年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れの特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(特例公債の発行等)

第2条 政府は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書きの規定により発行する公債のほか、平成9年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

- 2 前項の規定による公債の発行は、平成10年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成9年度所属の歳入とする。
- 3 政府は、第1項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- 4 政府は、第1項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努める

ものとする。

(一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例)

第3条 政府は、平成9年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第79条に規定する国庫負担に係るものについては、同年度に係る同条の規定による国庫負担金の額から7200億円を控除した額を、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、7200億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

附 則

この法律は、平成9年4月1日から施行する。

(出所)『官報』(平成9年3月31日号外特第5号)43ページ。

8-66 「平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成10年3月17日
衆議院大蔵委員会

○松永〔光〕国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成10年度予算につきましては、財政構造改革法に従い、歳出全般について聖域を設けることなく徹底した見直しを行いつつ、限られた財源を重点的、効率的に配分したことにより、前年度当初予算に対して一般歳出について5705億円、1.3%の縮減を達

成するとともに、公債減額1兆1500億円を実現するなど、財政構造改革のさらなる一歩を進めたところであります。

その中で、特例公債については、前年度当初予算における発行予定額から3400億円減額したものの、引き続き平成10年度においても発行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し上げましたように、厳しい財政事情のもと、平成10年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れの特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成10年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができること等としております。

第二に、平成10年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰り入れのうち経過的国庫負担については、7000億円を控除した金額を繰り入れるものとするとともに、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、7000億円及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れることとしております。

〔中略〕

以上が、平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案〔中略〕の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきませうようお願い申し上げます。

(出所)『第142回国会 衆議院大蔵委員会議録第14号』1-2ページ。

8-67 「平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」

平成10年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成10年3月31日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第35号

平成10年度における財政運営のための
公債の発行の特例等に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、平成10年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(特例公債の発行等)

第2条 政府は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成10年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成11年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成10年度所属の歳入とする。

3 政府は、第1項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第1項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

(一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例)

第3条 政府は、平成10年度における一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第79条に規定する国庫負担に係るものについては、同年度に係る同条の規定による国庫負担金の額から7000億円を控除した額を、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、7000

億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

附 則

この法律は、平成10年4月1日から施行する。

(出所)『官報』(平成10年3月31日号外特第5号)120ページ。

8-68 「平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成11年2月5日
衆議院大蔵委員会

○宮澤〔喜一〕国務大臣〔大蔵大臣〕 たいま議題となりました平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成11年度予算につきましては、平成10年度第3次補正予算と一体的にとらえ、年度末から年度初めにかけて切れ目なく施策を実施すべく、いわゆる15カ月予算の考え方のもと、当面の景気回復に向け全力を尽くすとの観点から編成したところであります。この結果、歳出面につきましては、一般歳出の規模を前年度当初予算に対して5.3%増の46兆8878億円としているほか、歳入面につきましても、所得税及び法人税について恒久的な減税を実施するとともに、住宅建設及び民間設備投資の促進、経済金融情勢の変化への対応等の観点から適切な措置を講ずることといたしております。

その中で、公債につきましては、財政法の規定により発行する公債のほか、21兆7100億円に上る多額の特例公債を発行せざるを得ない状況でございます。

本法律案は、こうした厳しい財政事情のもと、平成11年度の財政運営を適切に行う

ため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成11年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとしております。

第二に、租税収入等の実績に応じて、特例公債の発行額をできる限り縮減するため、平成12年6月30日まで特例公債の発行を行うことができることとし、あわせて、同年4月1日以後発行される特例公債に係る収入は、平成11年度所属の歳入とすること等といたしております。

〔中略〕

以上が、平成11年度における公債の発行の特例に関する法律案〔中略〕の提案理由及びその内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第145回国会 衆議院大蔵委員会議録第3号』13ページ。

8-69 「平成11年度における公債の発行の特例に関する法律」

平成11年度における公債の発行の特例に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成11年3月25日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

法律第3号

平成11年度における公債の発行の特例に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、平成11年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(特例公債の発行等)

第2条 政府は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成11年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成12年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成11年度所属の歳入とする。

3 政府は、第1項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第1項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附 則

この法律は、平成11年4月1日から施行する。

(出所)『官報』(平成11年3月25日号外第54号)4ページ。

8-70 「平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成12年2月22日
衆議院大蔵委員会

○宮澤〔喜一〕国務大臣〔大蔵大臣〕 たいだいま議題となりました平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

平成12年度予算につきましては、我が国経済が厳しい状況をなお脱していないものの、緩やかな改善が続いている中であって、これを本格的な回復軌道につなげていくため、経済運営に万全を期すとの観点に立って編成したところであります。

この結果、一般歳出の規模は前年度当初予算に対して2.6%増の48兆914億円となり、

一般会計予算規模では84兆9871億円、前年度当初予算に対して3.8%の増加となっております。

こうした中で、公債につきましては、財政法の規定により発行する公債のほか、23兆4600億円に上る多額の特例公債を発行せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、こうした厳しい財政事情のもと、平成12年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、この法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成12年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとしております。

第二に、租税収入等の実績に応じて、特例公債の発行額をできる限り縮減するため、平成13年6月30日まで特例公債の発行を行うことができることとし、あわせて、同年4月1日以後発行される特例公債に係る収入は、平成12年度所属の歳入とすること等としております。

〔中略〕

以上が、平成12年度における公債の発行の特例に関する法律案〔中略〕の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第147回国会 衆議院大蔵委員会議録第2号』15-16ページ。

8-71 「平成12年度における公債の発行の特例に関する法律」

平成12年度における公債の発行の特例に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成12年3月24日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

法律第3号

平成12年度における公債の発行の特例に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、平成12年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(特例公債の発行等)

第2条 政府は、財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項ただし書きの規定により発行する公債のほか、平成12年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成13年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成12年度所属の歳入とする。

3 政府は、第1項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第1項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附 則

この法律は、平成12年4月1日から施行する。

(出所)『官報』(平成12年3月24日号外第55号)3ページ。

8-72 「平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成12年11月21日
衆議院大蔵委員会

○宮澤〔喜一〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

今般、さきに決定されました日本新生のための新発展政策を受けて、平成12年度補

正予算（第1号、特第1号及び機第1号）を提出し、御審議をお願いいたしました。当該補正予算において国債の追加発行を極力抑制するとの観点から、平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例を定める必要があり、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして御説明申し上げます。

財政法第6条第1項においては、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を翌々年度までに公債または借入金の償還財源に充てなければならないこととされておりますが、平成11年度の剰余金については、この規定は適用しないこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

（出所）『第150回国会 衆議院大蔵委員会議録第4号』2ページ。

8-73 「平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律」

平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成12年12月1日

内閣総理大臣 森 喜朗

法律第132号

平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

財政法（昭和22年法律第34号）第6条第1項の規定は、平成11年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（出所）『官報』（平成12年12月1日号外第245号）2ページ。

8-74 「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成元年4月3日
衆議院大蔵委員会

○村山〔達雄〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成元年度予算は、内需の持続的拡大に配慮しつつ、財政改革を強力に推進することとして編成いたしました。歳出面においては、引き続き既存の制度、施策の見直しを行い、経費の節減合理化を図るとともに、限られた財源を重点的、効率的に配分するように努めたところであります。

国の補助金等につきましては、累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、昭和61年度の国の補助金等の臨時特例等に関する法律により補助率等に係る暫定措置を講ずるなど、これまでもその整理合理化を推進してきたところであります。平成元年度予算の編成に当たりましては、これらの暫定措置の期間が昭和63年度末に終了することに伴い、改めて一体的、総合的な見直しを行い、補助率等につき所要の措置を定めることとし、また、厚生年金の国庫負担金の繰り入れ等につきましても、引き続き所要の特例措置を講ずることとしたところであります。

本法律案は、以上申し述べましたように、昭和61年度の国の補助金等の臨時特例等に関する法律により措置が講じられてきた事項について、財政資金の効率的使用を図り、あわせて国及び地方の財政関係の安定化に資するため、所要の立法措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容について申し上げます。

第一に、昭和63年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等について、まず、生活保護、措置費等に係る補助率等を定める改正を行うこととし、さらに、義務教育費国庫負担金のうち共済長期給付、

恩給等に係る補助率等の取り扱いを定めることとしております。また、公共事業等については、平成2年度までの暫定措置として、昭和63年度に適用されている補助率等を適用することとしております。これらの措置は、44本の法律にわたっております。なお、今回の補助率等の見直しに伴い、別途、地方交付税法の改正によりたばこ税を地方交付税の対象とするほか、地方公共団体の事務事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずることとしております。

第二に、厚生保険特別会計法等、一般会計から特別会計への国庫負担金等の繰り入れを規定している3法律について、繰り入れの特例を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第114回国会 衆議院大蔵委員会議録第7号』2ページ。

8-75 「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案に対する附帯決議」

平成元年4月4日
衆議院大蔵委員会

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 高齢化社会に対応し、行政需要の拡大に的確に応えるとともに、地方財政法第10条等の趣旨を踏まえ、今後とも国庫負担制度の基本を維持し、また、国の補助負担金の整理に当たっては、その事務事業の性格と国と地方間の財政秩序の維持を十分に勘案すること。

二 社会保障、文教行政等、国民のナショナルミニマムに関する制度及び負担の変更にについては、地方公共団体をはじめ関係団体の意見を十分尊重すること。

また、国と地方の行財政の再配分に係る国の施策の変更に当たっては、地方公共団体の一方的な財政負担増をもたらさぬよう特段の配慮を払うこと。

三 国の補助負担割合については、事務事業の見直し・国と地方の間の再配分を基本として整理合理化を行い、地方の自主性に委ねるべきものについては一般財源への振替等を行うよう努めること。

四 地域振興と地域格差の是正を図るため、公共事業の長期計画の着実な進捗に努めるものとする。

また、公共事業に係る補助負担率の検討に当たっては、昭和62年度引下げ分については平成3年度から復元するものとする。

五 義務教育費国庫負担制度については、共済費追加費用等の取扱いに関し、引き続きその趣旨及び経緯に特段の配慮を払うこと。

六 年金に係る国庫負担金の繰延べにかかる元金の返済については、その返済を計画的かつ、速やかに行うよう措置すること。

七 今回の特例措置に伴い発行される臨時財政特例債の元金の償還については、交付税の基準財政需要額に的確に算入するとともに、後年度における償還に係る国の所定の負担については、必ず交付税特別会計に繰り入れること。

八 法律の改廃については、立法の趣旨と制定の経過を踏まえ国会審議のあり方について十分配慮すること。

(出所)『第114回国会 衆議院大蔵委員会議録第8号』36ページ。

8-76 「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成元年4月10日

内閣総理大臣 竹下 登

法律第22号

国の補助金等の整理及び合理化並びに

臨時特例等に関する法律

目次

- 第1章 総理府関係（第1条—第10条）
- 第2章 大蔵省関係（第11条・第12条）
- 第3章 文部省関係（第13条—第15条）
- 第4章 厚生省関係（第16条—第28条）
- 第5章 農林水産省関係（第29条—第31条）
- 第6章 運輸省関係（第32条—第36条）
- 第7章 建設省関係（第37条—第45条）
- 第8章 自治省関係（第46条・第47条）
- 第9章 地方公共団体に対する財政金融上の措置（第48条）

附則

第1章 総理府関係

（国土調査法の一部改正）

第1条 国土調査法（昭和26年法律第180号）

の一部を次のように改正する。

附則第3項中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

（離島振興法の一部改正）

第2条 離島振興法（昭和28年法律第72号）

の一部を次のように改正する。

附則第2項中「昭和68年3月31日」を「平成5年3月31日」に改める。

附則第5項中「及び昭和63年度」を「から平成2年度までの各年度」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第3条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「附則第7項及び第8項」を「附則第8項及び第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 別表道路の項及び林業施設の項の規定の平成元年度及び平成2年度における適用については、前項の規定にかかわらず、

同表道路の項中「10分の9」とあるのは「10分の7.25」（建設大臣が行う場合にあつては、10分の7.5）」と、同表林業施設の項中「10分の8.5」とあるのは「鹿児島県又は市町村が行う場合にあつては10分の7（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、10分の8.5）以内、国が行う保安施設事業にあつては10の7.5（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、10分の8.5）以内、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設にあつては10分の8」とする。

（豪雪地帯対策特別措置法の一部改正）

第4条 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「昭和67年3月31日」を「平成4年3月31日」に改める。

第15条第1項及び第2項中「昭和66年度」を「平成3年度」に、「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第5条 沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「昭和67年3月31日」を「平成4年3月31日」に改め、同条第2項の表中「昭和67年度」を「平成4年度」に、「昭和67年3月31日」を「平成4年3月31日」に改める。

附則第6条の前の見出し中「昭和63年度」を「平成2年度」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第5条第1項に規定する経費のうち第1項各号に掲げる事業及び前項各号に掲げる事業に係るもの並びに第6条第4項、第7条第4項及び第8項並びに第8条第3項に規定する費用に対する平成元年度及び平成2年度における国の負担又は補助については、第6条第4項中「その全額を負担し、又は道路法」とあるのは「道路法」と、第7条第4項中「その全額を負担し、又は河川法」とあるのは

「河川法」と、同条第8項中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、第8条第3項中「その全額を負担し、又は港湾法」とあるのは「港湾法」と、第1項第1号及び第6号に掲げる別表の項中「10分の10」とあるのは「10分の9」と、第1項第2号から第5号まで及び第8号に掲げる別表の項中「10分の10」とあるのは「10分の9（国の行う事業にあつては、10分の9.5）」と、第1項第7号及び第10号に掲げる別表の項中「10分の10」とあるのは「10分の8.75」と、第1項第9号に掲げる別表の項中「10分の10」とあるのは「10分の8.75（国の行う事業にあつては、10分の9.5）」と、前項第1号に掲げる別表の項中「10分の10」とあるのは「10分の9.5」と、前項第2号に掲げる別表の項中「10分の9」とあるのは「10分の8.5」とする。

附則第8条中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

（琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正）

第6条 琵琶湖総合開発特別措置法（昭和47年法律第64号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「昭和67年3月31日」を「平成4年3月31日」に、「昭和67年度」を「平成4年度」に改める。

附則第6項の前の見出し及び附則第7項中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

附則第8項第5号中「及び第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第9項中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

第7条 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項から附則第5項までの規定中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

附則第9項中「昭和62年度」を「平成元年度」に、「昭和63年度」を「平成2年度」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「第4号」を「第4号」に掲

げる規定中「10分の6」とあるのは「3分の2」と、「10分の5.5）」とあるのは「10分の6）」と、「10分の5.75」とあるのは「10分の6」と、第5号に掲げる規定中「10分の5.75」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「3分の2」と、第6号」に、「第5号」を「第7号」に改め、同項第5号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

四 道路整備緊急措置法附則第6項

五 奥地等産業開発道路整備臨時措置法附則第5項

附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項中「昭和63年度」を「平成2年度」に改め、「第11号に掲げる規定中「10分の6」」の下に「とあり、及び「10分の5.75」を、「10分の5.5」とあるのは「10分の6」」の下に「と、「10分の5.75」とあるのは「3分の2」」を加え、同項第10号中「附則第5項」の下に「及び第6項」を加え、同項第11号中「附則第4項」の下に「及び第5項」を加え、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「昭和63年度」を「平成2年度」に改め、同項第10号中「及び第5項」を「から第6項まで」に改め、同項第11号中「及び第4項」を「から第5項まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項の次に次の1項を加える。

6 整備事業のうち、平成元年度及び平成2年度において第2条第2項又は第3項の規定により指定される指定ダム等に係るものであつて、別表第1河川法第5条第1項に規定する二級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）の項に掲げるもの、同表道路法第3条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道の新設又は改築（政令で定めるものを除く。）の項に掲げるもの（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に規定する防雪又は凍雪害の防止に係る事業として実施されるものを除く。）及び別表第2下水道法第2条第4号に規定する流域下水道の設置又は改築の項に掲げるものについての別表第1及

び別表第2の規定の平成元年度及び平成2年度における適用については、附則第4項の規定にかかわらず、別表第1及び別表第2の規定中「4分の3」とあるのは「10分の5.75」と、「3分の2」とあるのは「10分の5.25」とする。

(過疎地域振興特別措置法の一部改正)

第8条 過疎地域振興特別措置法(昭和55年法律第19号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「昭和65年3月31日」を「平成2年3月31日」に改める。

附則第9項(見出しを含む。)中「昭和63年度」を「平成元年度」に改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第9条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「昭和64年度」を「平成元年度」に改める。

附則第7条の見出し中「昭和63年度」を「平成2年度」に改め、同条第1項第1号中「及び第5項」を「から第6項まで」に改め、同条第2項中「10分の5.5)」の下に「とあり、及び同法附則第6項中「建設大臣が行う改築については10分の6(土地区画整理事業に係るものにあつては、10分の5.5)、その他の改築については10分の5.75(土地区画整理事業に係るものにあつては、10分の5.5)」を加え、同条第3項中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第10条 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律(昭和59年法律第10号)の一部を次のように改正する。

附則第7項の見出し中「昭和63年度」を「平成2年度」に改め、同項中「昭和63年度」を「平成2年度」に、「又は附則第5項」を「から第6項まで」に改める。

第2章 大蔵省関係

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第11条 厚生保険特別会計法(昭和19年法律第10号)の一部を次のように改正する。

第18条ノ11の次に次の1条を加える。

第18条ノ12 政府ハ平成元年度ニ係ル60年改正法附則第79条ノ規定ニ依ル国庫負担ニ付テハ平成元年度ニ於テ一般会計ヨリ同年度ニ係ル同条ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ額ノ2分ノ1ニ相当スル額ヲ下ラザル範囲内ニ於テ予算ニ定ムル額ヲ年金勘定ニ繰入ルベシ

政府ハ前項ノ措置ニ因リ将来ニ互ル厚生年金保険事業ノ財政ノ安定ガ損ハルコトナキ様平成2年度以後ニ於テ国ノ財政状況ヲ勘案シツツ平成元年度ニ係ル60年改正法附則第79条ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ額ト前項ノ規定ニ依ル繰入金ノ額トノ差額ニ相当スル額及同項ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ繰入ノ特例措置ナカリセバ年金勘定ニ於テ生ズベカリシ運用収入ニ相当スル額ヲ一般会計ヨリ年金勘定ニ繰入ルベシ

(地震再保険特別会計法の一部改正)

第12条 地震再保険特別会計法(昭和41年法律第74号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

第3章 文部省関係

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第13条 義務教育費国庫負担法(昭和27年法律第303号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附則に次の2項を加える。

5 第2条第1号及び第2号に掲げる経費のうち退職年金及び退職一時金に係るもの並びに附則第2項に規定する経費(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第3条の5及び第96条第1項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第120条第1号の規定により都道府県が負担する経費(次項において「追加費用に要する経費」という。)に限る。)及び附則第3項に規定す

る経費に対する平成元年度及び平成2年度における国の負担の割合については、第2条（附則第2項及び第3項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。

- 6 第2条第3号に掲げる経費及び附則第2項に規定する経費（追加費用に要する経費を除く。）に対する平成元年度における国の負担の割合については、同条（同項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）中「2分の1」とあるのは、「8分の3」とする。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

- 第14条** 公立養護学校整備特別措置法（昭和31年法律第152号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附則第9項中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 11 第5条第1号に掲げる経費のうち退職年金及び退職一時金に係るもの並びに附則第6項に規定する経費（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第3条の5及び第96条第1項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第120条第1号の規定により都道府県が負担する経費（次項において「追加費用に要する経費」という。）に限る。）及び附則第7項に規定する経費に対する平成元年度及び平成2年度における国の負担の割合については、第5条（附則第6項及び第7項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）中「2分の1」とあるのは、「3分の1」とする。

- 12 第5条第2号に掲げる経費及び附則第6項に規定する経費（追加費用に要する経費を除く。）に対する平成元年度における国の負担の割合については、同条（同項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）中「2分の1」とあるのは、「8分の3」とする。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）

- 第15条** 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和33年法律第81号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「昭和67年度」を「平成4年度」に、「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

第4章 厚生省関係

（児童福祉法の一部改正）

- 第16条** 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部を次のように改正する。

第53条中「の外」を「のほか」に、「10分の8」を「2分の1」に改める。

第55条中「10分の1」を「4分の1」に改める。

（身体障害者福祉法の一部改正）

- 第17条** 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の一部を次のように改正する。

第37条の2第1号及び第2号中「10分の8」を「10分の5」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

三 第36条第5号の費用（身体障害者福祉ホーム及び身体障害者福祉センターの設置及び運営に要する費用を除く。）については、その10分の5

四 第35条第2号及び第36条第3号の費用（第19条の5の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。）についてはその10分の5

（精神保健法の一部改正）

- 第18条** 精神保健法（昭和25年法律第123号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「10分の8」を「4分の3」に改める。

（生活保護法の一部改正）

- 第19条** 生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部を次のように改正する。

第73条中「左に」を「次に」に改め、同条第1号及び第2号中「10分の2」を「4分の1」に改める。

第75条第1項中「左に」を「次に」に改め、同項第1号中「10分の8」を「4分の3」に改め、同条第2項中「前条第1項」を「第74条第1項」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第20条 結核予防法(昭和26年法律第96号)の一部を次のように改正する。

第56条の2第1項中「10分の8」を「4分の3」に改める。

(麻薬取締法の一部改正)

第21条 麻薬取締法(昭和28年法律第14号)の一部を次のように改正する。

第59条の2第2号中「10分の8」を「4分の3」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第22条 売春防止法(昭和31年法律第118号)の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「その10分の5、同項第5号に掲げるものについてはその10分の8」を「、その10分の5」に改め、同条第3項中「同項第3号」の下に「及び第4号」を加え、「その10分の5以内、同項第4号に掲げるものについてはその10分の8」を「、その10分の5」に改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第23条 精神薄弱者福祉法(昭和35年法律第37号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第1号及び第2号中「10分の8」を「10分の5」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第24条 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の一部を次のように改正する。

第21条中「10分の8」を「4分の3」に、「10分の2」を「4分の1」に改める。

(老人福祉法の一部改正)

第25条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「10分の2」を「2分の1」に改める。

第26条第1項中「のうち、第11条に規定する措置に要する費用についてはその10分の8を、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用については」を「については、」に改める。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正)

第26条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の一部を次のように改正する。

第25条中「10分の8」を「4分の3」に、「10分の2」を「4分の1」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第27条 母子保健法(昭和40年法律第141号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第27条第3項中「10分の8」を「2分の1」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第28条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)の一部を次のように改正する。

附則第97条第2項中「及び第20条から第23条まで」を「、第20条から第23条まで及び第25条」に改める。

第5章 農林水産省関係

(漁港法の一部改正)

第29条 漁港法(昭和25年法律第137号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「及び昭和63年度」を「から平成2年度までの各年度」に改める。

(森林法の一部改正)

第30条 森林法(昭和26年法律第249号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「及び昭和63年度」を「から平成2年度までの各年度」に改める。

(海岸法の一部改正)

第31条 海岸法(昭和31年法律第101号)の一部を次のように改正する。

附則第5項(見出しを含む。)中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

第6章 運輸省関係

(港湾法の一部改正)

第32条 港湾法(昭和25年法律第218号)の一部を次のように改正する。

附則第13項の前の見出し中「及び昭和63年度」を「から平成2年度まで」に改め、同項中「及び昭和63年度」を「から平成2年度までの各年度」に改める。

附則第14項中「及び昭和63年度」を「から平成2年度までの各年度」に改める。

附則第25項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「附則第9項」を「附則第10項」に改める。

附則第26項中「附則第9項」を「附則第10項」に改める。

(北海道開発のためにする港湾工事に
関する法律の一部改正)

第33条 北海道開発のためにする港湾工事に
関する法律(昭和26年法律第73号)の一部
を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「及び昭和63年
度」を「から平成2年度までの各年度」に
改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第34条 自動車損害賠償保障法(昭和30年法
律第97号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「昭
和63年度」を「平成2年度」に改める。

(空港整備法の一部改正)

第35条 空港整備法(昭和31年法律第80号)
の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し中「及び昭和63年
度」を「から平成2年度まで」に改め、同
項中「及び昭和63年度」を「から平成2年
度までの各年度」に改める。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第36条 特定港湾施設整備特別措置法(昭和
34年法律第67号)の一部を次のように改正
する。

附則第3項の見出し中「及び昭和63年
度」を「から平成2年度まで」に改め、同
項中「及び昭和63年度」を「から平成2年
度までの各年度」に改める。

第7章 建設省関係

(砂防法の一部改正)

第37条 砂防法(明治30年法律第29号)の一
部を次のように改正する。

第51条中「及び昭和63年度」を「ヨリ平成
2年度迄ノ各年度」に改める。

(道路法の一部改正)

第38条 道路法(昭和27年法律第180号)の
一部を次のように改正する。

附則第3項中「及び昭和63年度」を「か
ら平成2年度までの各年度」に改める。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確
保に関する特別措置法の一部改正)

第39条 積雪寒冷特別地域における道路交
通の確保に関する特別措置法(昭和31年法
律第72号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「昭和63年度」を「平成2
年度」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第40条 地すべり等防止法(昭和33年法律第
30号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の見出し中「及び昭和63年
度」を「から平成2年度まで」に改め、同
条中「及び昭和63年度」を「から平成2年
度までの各年度」に改める。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第41条 道路整備緊急措置法(昭和33年法
律第34号)の一部を次のように改正する。

附則第6項を次のように改める。

6 第4条の規定の平成元年度及び平成2
年度における適用については、同条中
「改築については4分の3(土地区画整
理事業に係るものにあつては、3分の
2)」とあるのは、「建設大臣が行う改築
については10分の6(土地区画整理事業
に係るものにあつては、10分の5.5)、そ
の他の改築については10分の5.75(土
地区画整理事業に係るものにあつては、10
分の5.5)」とする。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一
部改正)

第42条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法
(昭和39年法律第115号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第2項中「昭和68年3月31日」を
「平成5年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 第5条第2項の規定の平成元年度及び
平成2年度における適用については、同
項中「4分の3」とあるのは、「10分の
5.75(建設大臣が行うものにあつては、
10分の6)」とする。

(河川法の一部改正)

第43条 河川法(昭和39年法律第167号)の
一部を次のように改正する。

附則第4項中「及び昭和63年度」を「か
ら平成2年度までの各年度」に改める。

(河川法施行法の一部改正)

第44条 河川法施行法(昭和39年法律第168
号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「及び昭和63年度」を「か
ら平成2年度までの各年度」に改める。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第45条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和41年法律第45号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

第8章 自治省関係

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第46条 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和45年法律第7号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

附則第4項中「昭和63年度」を「平成2年度」に、「及び第5項」を「から第6項まで」に改める。

附則第5項中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第47条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2項中「昭和66年3月31日」を「平成3年3月31日」に、「昭和65年度」を「平成2年度」に、「昭和66年度」を「平成3年度」に改める。

附則第7条(見出しを含む。)中「昭和63年度」を「平成2年度」に改める。

第9章 地方公共団体に対する財政金融上の措置

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第48条 国は、この法律の規定(第11条、第12条、第16条から第28条まで及び第34条の規定を除く。)による改正後の法律の規定により平成元年度及び平成2年度の予算に係る国の負担又は補助の割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事務又は事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日等)

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律(第11条、第12条及び第34条の規定を除く。)による改正後の法律の平成元年度及び平成2年度の特例に係る規定並びに平成元年度の特例に係る規定は、平成元年度及び平成2年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は補助(昭和63年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和63年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに平成元年度及び平成2年度における事務又は事業の実施により平成3年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成2年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担、平成元年度及び平成2年度の国庫債務負担行為に基づき平成3年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成2年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成3年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和63年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担、昭和63年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和63年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 第13条(義務教育費国庫負担法第2条の改正規定に限る。)、第14条(公立養護学校整備特別措置法第5条の改正規定に限る。)及び第16条から第28条までの規定による改正後の法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和63年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出され

る国の負担又は補助を除く。)について適用し、昭和63年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和63年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

- 4 地方財政法(昭和23年法律第109号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「及び恩給」を削る。

第32条の2中「昭和70年度」を「平成7年度」に改める。

第34条第1項第4号中「及び恩給」を削る。

第37条中「昭和64年度」を「平成元年度」に改める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

- 5 港湾整備特別会計法(昭和36年法律第25号)の一部を次のように改正する。

附則第19項から第22項までの規定中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

(出所)『官報』(平成元年4月10日号外特第10号)4-7ページ。

8-77 「国の補助金等の臨時特例等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成3年2月13日
衆議院大蔵委員会

- 橋本〔龍太郎〕国務大臣〔大蔵大臣〕ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成3年度予算は、真に必要な財政需要に適切に対応しつつ、公債依存度の引き下げを図るため、歳出の節減合理化や税外収入の確保など、歳入歳出両面にわたる見直しを行うことにより、公債発行額を可能な限り縮減することとして編成いたしました。

本法律案は、最近における財政状況及び社会経済情勢並びに累次の臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図る

ため、平成元年度の国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律に盛り込まれた措置のうち、平成2年度末に期限が到来するすべての暫定措置について、改めて一体的、総合的検討を行い、所要の立法措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容について申し上げます。

第一に、平成2年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等に関して、まず、公共事業に係る補助率等については、平成5年度までの暫定措置として、昭和61年度に適用されていた補助率等まで復元することとしております。また、義務教育費国庫負担金に係る経費のうち共済費追加費用に要する経費等に係る補助率等については、平成5年度までの暫定措置として、引き続き昭和61年度に適用された補助率等を適用することとしております。これらの措置は、31本の法律にわたっております。

なお、今回の補助率等の特例措置の対象となる地方公共団体に対しましては、その事務事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずることとしております。

第二に、一般会計から特別会計への事務費の繰り入れを規定している地震再保険特別会計法及び自動車損害賠償保障法の2法律について、平成5年度までの暫定措置として繰り入れの特例を定めることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第120回国会 衆議院大蔵委員会議録第3号』16ページ。

8-78 「国の補助金等の臨時特例等に関する法律案に対する附帯決議」

平成3年2月18日
衆議院大蔵委員会

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、左記の諸点について配慮すべきである。

- 一 本法律に盛り込まれた措置のうち、公共事業等に係る補助率等については、平成5年度末までに、体系化・簡素化等の観点から、総合的検討を進めること。
 - 二 当該措置について、補助・負担制度の趣旨及び従来の経緯を踏まえ、地方の財政運営に支障を生ずることのないよう適切に措置すること。
 - 三 国の補助負担金の整理に当っては、その事業の性格及び国と地方との費用負担の在り方を十分に勘案すること。
 - 四 国と地方との役割分担・費用負担の見直しを基本として、補助金等の整理合理化については、地方の自主性に委ねるべきものについては一般財源への振替等を行うよう努めること。
- (出所)『第120回国会 衆議院大蔵委員会議録第5号』25-26ページ。

8-79 「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」

国の補助金等の臨時特例等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成3年3月30日

内閣総理大臣 海部 俊樹

法律第15号

国の補助金等の臨時特例等に関する法律

目次

- 第1章 総理府関係 (第1条—第10条)
- 第2章 大蔵省関係 (第11条)
- 第3章 文部省関係 (第12条—第14条)
- 第4章 農林水産省関係 (第15条・第16条)
- 第5章 運輸省関係 (第17条—第21条)
- 第6章 建設省関係 (第22条—第31条)
- 第7章 自治省関係 (第32条・第33条)
- 第8章 地方公共団体に対する財政金融上の措置 (第34条)

附則

第1章 総理府関係

(国土調査法の一部改正)

第1条 国土調査法(昭和26年法律第180号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第2条 離島振興法(昭和28年法律第72号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「昭和61年度」の下に「平成3年度及び平成4年度」を加える。

別表(6)中「第50条第10号」を「第50条第9号」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第3条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第4条 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第2項中「平成2年度」を「平成3年度」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第5条 沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の前の見出し中「平成2年度」を「平成3年度」に改め、同条第2項中「各年度」の下に「及び平成3年度」を加える。

附則第8条中「平成2年度」を「平成3年度」に改める。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)

第6条 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)の一部を次のように改正する。

附則第6項の前の見出し並びに附則第7項及び第9項中「平成2年度」を「平成3年度」に改める。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第7条 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項から附則第5項までの規定中「平成2年度」を

「平成5年度」に改める。

附則第7項中「第1号及び第4号に掲げるものについては、昭和60年度及び昭和61年度から平成2年度」を「第1号に掲げるものについては昭和60年度及び昭和61年度から平成3年度までの各年度の特例に係る部分に、第4号に掲げるものについては昭和60年度及び昭和61年度から平成4年度」に改める。

附則第8項中「平成2年度」を「平成4年度」に、「10分の5.75」とあるのは「3分の2」とを、「10分の5.75とする。」とあるのは「10分の6とする。」と、「10分の5.75（）」とあるのは「3分の2（）」に改める。

附則第10項中「平成元年度又は平成2年度」を「平成3年度から平成5年度までの各年度」に、「平成2年度まで」を「平成5年度まで」に改める。

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第8条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の見出し中「平成2年度」を「平成5年度」に改め、同条第2項中「10分の6（土地区画整理事業に係るものにあつては、10分の5.5）」を「10分の6（土地区画整理事業に係るものにあつては、昭和61年度及び昭和62年度においては10分の5.5とし、平成3年度及び平成4年度においては10分の5.75とする。）」に改め、同条第3項中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第9条 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律（昭和59年法律第10号）の一部を次のように改正する。

附則第7項（見出しを含む。）中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

（過疎地域活性化特別措置法の一部改正）

第10条 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「平成2年度」の下に「から平成5年度まで」を加え、同項中「平成2年度」の下に「から平成5年度までの各年度」を加える。

附則第5項中「規定」の下に「（附則第3項の規定については、平成2年度の特例に係る部分に限る。）」を加える。

第2章 大蔵省関係

（地震再保険特別会計法の一部改正）

第11条 地震再保険特別会計法（昭和41年法律第74号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

第3章 文部省関係

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第12条 義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「及び平成2年度」を「から平成5年度までの各年度」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第13条 公立養護学校整備特別措置法（昭和31年法律第152号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

附則第11項中「及び平成2年度」を「から平成5年度までの各年度」に改める。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）

第14条 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和33年法律第81号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成2年度」を「平成4年度」に改める。

第4章 農林水産省関係

（漁港法の一部改正）

第15条 漁港法（昭和25年法律第137号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を加える。

（森林法の一部改正）

第16条 森林法（昭和26年法律第249号）の

一部を次のように改正する。

附則第4項中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を加える。

第5章 運輸省関係

(港湾法の一部改正)

第17条 港湾法(昭和25年法律第218号)の一部を次のように改正する。

附則第11項の前の見出し中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度から平成5年度まで」を加え、同項中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を加える。

附則第12項中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を加える。

(北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正)

第18条 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和26年法律第73号)の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を加える。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第19条 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

(空港整備法の一部改正)

第20条 空港整備法(昭和31年法律第80号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度から平成5年度まで」を加え、同項中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を加える。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第21条 特定港湾施設整備特別措置法(昭和34年法律第67号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「及び昭和61年度」を「昭和61年度及び平成3年度から平成5年度まで」に改め、同項中「及び昭和61年度」を「昭和61年度及び平成3年度から平成5年度までの各年度」に改める。

第6章 建設省関係

(砂防法の一部改正)

第22条 砂防法(明治30年法律第29号)の一部を次のように改正する。

第50条中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度より平成5年度迄ノ各年度」を加える。

(道路法の一部改正)

第23条 道路法(昭和27年法律第180号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び昭和61年度」を「昭和61年度及び平成3年度から平成5年度までの各年度」に改める。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第24条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和31年法律第72号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

(海岸法の一部改正)

第25条 海岸法(昭和31年法律第101号)の一部を次のように改正する。

附則第5項(見出しを含む。)中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第26条 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の見出し中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度から平成5年度まで」を加え、同条中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を加える。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第27条 道路整備緊急措置法(昭和33年法律第34号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「及び昭和62年度」を「昭和62年度、平成3年度及び平成4年度」に、「10分の5.5」を「昭和61年度及び昭和62年度においては10分の5.5とし、平成3年度及び平成4年度においては10分の5.75とする。」に改める。

(奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第28条 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和39年法律第115号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第4項中「及び昭和62年度」を「昭和62年度、平成3年度及び平成4年度」に改める。

(河川法の一部改正)

第29条 河川法(昭和39年法律第167号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事について平成3年度から平成5年度までの各年度において同条の規定を適用する場合においては、この限りでない。

(河川法施行法の一部改正)

第30条 河川法施行法(昭和39年法律第168号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「昭和61年度」の下に「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事について平成3年度から平成5年度までの各年度において同条の規定を適用する場合においては、この限りでない。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第31条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和41年法律第45号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

第7章 自治省関係

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第32条 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和45年法律第7号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

附則第4項中「平成2年度」を「平成4年度」に改める。

附則第5項中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第33条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)の一部を次のように改正する。

附則第7条(見出しを含む。)中「平成2年度」を「平成5年度」に改める。

第8章 地方公共団体に対する財政金融上の措置

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第34条 国は、この法律の規定による改正後の法律の規定により平成3年度から平成5年度までの各年度の予算に係る国の負担又は補助の割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事務又は事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この法律は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この法律(第11条及び第19条の規定を除く。)による改正後の法律の平成3年度から平成5年度までの各年度の特例に係る規定、平成3年度及び平成4年度の特例に係る規定並びに平成3年度の特例に係る規定は、平成3年度から平成5年度までの各年度(平成3年度及び平成4年度の特例に係るものにあつては平成3年度及び平成4年度とし、平成3年度の特例に係るものにあつては平成3年度とする。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)又は補助(平成2年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成3年度以降の年度に支出される国の負担及び平成2年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成3年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに平成3年度から平成5年度までの各年度における事務又は事業の実施により平成6年度(平成3年度及び平成4年度の特例に係るものにあつては平成5年度とし、平成3年度の特例に係るものにあつては平成4年度

とする。以下この項において同じ。)以降の年度に支出される国の負担、平成3年度から平成5年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき平成6年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成3年度から平成5年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成6年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成2年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成3年度以降の年度に支出される国の負担、平成2年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成3年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成2年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成3年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(出所)『官報』(平成3年3月30日号外特第5号)59-61ページ。

8-80 「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成5年2月17日
衆議院大蔵委員会

○林〔義郎〕国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、累次の臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的な使用並びに国及び地方の財政関係の安定化を図るため、これまで累次のいわゆる補助金一括法において暫定措置が講じられていた国の補助金等について、国と地方の機能分担、費用負担のあり方等を勘案しつつ、一体的総合的な検討を行い、補助率等の恒久化等の所要の法的措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、公共事業等に係る補助率等については、平成3年度の国の補助金等の臨時特例等に関する法律に基づき、平成5年度までの暫定措置が講じられておりましたが、これを、体系化、簡素化等の観点から、直轄事業にあつては3分の2、補助事業にあつては2分の1を基本として恒久化し、平成5年度から適用して、暫定措置を解消することとしております。また、これとあわせて、直轄事業負担金のうち、維持管理費に係る地方の負担割合を引き下げる等の措置を講じることとしております。これらの措置は、河川法等30本の法律にわたっており、これらの法律について所要の改正を行っております。

第二に、義務教育費国庫負担金に係る経費のうち共済費追加費用等については、平成4年度において、同年度から6年度までの3年間で段階的に一般財源化することとされておりましたが、これを平成5年度において全額一般財源化することとし、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の2法律について所要の改正を行っております。

第三に、一般会計から特別会計への事務費の繰り入れを規定している地震再保険特別会計法及び自動車損害賠償保障法の2法律について、引き続き当分の間の措置として繰り入れの特例を延長することとしております。

次に、〔中略〕

以上が、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案〔中略〕の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第126回国会 衆議院大蔵委員会議録第3号』2ページ。

8-81 「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案に対する附帯決議」

平成5年3月29日
参議院大蔵委員会

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 公共事業等に係る国庫補助負担率の見直しの結果生じる地方負担については、今後の地方財政計画の策定を通じ地方財政運営上支障がないよう適切な措置を講じるとともに、公共事業等臨時特例債については、後年度における国の所定の負担を行うこと。
- 一 国庫補助金の整理合理化に当たっては、地方公共団体への事務権限の移譲、適切な地方財政措置を併せ検討するとともに、地方財政法の趣旨を踏まえ、その事務事業の性格及び国と地方との間の財政秩序を維持するため特に配慮すること。また、今後とも国会における審議の経緯等を踏まえ、国の補助負担金の補助単価などの適正な設定に努めること。
- 一 国民のナショナルミニマムに関する制度及び負担の変更に当たっては、地方公共団

体等の関係団体の意見を十分聞くとともに、国と地方の行財政の再配分に係る国の施策の変更に際しては、地方自治の本旨に則り、地方財政の運営上支障がないよう十分留意すること。

- 一 地震再保険及び自賠責再保険に係る事務費の一般会計からの繰り入れ停止措置については、その他の特別会計への事務費繰り入れ状況との整合性を図りつつ、地震再保険特別会計及び自賠責再保険特別会計に係る保険事業の運用状況・収支状況等に照らし、そのあり方について引き続き検討すること。
 - 一 法律の改廃に当たっては、立法の趣旨と制定の経過を踏まえ、国会審議のあり方について十分配慮すること。
- (出所)『第126回国会 参議院大蔵委員会会議録第4号』2ページ。

8-82 「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律」

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成5年3月31日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

法律第8号

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律

目次

- 第1章 総理府関係 (第1条—10条)
- 第2章 大蔵省関係 (第11条)
- 第3章 文部省関係 (第12条—第14条)
- 第4章 農林水産省関係 (第15条—第17条)
- 第5章 運輸省関係 (第18条—第22条)
- 第6章 建設省関係 (第23条—第29条)
- 第7章 自治省関係 (第30条—第33条)

附則

第1章 総理府関係

(国土調査法の一部改正)

第1条 国土調査法(昭和26年法律第180号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「又は土地改良区等」を削り、「経費の」の下に「4分の3又は土地改良区等が行う地籍調査に要する経費の」を加え、同条第2項中「3分の2」を「2分の1」に改め、「前項の規定により」の下に「市町村が行う地籍調査について都道府県が負担する経費の3分の2若しくは土地改良区等が行う地籍調査について」を加える。

附則第3項中「平成5年度」を「平成4年度」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第2条 離島振興法(昭和28年法律第72号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第42条第1項及び第3項」を「第42条第1項から第3項まで」に、「第43条第2号及び第3号」を「第43条第1号及び第2号」に改め、同条第4項中「3分の2」を「10分の5.5」に改める。

附則第4項中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「平成3年度及び平成4年度」に改める。

別表中「別表」を「別表(第9条関係)」に改め、同表(1)から(3)までを次のように改める。

(一) 港湾法第42条第1項から第3項まで(同法第52条第2項において準用する場合を含む。)、第43条第1号及び第2号並びに第52条第3項第2号に規定する費用について

港湾の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
重要港湾	水域施設又は外郭施設の建設又は改良(重要な工事に限る。)	港湾管理者	10分の8
		国	10分の8.5
	係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良	港湾管理者	10分の6(本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁(りょう)の建設又は改良に係るものにあつては、3分の2)
		国	3分の2
避難港	水域施設又は外郭施設の建設又は改良	港湾管理者	10分の8
		国	10分の8.5
	係留施設の建設又は改良	港湾管理者	10分の6
		国	3分の2
地方港湾	水域施設又は外郭施設の建設又は改良	港湾管理者(北海道にあつては、港湾管理者又は国)	10分の8(国が行う工事に係るものにあつては、10分の8.5)
	係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良		10分の6(本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁(りょう)の建設又は改良に係るもの並びに国が行う工事に係るものにあつては、3分の2)

(二) 漁港法第20条第2項及び第3項に規定する費用について

漁港の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
第一種漁港 第二種漁港 第三種漁港	外郭施設又は水域施設の修築	地方公共団体	100分の80
		水産業共同組合	100分の95
	係留施設の修築	地方公共団体	100分の60
		水産業協同組合	100分の75
第四種漁港	外郭施設又は水域施設の修築	地方公共団体	100分の85
		水産業共同組合	100分の95
	係留施設の修築	地方公共団体	3分の2
		水産業協同組合	100分の80

(三) 道路法第56条に規定する費用について

道路の区分	事業の区分		事業主体	国庫の補助割合
建設大臣の指定する主要な都道府県道又は市道及び資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に整備する必要のある道路	新設及び改築	イ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋に係るもの	道路管理者	3分の2
		ロ イ以外のもの		10分の5.5（政令で定める道路の新設及び改築に係るものにあつては、10分の6）

別表(4)中「100分の90」を「100分の80」に改め、同表(5)から(7)までの規定中「3分の2」を「10分の5.5」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第3条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成5年度」を「平成4年度」に改める。

別表道路の項中「10分の9」を「10分の8」に改め、同表港湾の項中「外かく施設、けい留施設」を「外郭施設、係留施設」に、「10分の9.5」を「10分の9」に改め、同表空港の項中「10分の9」を「10分の8」に改め、同表保育所の項中「3分の2」を「10分の5.5」に改め、同表砂防設備の項中「10分の8.5」を「鹿児島県知事又は市町村長が施行する場合にあつては3分の2（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業（以下「緊急砂防事業」という。）に係るものにあつては10分の8.5、再度災害を防止するために施行する砂防工事であつて緊急砂防事業に係るもの以外のものにあつては10分の7）以内、主務大臣が施行する場合にあつては10分の8（緊急砂防事業に係るものにあつては、10分の8.5）」に改め、同表海岸の項中「10分の7.5」を「3分の2」に改め、同表地すべり防止施設の項中「10分の8」を「鹿児島県知事又は市町村長が施行する場合にあつては3分2（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業（以下「緊急地すべり対策事業」という。）に係るものにあつては10分の8、再度災害を防止するために施行する地すべり防止工事であつて緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものにあつては10分の7）以内、主務大臣が施行する場合にあつては10分の7.5（緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、10分の8）」に改め、同表河川の項中「10分の6.5」を

「10分の6」に改め、同表林業施設の項中「10分の8.5」を「鹿児島県又は市町村が行う事業に係るものにあつては3分の2（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業（以下「緊急治山事業」という。）に係るものにあつては10分の8.5、激甚な災害が発生した地域において再度災害を防止するため緊急治山事業に引き続いて行われる事業及び治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）第2条第3項第2号に掲げる事業（緊急治山事業を除く。）に係るものにあつては10分の7）以内、国が行う保安施設事業に係るものにあつては10分の8（緊急治山事業に係るものにあつては、10分の8.5）以内、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設に係るものにあつては10分の8」に改め、同表漁港の項中「10分の9.5」を「10分の9（水産業協同組合が施行するものにあつては、10分の10）」に改め、同表義務教育施設の項中「3分の2」を「10分の5.5」に改める。

（豪雪地帯対策特別措置法の一部改正）

第4条 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「昭和47年度から平成13年度までの各年度における」を削り、「かかわらず、」を「かかわらず、昭和47年度から平成4年度までの各年度にあつては」に、「平成5年度」を「平成4年度」に、「とする」を「とし、平成5年度から平成13年度までの各年度にあつては10分の5.5とする」に改め、同条第2項中「平成13年度までの各年度において、」を「平成4年度までの各年度にあつては」に、「平成5年度」を「平成4年度」に、「補助するものとする」を「平成5年度から平成13年度までの各年度にあつてはその10分の5.5を補助するものとする」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第5条 沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「行なう」を「行う」に改め、「その全額を負担し、又は」を削る。

第7条第4項中「行なう」を「行う」に改め、「その全額を負担し、又は」を削り、同条第8項中「全部又は」を削る。

第8条第3項中「行なう」を「行う」に、「外かく施設、けい留施設」を「外郭施設、係留施設」に改め、「その全額を負担し、又は」を削り、同条第10項中「外かく施設」を「外郭施設」に、「けい留施設」を「係留施設」に改める。

附則第1条中「並びに附則第19条第5項及び第12項」を「及び別表道路の項」に改める。

附則第6条の前の見出し中「平成5年度」を「平成4年度」に改め、同条第2項中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「並びに平成3年度及び平成4年度」に改める。

附則第8条中「平成5年度」を「平成4年度」に改める。

別表農業試験研究施設の項及び土地改良の項中「10分の10」を「10分の9.5」に改め、同表林業施設の項中「10分の10以内」を「10分の9.5（国以外の者の行う事業にあつては、10分の9）以内（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われるものにあつては、10分の10以内）」に改め、同表漁港の項中「10分の10」を「10分の9.5（国以外の者の行う事業にあつては、10分の9（水産業協同組合が施行するものにあつては、10分の10）」に改め、同表道路の項中「10分の10」を「10分の9.5（道路法第13条に規定する指定区間内の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から協定の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものの取得及び賃借にあつては10分の10、国以外の者の行う事業にあつては10分の9）」に改め、同表港湾の項中「外かく施設」を「外郭施設」に、「けい留施設」を「係留施設」に、「10分の10」を「10分の9.5（国以外の者の行う事業にあつては、10分の9）」に改め、同表空港の項中「10分の10」を「10分の9.5（空港整備法第2条第1項第2号に規定する空港に係る同法第8条第4項に規定する工事であつて運輸大臣が施行するものにあつては10分の10、国以外の者の行う事業にあつては10分の9）」に改め、同表水道の項中「10分の10」を「10分の9」に改め、同表都市公

園の項の次に次のように加える。

下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道の設置又は改築	4分の3以内
-----	---	--------

別表義務教育施設等の項中「10分の9」を「10分の8.5」に改め、同表砂防設備の項中「10分の10以内」を「10分の9.5（国以外の者の行う事業にあつては、10分の9）以内（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るものにあつては、10分の10以内）」に改め、同表海岸の項中「10分の10」を「10分の9.5（国以外の者の行う事業にあつては、10分の9）」に改め、同表河川の項中「10分の10」を「10分の9」に改める。

（琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正）

第6条 琵琶湖総合開発特別措置法（昭和47年法律第64号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第1項」の下に「及び第2項」を加え、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」及び「同項」を「前2項」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 総合開発事業のうち森林法（昭和26年法律第249号）第193条に規定する林道の開設又は拡張に係る経費に対する国の負担割合については、政令で、同条の規定に基づく政令で定める割合を超える割合を定めることができる。

附則第6項の前の見出し中「平成5年度」を「平成4年度」に改め、同項第1号中「（昭和26年法律第249号）」を削る。

附則第7項及び第9項中「平成5年度」を「平成4年度」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

事業の区分		国の負担割合の範囲
一	河川法第4条第1項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	4分の3以内
二	砂防法第1条に規定する砂防工事	4分の3以内
三	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道の設置又は改築で政令に定めるもの	4分の3以内
四	土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更又は区画整理（政令で定めるものを除く。）	100分の55以内
五	森林法第41条第2項に規定する保安施設事業（政令で定めるものを除く。）	国が行う保安施設事業にあつては4分の3以内、府県が行う保安施設事業にあつては10分の6（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として実施されるものにあつては、4分の3）以内
六	道路法第2条第1項に規定する道路の新設又は改築で政令で定めるもの	4分の3以内

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第7条 水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)の一部を次のように改正する。

附則第3項から第8項までを次のように改める。

(平成4年度までに指定された指定ダム等に係る特例)

- 3 整備事業で平成4年度までの各年度において第2条第2項の規定により指定された指定ダムに係るものについての第9条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる事業の国の負担割合の範囲は、別表第1の規定にかかわらず、指定ダムの第2条第2項の指定に係る次の表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める範囲とする。

事業の区分	国の負担割合の範囲		
	昭和59年度以前 の各年度	昭和60年度	昭和61年度から平成 4年度までの各年度
土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業	10分の7以内	10分の6.5以内	10分の6以内
森林法(昭和26年法律第249号)第41条第2項に規定する保安施設事業(政令で定めるものを除く。)	4分の3以内	3分の2以内	10分の6以内
河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項に規定する一級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	4分の3以内	3分の2以内	10分の6以内
河川法第5条第1項に規定する二級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	3分の2以内	10分の6以内	10分の5.5以内
砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防工事	4分の3以内	3分の2以内	10分の6以内
道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道の新設又は改築(政令で定めるものを除く。)	4分の3以内	4分の3以内	3分の2以内
義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和33年法律第81号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)	3分の2以内	10分の6以内	10分の5.5以内

- 4 整備事業で平成4年度までの各年度において第2条第3項の規定により指定された指定湖沼水位調節施設に係るものについての第9条第2項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる事業の国の負担割合の範囲は、別表第2の規定にかかわらず、指定湖沼水位

調節施設の第2条第3項の指定に係る次の表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める範囲とする。

事業の区分	国の負担割合の範囲		
	昭和59年度以前の各年度	昭和60年度	昭和61年度から平成4年度までの各年度
土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	10分の5.5以内	2分の1以内	2分の1以内
河川法第4条第1項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	4分の3以内	3分の2以内	10分の6以内

- 5 整備事業で昭和59年度までの各年度において第2条第2項又は第3項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての道路法第50条第1項の規定の適用については、同項中「負担するものとする」とあるのは、「負担するものとする。ただし、建設大臣が国道の新設又は改築を行う場合において、当該新設又は改築が長大橋、トンネル等の特に大規模な工事であつて、政令で定める基準を超えるものに係るときは、国の負担率を4分の3とすることができる」とし、当該整備事業についての河川法第60条第1項の規定の適用については、同項中「改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその10分の3」とあるのは、「河川法施行法（昭和39年法律第168号）第5条に規定するダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事に要する費用にあつてはその4分の1」とする。
- 6 整備事業で昭和60年度までの各年度において第2条第2項又は第3項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第2条第2項又は第3項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
		昭和59年度以前の各年度	昭和60年度
豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第15条第1項	平成4年度までの各年度にあつては3分の2（昭和60年度にあつては10分の6、昭和61年度から平成4年度までの各年度にあつては10分の5.5）とし、平成5年度から平成13年度までの各年度にあつては10分の5.5	平成13年度までの各年度においては、3分の2	平成13年度までの各年度においては、10分の6
豪雪地帯対策特別措置法第15条第2項	平成4年度までの各年度にあつてはその3分の2（昭和60年度にあつては10分の6、昭和61年度から平成4年度までの各年度にあつては10分の5.5）を、平成5年度から平成13年度までの各年度にあつては10分の5.5	平成13年度までの各年度において、その3分の2	平成13年度までの各年度において、その10分の6

過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第11条第1項並びに別表教育施設の項及び消防施設の項	10分の5.5	3分の2	10分の6
過疎地域活性化特別措置法別表児童福祉施設の項	10分の5.5（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、3分の2）	3分の2	10分の6（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、3分の2）
公立養護学校整備特別措置法（昭和31年法律第152号）附則第5項	10分の5.5	3分の2	10分の6
義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第3項	平成4年度までの各年度においては3分の2（政令で定める市町村の設置するものにあつては、7分の4とし、当該市町村の設置するものを除き、昭和60年度にあつては、10分の6とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和61年度から平成4年度までの各年度にあつては、10分の5.5）とし、平成5年度から平成9年度までの各年度においては10分の5.5	平成9年度までの各年度においては3分の2（政令で定める市町村の設置するものにあつては、7分の4）	平成9年度までの各年度においては10分の6（政令で定める市町村の設置するものにあつては、7分の4）
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第6条	除雪に係るものにあつてはその3分の2を、防雪又は凍雪害の防止に係るものにあつてはその10分の6	その3分の2	その3分の2
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和41年法律第45号）第10条第3項	10分の5.5	3分の2	10分の6
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）別表	10分の5.5	3分の2	10分の6

7 整備事業で平成4年度までの各年度において第2条第2項又は第3項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第2条第2項又は第3項の

指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		
		昭和59年度以前の各年度	昭和60年度	昭和61年度から平成4年度までの各年度
砂防法第13条第1項	2分ノ1ヲ負担ス但シ当該砂防工事ガ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノナルトキハ3分ノ2当該砂防工事ガ再度災害ヲ防止スル為ニ施行スルモノニシテ又ハ火山地、火山麓若ハ火山現象ニ因リ著シキ被害ヲ受クルノ虞アル地域ニ於テ施行スルモノニシテ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノ以外ノモノナルトキハ10分ノ5.5ヲ国庫ノ負担割合トス	3分ノ2ヲ負担ス	10分ノ6ヲ負担ス但シ当該砂防工事ガ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノナルトキハ3分ノ2ヲ国庫ノ負担割合トス	10分ノ5.5ヲ負担ス但シ当該砂防工事ガ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノナルトキハ3分ノ2ヲ国庫ノ負担割合トス
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第29条	当該地すべり防止工事が災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものであるときは3分の2を、当該地すべり防止工事が再度災害を防止するために施行するものであつて災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものであるときは10分の5.5	3分の2	当該地すべり防止工事が災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものであるときは3分の2を、それ以外のものであるときは10分の6	当該地すべり防止工事が災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものであるときは3分の2を、それ以外のものであるときは10分の5.5

道路整備緊急措置法（昭和33年法律第34号）第4条	10分の7（土地区画整理事業に係るものにあつては、10分の5.5）	4分の3（土地区画整理事業に係るものにあつては、3分の2）	10分の7（土地区画整理事業に係るものにあつては、10分の6）	10分の7（土地区画整理事業に係る改築で、建設大臣が行うものにあつては10分の6、建設大臣以外の者が行うものにあつては10分の5.75）
奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和39年法律第115号）第5条第2項	10分の5.5	4分の3	3分の2	10分の6（建設大臣が行うものにあつては、3分の2）
河川法第60条第2項	堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事に要する費用にあつてはその3分の2を、再度災害を防止するために施行する改良工事であつて又は大規模改良工事であつて、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつてはその10分の5.5を、その他の改良工事に要する費用にあつてはその2分の1	改良工事に要する費用の3分の2（河川法施行法（昭和39年法律第168号）第5条に規定するダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事に要する費用にあつては、4分の3）	堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業又は河川法施行法（昭和39年法律第168号）第5条に規定するダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事であつて堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつてはその3分の2を、その他の改良工事に要する費用にあつてはその10分の6	堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事に要する費用にあつてはその3分の2を、河川法施行法（昭和39年法律第168号）第5条に規定するダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事であつて堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつてはその10分の6を、その他の改良工事に要する費用にあつてはその10分の5.5

- 8 前5項に定めるもののほか、整備事業で平成4年度までの各年度において第2条第2項又は第3項の規定により指定された指定ダム等に係るものについては、他の法律の規定に基づく政令の規定により国の負担割合につき従来の割合を下回る割合が定められた場合においては、政令で、当該規定を適用しない旨その他の特例を定めることができる。

附則第9項及び第10項を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第一（第9条関係）

事業の区分	国の負担割合の範囲
土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業	10分の5.5以内
森林法第41条第2項に規定する保安施設事業（政令で定めるものを除く。）	10分の6以内
河川法第4条第1項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	10分の5.5以内
河川法第5条第1項に規定する二級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	10分の5.5以内
砂防法第1条に規定する砂防工事	10分の6以内
道路法第3条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道の新設又は改築（政令で定めるものを除く。）	3分の2以内
水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	10分の4以内
義務教育諸学校施設費国庫負担法第2条第1項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買取その他これに準ずる方法による取得を含む。）	10分の5.5以内
医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第3項に規定する診療所の新設又は改築	2分の1以内

別表第二（第9条関係）

事業の区分	国の負担割合の範囲
土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	2分の1以内
河川法第4条第1項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	10分の5.5以内

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第8条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（国の負担又は補助の割合の特例）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 明日香村整備計画に基づいて行われる道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、4分の3（土地区画整理事業に係るものにあつては、3分の2）の範囲内で政令で定める割合とする。
- 4 明日香村整備計画に基づいて行われる河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項に規定する一級河川のうちその管理を県知事が行うものとされた指定区間内のものの改良工

事の事業に係る経費に対する国の負担の割合は、同法の規定にかかわらず、3分の2とする。

5 明日香村整備計画に基づく事業で次の各号に掲げるものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合については、当該各号に規定する法律に基づく政令に定める負担又は補助の割合を超える割合を政令で定めることができる。

一 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道の設置又は改築

二 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業

附則第7条の見出し中「平成5年度」を「平成4年度」に改め、同条第1項第2号中「（昭和39年法律第167号）」を削り、同条第3項中「平成5年度」を「平成4年度」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第9条 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律（昭和59年法律第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「平成4年度までの間」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「平成5年度」を「平成4年度」に改める。

（過疎地域活性化特別措置法の一部改正）

第10条 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「3分の2」を「10分の5.5」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「平成5年度」を「平成4年度」に改める。

別表教育施設の項中「3分の2」を「10分の5.5」に改め、同表児童福祉施設の項中「3分の2」を「10分の5.5（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、3分の2）」に改め、同表消防施設の項中「3分の2」を「10分の5.5」に改める。

第2章 大蔵省関係

（地震再保険特別会計法の一部改正）

第11条 地震再保険特別会計法（昭和41年法律第74号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項を次のように改める。

（一般会計からの繰入れの特例）

2 第4条第1項の規定は、当分の間、第13条第1項の規定による借入金のある年度を除き、適用しない。

第3章 文部省関係

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第12条 義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改める。

附則第2項中「、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条の5及び第96条第1項」を削り、「附則第120条」の下に「（第1項第1号を除く。）」を加える。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附則第5項中「とし、平成5年度においては9分の1」を削り、同項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とする。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第13条 公立養護学校整備特別措置法（昭和31年法律第152号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改める。

附則第5項中「3分の2」を「10分の5.5」に改める。

附則第6項中「、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条の5及び第96条第1項」を削り、「附則第120条」の下に「（第1項第1号を除く。）」を加える。

附則中第7項を削り、第8項を第7項とする。

附則第9項中「平成5年度」を「平成4年度」に改め、同項を附則第8項とし、附則第10項を附則第9項とする。

附則第11項中「とし、平成5年度においては9分の1」を削り、同項を附則第10項とし、附則第12項を附則第11項とする。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

第14条 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和33年法律第81号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「、昭和48年度から平成4年度までの各年度においては」を削り、「かかわらず、」を「かかわらず、昭和48年度から平成4年度までの各年度においては」に、「とする」を「とし、平成5年度から平成9年度までの各年度においては10分の5.5とする」に改める。

第4章 農林水産省関係

(漁港法の一部改正)

第15条 漁港法(昭和25年法律第137号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 国以外の者が第三種漁港又は第四種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第3条第1号の基本施設の修築に要する費用は、次の表の上欄及び中欄に定める区分に従い、それぞれその下欄に定める割合を国において負担する。

施行者	漁港の種類	国の負担割合
地方公共団体	第三種漁港	北海道にあつては100分の70(係留施設については、100分の60)、その他の地域にあつては100分の50(特定第三種漁港の外郭施設については、3分の2)
	第四種漁港	北海道にあつては100分の70(係留施設については、3分の2)、その他の地域にあつては3分の2(係留施設については、100分の50)
水産業協同組合	第三種漁港	北海道にあつては100分の90(係留施設については、100分の75)、その他の地域にあつては、特定第三種漁港については100分の70(係留施設については、100分の60)、その他の第三種漁港については100分の60(係留施設については、100分の50)
	第四種漁港	北海道にあつては100分の90(係留施設については、100分の80)、その他の地域にあつては100分の75(係留施設については、100分の60)

- 3 国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第3条第1号の基本施設の修築に要する費用は、次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれその下欄に定める割合をもつて、国は、当該漁港修築事業の施行者に補助する。

施行者	国の補助割合
地方公共団体	北海道にあつては100分の70(係留施設については、100分の60)、その他の地域にあつては100分の50
水産業協同組合	北海道にあつては100分の90(係留施設については、100分の75)、その他の地域にあつては100分の50

附則第2項及び第3項中「当分の間」を「平成4年度までの間」に改める。

附則第7項中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「平成3年度及び平成4年度」に改める。

(森林法の一部改正)

第16条 森林法(昭和26年法律第249号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「平成3年度及び平成4年度」に改める。

(海岸法の一部改正)

第17条 海岸法(昭和31年法律第101号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「国及び」を「国がその3分の2を、」に、「それぞれその2分の1」を「その3分の1」に改め、ただし書を削る。

附則第5項(見出しを含む。)中「平成5年度」を「平成4年度」に改める。

第5章 運輸省関係

(港湾法の一部改正)

第18条 港湾法(昭和25年法律第218号)の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「水域施設又は外かく施設については、その工事に要する費用の10分までを、けい留施設については、その工事に要する費用の10分の7.5までを、」を「その工事に要する費用の3分の2までを」に改め、同条第3項中「外かく施設」を「外郭施設」に、「国がその10分の7.5を、港湾管理者がその10分の2.5をそれぞれ」を「国と港湾管理者がそれぞれその10分の5を」に改める。

第43条中「ものの外」を「もののほか」に、「第4号」を「第3号」に、「左に」を「次に」に改め、第1号を削り、同条第2号中「特定重要港湾以外の」を削り、同号を同条第1号とし、同条第3号中「外かく施設、けい留施設」を「外郭施設、係留施設」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第52条第2項中「第42条第5項」を「同条第3項中「国と港湾管理者がそれぞれその10分の5を」とあるのは「国がその3分の2を、港湾管理者がその3分の1をそれぞれ」と、同条第5項」に改め、同条第3項第1号中「10分の2.5」を「3分の1」に改める。

第55条の6の見出し中「国庫負担等」を「費用の負担」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

当分の間、政令で定める重要港湾(特定重要港湾を除く。)において、第52条第1項の規定により運輸大臣が自ら次の工事をする場合については、同条第2項において準用する第42条第1項中「費用は、国と港湾管理者がそれぞれその10分の5を負担する」とあるのは、「費用の3分の2までを国において負担することができる」とする。

第55条の6第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条第2項とし、同条第4項及び第5項を削る。

当分の間、前項の重要港湾において、第52条第1項の規定により運輸大臣が自ら次の工事をする場合については、同条第3項第2号中「10分の5」とあるのは、「3分の1以上10分の5以下の範囲内で運輸大臣が定める割合」とする。

附則第11項の前の見出し中「及び平成3年度から平成5年度まで」を「平成3年度及び平成4年度」に改め、同項中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「平成3年度及び平成4年度」に改める。

附則第12項中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「平成3年度及び平成4年度」に改める。

附則第20項中「(第55条の6第2項において準用する場合を含む。)」を削り、「第42条第4項中」を「同項中」に改める。

(北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正)

第19条 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和26年法律第73号)の一部を次の

ように改正する。

第2条第1項中「外かく施設」を「外郭施設」に、「10分の9.5」を「10分の7.5」に、「10分の0.5」を「10分の2.5」に、「けい留施設」を「係留施設」に、「10分の7.5を、港湾管理者がその10分の2.5」を「10分の6を、港湾管理者がその10分の4」に改める。

第3条第2項中「前条に」を「同条第1項中「国がその10分の7.5」とあるのは「国がその10分の8.5」と、「港湾管理者がその10分の2.5」とあるのは「港湾管理者がその10分の1.5」と、「10分の6」とあるのは「3分の2」と、「10分の4」とあるのは「3分の1」と、同条第2項に」に改める。

附則第3項及び第4項中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「平成3年度及び平成4年度」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第20条 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項を次のように改める。

(一般会計からの繰入れの特例)

2 第50条(第56条第1項において準用する場合を含む。)及び第82条第2項の規定は、当分の間、適用しない。

(空港整備法の一部改正)

第21条 空港整備法(昭和31年法律第80号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の75」を「3分の2」に、「100分の25」を「3分の1」に改める。

第8条第1項中「100分の75」を「100分の55」に、「100分の25」を「100分の45」に改め、同条第4項中「100分の75」を「100分の55」に改める。

附則第3項の見出し中「及び平成3年度から平成5年度まで」を「平成3年度及び平成4年度」に改め、同項中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「平成3年度及び平成4年度」に改める。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第22条 特定港湾施設整備特別措置法(昭和34年法律第67号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「10分の1.45」を「10分の2.35」に改め、同項第3号中「10分の3.25」を「10分の4」に改め、同項第4号中「10分の1」を「10分の1.45」に改め、同条第2項中「10分の10」とあるのは「10分の8」と、「10分の7.5」とあるのは「10分の6」を「3分の2」とあるのは「15分の8」に改める。

附則第2項の見出し中「及び平成3年度から平成5年度まで」を「平成3年度及び平成4年度」に改め、同項中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「平成3年度及び平成4年度」に改める。

第6章 建設省関係

(砂防法の一部改正)

第23条 砂防法(明治30年法律第29号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「3分ノ2」を「2分ノ1」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ当該砂防工事が災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノナルトキハ3分ノ2当該砂防工事が再度災害ヲ防止スル為ニ施行スルモノニシテ又ハ火山地、火山麓若ハ火山現象ニ因リ著シキ被害ヲ受クルノ虞アル地域ニ於テ施行スルモノニシテ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノ以外ノモノナルトキハ10分ノ5.5ヲ国庫ノ負担割合トス

第50条中「及平成3年度ヨリ平成5年度迄ノ各年度」を「平成3年度及平成4年度」に改める。

(道路法の一部改正)

第24条 道路法(昭和27年法律第180号)の一部を次のように改正する。

第50条第1項ただし書を削り、同条第2項中「国及び都道府県がそれぞれその2分の1」を「国がその10分の5.5を、都道府県がその10分の4.5」に、「但し」を「ただし」に改める。

第56条中「道路に関する調査又は」を「道路に関する調査に要する費用についてはその3分の1以内を、」に、「3分の1」を「2分の1」に改める。

附則第2項中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「、平成3年度及び平成4年度」に改める。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第25条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和31年法律第72号)の一部を次のように改正する。

第6条中「基いて」を「基づいて」に、「その3分の2」を「除雪に係るものにあつてはその3分の2を、防雪又は凍雪害の防止に係るものにあつてはその10分の6」に改める。

附則第2項中「平成5年度」を「平成4年度」に改める。

(地すべり等防止法の一部改正)

第26条 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

(都道府県知事の施行する地すべり防止工事に要する費用の一部負担)

第29条 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事に要する費用の2分の1を負担する。ただし、溪流において施行する地すべり防止工事及びこれと一体となつて直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行する地すべり防止工事については、当該地すべり防止工事が災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものであるときは3分の2を、当該地すべり防止工事が再度災害を防止するために施行するものであつて災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものであるときは10分の5.5を国の負担割合とする。

附則第6条の見出し中「及び平成3年度から平成5年度まで」を「、平成3年度及び平成4年度」に改め、同条中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「、平成3年度及び平成4年度」に改める。

(河川法の一部改正)

第27条 河川法(昭和39年法律第167号)の一部を次のように改正する。

第60条第1項中「行なう」を「行う」に、「改良工事に要する費用については、その3分の1」を「改良工事のうち政令で定める大規模な工事(次項において「大規模改良工事」という。)に要する費用にあつてはその10分の3、その他の改良工事に要する費用にあつてはその3分の1、維持及び修繕に要する費用にあつてはその10分の4.5」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、国は、政令で定めるところにより、当該費用のうち、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事に要する費用にあつてはその3分の2を、再度災害を防止するために施行する改良工事であつて又は大規模改良工事であつて、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつてはその10分の5.5を、その他の改良工事に要する費用にあつてはその2分の1を負担する。

附則第3項中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「、平成3年度及び平成4年度」に、「から平成5年度までの各年度において」を「及び平成4年度において」に改める。

(河川法施行法の一部改正)

第28条 河川法施行法(昭和39年法律第168号)の一部を次のように改正する。

第5条中「昭和45年3月31日から起算して5年を下らない範囲内において政令で定める日」を「平成5年3月31日」に改める。

附則第3項中「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「平成3年度及び平成4年度」に、「から平成5年度までの各年度において」を「及び平成4年度において」に改める。
(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第29条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和41年法律第45号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「3分の2」を「10分の5.5」に改める。

附則第3項の前の見出し及び同項中「平成5年度」を「平成4年度」に改める。

第7章 自治省関係

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)

第30条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号)の一部を次のように改正する。

附則第6項を次のように改める。

(通常の国の負担割合の特例)

- 6 開発指定事業で新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和45年法律第7号)第3条第2項の規定の適用を受けるもの、琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)第8条第1項又は第2項の規定の適用を受けるもの及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)第5条第3項から第5項までの規定の適用を受けるものについて第3条第1項の規定を適用する場合には、同項中「経費に対する通常の国の負担割合」とあるのは、「経費について平成4年度において適用することとされていた通常の国の負担割合(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)第5条第3項の規定の適用を受ける開発指定事業で政令で定めるものにあつては、同項の国の負担又は補助の割合)」とする。

附則第7項から第13項までを削る。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第31条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和41年法律第114号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第3条」を「第3条第1項」に、「同条」を「第3条」に改める。

附則に次の1項を加える。

(通常の国の負担割合の特例)

- 5 特定事業で新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第3条第2項又は第3項の規定の適用を受けるもの、琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)第8条第1項の規定の適用を受けるもの及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第5条第3項又は第5項の規定の適用を受けるものについて第5条第1項の規定を適用する場合には、同項中「経費に対する通常の国の負担割合」とあるのは、「経費について平成4年度において適用することとされていた通常の国の負担割合(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)第5条第3項の規定の適用を受ける特定事業で政令で定めるものにあつては、同項の国の負担又は補助の割合)」とする。

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第32条 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和45年法律第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「行なわれる」を「行われる」に改め、「法令の規定」の下に「(次項及び第3項の規定を含む。)」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「こえる」を「超える」に、「同法同条」を「同条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の

2項を加える。

2 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業のうち道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路の舗装その他の改築に要する経費に対する国の負担割合については、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、4分の3（土地区画整理事業に係るものにあつては、3分の2）の範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

3 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道の設置又は改築に要する経費に対する国の負担割合については、同法第34条の規定に基づく政令に定める補助の割合を超える割合を政令で定めることができる。

第5条中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

附則第3項の前の見出し、同項及び第5項中「平成5年度」を「平成4年度」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成5年度の特例）

6 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業に要する経費に対する平成5年度における国の負担割合については、義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第3項中「平成5年度から平成9年度までの各年度においては10分の5.5」とあるのは、「平成5年度においては3分の2（政令で定める市町村の設置するものにあつては、7分の4）」として同項の規定を適用する。

別表中「別表」を「別表（第3条関係）」に改め、同表道路の項中「（昭和27年法律第180

号）」を削り、「

県	4分の3
市町村	10分の8

」を「

県	4分の3の範囲内で政令で定める割合
市	10分の7の範囲内で政令で定める割合
町 村	10分の8

」に改め、

同表生活環境施設の項中「（昭和33年法律第79号）」を削り、「10分の5.5」を「4分の3の範囲内で政令で定める割合」に、「10分の5」を「3分の2の範囲内で政令で定める割合」に改

め、同表消防施設の項中「

市町村	3分の2
-----	------

」を「

市	10分の6
町 村	3分の2

」に

改める。

（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第33条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）の一部を次のように改正する。

附則第7条（見出しを含む。）中「平成5年度」を「平成4年度」に改める。

別表中「別表」を「別表（第3条関係）」に、「3分の2」を「10分の5.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、平成5年4月1日から施行する。

2 この法律（第11条及び第20条の規定を除く。）による改正後の法律の規定は、平成5年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成4年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成5年度以降の年度に支出される国の負担及び平成4年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成4年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成5年度以降

の年度に支出される国の負担、平成4年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成5年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成4年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成5年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)

- 3 地方財政法(昭和23年法律第109号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改め、同条第1号の2中「経費を含む」を「経費を除く」に改める。

第34条第1項第4号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改め、同項第5号中「経費を含む」を「経費を除く」に改める。

(国の補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)

- 4 国の補助金等の臨時特例等に関する法律(平成3年法律第15号)の一部を次のように改正する。

第34条中「から平成5年度までの各年度」を「及び平成4年度」に改める。

附則第2項中「平成3年度から平成5年度までの各年度の特例に係る規定、」を削り、「平成3年度から平成5年度までの各年度」を「平成3年度及び平成4年度」に改め、「平成3年度及び平成4年度の特例に係るものにあつては平成3年度及び平成4年度とし、」を削り、「並びに平成3年度から平成5年度までの各年度」を「並びに平成3年度及び平成4年度」に、「平成6年度」を「平成5年度」に改め、「平成3年度及び平成4年度の特例に係るものにあつては平成5年度とし、」を削り、「及び平成3年度から平成5年度までの各年度」を「並びに平成3年度及び平成4年度」に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

- 5 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律(平成4年法律第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「及び平成5年度」を削り、「平成6年度」を「平成5年度」に、「補助並びに」を「補助及び」に改める。

(義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

- 6 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律(平成4年法律第20号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削る。

附則第1項中「この法律中第1条及び第2条並びに次項の規定は」を「この法律は、」に改め、「第3条及び第4条並びに附則第3項及び第4項の規定は平成6年4月1日から」を削る。

附則第2項の見出し中「及び平成5年度」を削り、同項中「(以下この項において「改正後の負担法」という。)」及び「(以下この項において「改正後の特別措置法」という。)」を削り、「平成4年度の予算」を「平成4年度の予算」に改め、「改正後の負担法附則第5項及び改正後の特別措置法附則第11項の規定中平成5年度の特例に係る部分は平成5年度の予算に係る国の負担(平成4年度以前の年度に係る経費について平成5年度以降の年度に支出される国の負担を除く。)及び平成5年度に係る経費につき平成6年度以降の年度に支出される国の負担についてそれぞれ」を削る。

附則第3項及び第4項を削る。

(離島振興法の一部を改正する法律の一部改正)

- 7 離島振興法の一部を改正する法律(平成4年法律第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2条を次のように改める。

第2条 削除

(出所)『官報』(平成5年3月31日号外特第7号)45-54ページ。

8-83 「湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成3年2月26日
衆議院大蔵委員会

○橋本〔龍太郎〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案につきまして、提案の理由とその内容を御説明申し上げます。

湾岸平和基金に対する新たな90億ドルの拠出のための財源措置につきましては、従来の特例公債によることなく、平成2年度において税外収入の確保等を行うとともに、平成3年度一般会計予算の歳出予算等の節減を図り、なお不足する財源については、臨時的に国民の皆様方にも広く御負担をお願いせざるを得ないとの考え方から、1年限りの税制上の措置を講ずることとしたものであり、歳出予算等の節減による財源及び臨時的税収が入るまでの間はつなぎのための臨時特別公債を発行することにより、所要の資金調達を行うこととしたところであります。

本法律案は、このための法律上の手当てについて、一括した法案により措置するものであります。

以下、この法律案の内容について申し上げます。

第一に、平成2年度一般会計補正予算(第2号)の歳出の財源に充てるため、同年度に1125億円を外国為替資金特別会計から一般会計に繰り入れることとしております。

第二に、臨時特別公債の償還に充てるため、平成3年度に2017億486万5千円、平成4年度から平成6年度までの間に991億6166万5千円を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れることとしております。

第三に、税制上の臨時的措置として、法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設す

ることとしております。

具体的には、法人臨時特別税につきましては、法人の各課税事業年度の基準法人税額から3百万円を控除した残額を課税標準とし、税率は2.5%としております。また、課税事業年度は、原則として平成3年度中に終了する事業年度であります。

次に、石油臨時特別税につきましては、課税物件は、原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素であり、税率は、原油、輸入石油製品が1キロリットル当たり1020円、天然ガスが1トン当たり360円、その他のガス状炭化水素が1トン当たり335円としております。また、適用期間は、平成3年4月から平成4年3月までであります。

第四に、平成2年度の一般会計補正予算(第2号)の歳出の財源に充てるため、国会の議決を経た金額の範囲内で、一般会計からの繰入金及び臨時特別税の収入によって償還すべき臨時特別公債の発行を行うこととし、発行した臨時特別公債及びその借換債は、平成6年度までの間に償還することとしております。

第五に、平成3年度及び平成4年度の臨時特別税の収入は、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れることとし、組み入れられた税収及び平成3年度から平成6年度までの間の一般会計からの繰入金は、臨時特別公債の元本相当分の償還の財源に充てることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第120回国会 衆議院大蔵委員会議録第6号』1-2ページ。

8-84 「湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律」

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成3年3月13日

内閣総理大臣 海部 俊樹

法律第2号

湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例（第2条）
- 第3章 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例（第3条）
- 第4章 法人臨時特別税
 - 第1節 総則（第4条—第10条）
 - 第2節 課税標準（第11条）
 - 第3節 税額の計算（第12条・第13条）
 - 第4節 申告及び納付等（第14条—第17条）
 - 第5節 雑則（第18条—第20条）
 - 第6節 罰則（第21条—第26条）
- 第5章 石油臨時特別税
 - 第1節 総則（第27条—第31条）
 - 第2節 課税標準及び税率（第32条・第33条）
 - 第3節 免税及び税額控除等（第34条・第35条）
 - 第4節 申告及び納付等（第36条—第42条）
 - 第5節 雑則（第43条・第44条）
 - 第6節 罰則（第45条—第47条）
- 第6章 臨時特別公債の発行等（第48条・第49条）
- 第7章 臨時特別税の収入の用途等（第50条—第53条）
- 第8章 雑則（第54条）

附則
第1章 総則
 （趣旨）

第1条 この法律は、湾岸地域における平和回復活動（湾岸地域における平和と安定を回復するために国際連合加盟国が行う活動をいう。）を支援するため、湾岸アラブ諸国協力理事会（湾岸アラブ諸国協力理事会

憲章に基づき設立された湾岸アラブ諸国協力理事会をいう。）に設けられた湾岸平和基金に対し平成2年度の一般会計補正予算（第2号）に基づき緊急に資金を拠出するに当たり、これに必要な財源の確保に係る臨時の措置として外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、なお不足する財源の確保に係る臨時の措置として法人臨時特別税及び石油臨時特別税を創設するほか、一般会計からの繰入金及びこれらの税の収入により償還すべき公債の発行に関する措置等について定めるものとする。

第2章 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例

第2条 政府は、平成2年度の一般会計補正予算（第2号）により追加される歳出の財源に充てるため、同年度において、外国為替資金特別会計から、1125億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

第3章 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例

第3条 政府は、第7章に定めるところにより第48条第1項に規定する臨時特別公債の償還に充てるため、平成3年度において一般会計から国債整理基金特別会計に2017億486万5千円を繰り入れるほか、平成4年度から平成6年度までの間において991億6166万5千円に達するまでの金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第4章 法人臨時特別税

第1節 総則

（定義）

第4条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内国法人 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第3号に規定する内国法人をいう。
- 二 外国法人 内国法人以外の法人をいう。
- 三 人格のない社団等 法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等をいう。

- 四 指定期間 平成3年4月1日から平成4年3月31日までの期間をいう。
- 五 事業年度 法人税法第1編第5章に規定する事業年度をいう。
- 六 法人臨時特別税申告書 第14条第1項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和37年法律第66号）第18条第2項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。
- 七 修正申告書 国税通則法第19条第3項に規定する修正申告書をいう。
- 八 更正又は決定 それぞれ国税通則法第24条若しくは第26条の規定による更正又は同法第25条の規定による決定をいう。（人格のない社団等に対する適用）
- 第5条** 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。（納税義務者）
- 第6条** 法人は、基準法人税額につき、この法律により、法人臨時特別税を納める義務がある。（課税の対象）
- 第7条** 法人の各課税事業年度の基準法人税額には、この法律により、法人臨時特別税を課する。（基準法人税額）
- 第8条** この章において「基準法人税額」とは、法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額（法人税法第102条第1項の規定による申告書を提出すべき法人の清算中の各事業年度の所得の金額を含む。）につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（同法第67条から第70条の2まで及び第144条の規定並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3章第5節の3及び第68条の2の規定を除く。）により計算した法人税の額（国税通則法第2条第4号に規定する附帯税の額を除く。）をいう。（課税事業年度）
- 第9条** この章において「課税事業年度」とは、法人の指定期間に終了する事業年度をいう。
- 2 次の各号に掲げる法人の課税事業年度は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事業年度とする。

- 一 事業年度の変更その他の事由により、指定期間に終了する事業年度の月数の合計が12月に満たない法人及び当該月数の合計が12月を超える法人（次号から第5号までに掲げる法人を除く。）これらの法人の指定期間に最初に終了する事業年度開始の日から同日以後1年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度
- 二 指定期間に新たに設立された法人（次号から第5号までに掲げる法人を除く。）指定期間の日を含む事業年度
- 三 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等及び人格のない社団等で指定期間に同条第13号に規定する収益事業を開始したもの（次号及び第5号に掲げる法人を除く。）その開始した日から指定期間の末日までの期間内の日を含む事業年度
- 四 指定期間に法人税法第141条第1号から第3号までに掲げる外国法人又は同条第4号に掲げる外国法人（同号イ又はロに掲げる国内源泉所得を有するものに限る。）のいずれかに新たに該当することとなった外国法人（次号に掲げる法人を除く。）その該当することとなった日から指定期間の末日までの期間内の日を含む事業年度
- 五 指定期間に合併をした法人で合併後存続するもの及び指定期間の合併により設立された法人 第1号又は第2号に定める事業年度に準ずるものとして政令で定める事業年度
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。（納税地）
- 第10条** 法人の法人臨時特別税の納税地は、当該法人の法人税法第1編第6章の規定による法人税の納税地とする。
- 第2節 課税標準**
（各課税事業年度の法人臨時特別税の課税標準）
- 第11条** 法人臨時特別税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とする。
- 2 各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額から年300

万円を控除した残額とする。

- 3 課税事業年度が1年に満たない法人に対する前項の規定の適用については、同項中「年300万円」とあるのは、「300万円を12で除し、これに当該課税事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。
- 4 第9条第2項各号に掲げる法人の各課税事業年度のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、第2項の規定にかかわらず、同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する残額を当該最後の課税事業年度の月数で除し、これに次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間の月数を乗じて計算した金額とする。
 - 一 第9条第2項第1号に掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に終了する事業年度開始の日以後1年を経過する日までの期間
 - 二 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる法人 当該最後の課税事業年度開始の日から指定期間の末日までの期間
 - 三 第9条第2項第5号に掲げる法人 前2号に定める期間に準ずるものとして政令で定める期間
- 5 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

第3節 税額の計算

（税率）

第12条 法人臨時特別税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に100分の2.5の税率を乗じて計算した金額とする。

（外国税額の控除）

第13条 法人臨時特別税申告書を提出する内国法人が課税事業年度において法人税法第69条第1項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項の控除限度額を超えるときは、前条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の法人臨時特別税の額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超え

る金額を当該課税事業年度の法人臨時特別税の額から控除する。

- 2 法人税法第69条第6項、第7項及び第9項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第4節 申告及び納付等

（課税標準及び税額の申告）

第14条 法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる課税標準法人税額がない場合には、当該申告書を提出することを要しない。

- 一 当該課税事業年度の課税標準である課税標準法人税額
 - 二 前号に掲げる課税標準法人税額につき前節の規定を適用して計算した法人臨時特別税の額
 - 三 前2号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項
- 2 法人税法第145条において準用する同法第74条第1項の規定は、外国法人の前項の規定による申告書の提出期限について準用する。
 - 3 法人税法第75条及び第75条の2（これらの規定を同法第145条において準用する場合を含む。）の規定は、法人の第1項の規定による申告書の提出期限について準用する。

- 4 租税特別措置法第66条の4の規定は、前項において準用する法人税法第75条の2（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人の第1項の規定による申告書に係る課税事業年度の法人臨時特別税について準用する。

（法人臨時特別税の期限内申告による納付）

第15条 前条第1項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人臨時特別税を国に納付しなければならない。

（更正の請求の特例）

第16条 法人税法第82条の規定は、法人が次に掲げる金額につき修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた場合におい

て、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い、その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る事業年度後の課税事業年度の法人臨時特別税申告書に記載した、又は決定を受けた当該課税事業年度に係る第14条第1項第1号又は第2号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となることについて準用する。

- 一 法人税法第2条第31号に規定する確定申告書に記載すべき同法第74条第1項第1号から第5号まで（同法第145条において準用する場合を含む。）に掲げる金額
- 二 法人臨時特別税申告書に記載すべき第14条第1項第1号又は第2号に掲げる金額（青色申告）

第17条 法人が法人税法第121条第1項（同法第146条において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、法人臨時特別税申告書及び当該申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

- 2 法人税法第130条第2項の規定は、法人が提出した前項の規定による青色の申告書に係る法人臨時特別税について準用する。

第5節 雑則

（代表者等の自署押印）

第18条 法人税法第151条の規定は、法人の提出する法人臨時特別税申告書及び当該申告書に係る修正申告書について準用する。（当該職員の質問検査権）

第19条 国税庁の当該職員又は法人の納税地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、法人臨時特別税に関する調査につい

て必要があるときは、法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- 2 国税庁の当該職員又は法人の納税地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員は、法人臨時特別税に関する調査について必要があるときは、法人に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。
 - 3 前2項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地を所轄する税務署又は国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄する区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する質問又は検査について準用する。
 - 4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第1項又は第2項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 5 第1項又は第2項（これらの規定を第3項において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等）
- 第20条** 法人臨時特別税に係る次の表の第1欄に掲げる法律の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法	第2条第18号	除く。)として	除く。)及び法人臨時特別税(附帯税を除く。)として
	第38条第1項	法人税の額 準用する場合	法人税の額及び法人臨時特別税の額 準用する場合及びこれらの規定を湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成3年法律第2号。以下「臨時措置法」という。)第14条第3項(法人臨時特別税の申告書の提出期限の延長)において準用する場合
	第67条第2項	金額)	金額)及び当該事業年度の臨時措置法に規定する課税標準法人税額につき臨時措置法第4章第3節(税額の計算)の規定により計算した法人臨時特別税の額
	第69条第2項	の控除限度額と	の控除限度額及び法人臨時特別税控除限度額として政令で定める金額と
	第82条	掲げる金額につき	掲げる金額又は臨時措置法第4条第6号(定義)に規定する法人臨時特別税申告書に記載すべき臨時措置法第14条第1項第1号若しくは第2号(課税標準及び税額の申告)に掲げる金額につき
	第93条第2項第3号	法人税並びに	法人税及び同号に規定する法人臨時特別税並びに
	第94条第1号	法人税の 所得に対する法人税	法人税又は法人臨時特別税の 所得に対する法人税及び当該各事業年度の臨時措置法に規定する課税標準法人税額に対する法人臨時特別税
	国税通則法	第15条第2項第3号	法人税
第21条第2項、第30条第2項、第33条第2項及び第43条第2項		法人税	法人税、法人臨時特別税
第65条第3項第2号		加算した金額	加算した金額(湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成3年法律第2号。以下「臨時措置法」という。)第13条(外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した金額)

	第75条第4項第1号	又は法人税法	、法人税法又は臨時措置法
	第85条第1項及び第86条第1項	法人税	法人税、法人臨時特別税
地方税法 (昭和25年法律第226号)	第53条第9項	控除限度額	控除限度額と湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成3年法律第2号。以下「臨時措置法」という。)第13条第1項に規定する政令で定めるところにより計算した金額との合計額
		第321条の8第9項	控除限度額及び臨時措置法第13条第1項に規定する政令で定めるところにより計算した金額と
		政令で定めるもの	政令で定めるものとの合計額
建物の区分所有等に関する法律 (昭和37年法律第69号)	第47条第10項	法人税に	法人税及び法人臨時特別税に

2 前項に定めるもののほか、法人税又は法人臨時特別税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第71条第1号の規定の適用については、法人税及び法人臨時特別税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 法人税又は法人臨時特別税に係る国税通則法第58条第1項第1号イに規定する更正決定等(以下この号及び次項において「更正決定等」という。)について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は法人臨時特別税と納税義務者及び事業年度が同一である他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第90条第1項若しくは第2項、第104条第2項又は第115条第1項第2号の規定の適用については、当該他の法人臨時特別税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は法人臨時特別税の同法第19条第1項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

3 租税特別措置法第66条の5第16項から第

18項までの規定は、法人税についてこれらの規定の適用がある課税事業年度の法人臨時特別税に係る更正決定等及び国税の徴収権(国税通則法第72条第1項に規定する国税の徴収権をいう。)の時効について準用する。この場合において、租税特別措置法第66条の5第16項中「課税の特例)」とあるのは「課税の特例)(湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律(平成3年法律第2号)第20条第3項(法人臨時特別税に係る法人税法の適用の特例等)において準用する場合を含む。次条において同じ。))」と、「生ずべき法人税」とあるのは「生ずべき法人税若しくは法人臨時特別税」と、「法人税の」とあるのは「法人税又は法人臨時特別税の」と、「還付請求申告書に係る」とあるのは「還付請求申告書に係る更正又は当該更正に伴つてする法人臨時特別税に係る」と、「当該法人税」とあるのは「当該法人税又は法人臨時特別税」と、同条第17項中「法人税」とあるの

は「法人税又は法人臨時特別税」と読み替えるものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、法人臨時特別税に係る法人税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第6節 罰則

第21条 偽りその他不正の行為により、第14条第1項第2号に規定する法人臨時特別税の額につき法人臨時特別税を免れた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。以下この節において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の免れた法人臨時特別税の額が500万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、500万円を超えその免れた法人臨時特別税の額に相当する金額以下とすることができる。

第22条 正当な理由がなくて第14条第1項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第23条 第18条において準用する法人税法第151条第1項から第3項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する法人臨時特別税申告書若しくは当該申告書に係る修正申告書の提出があった場合のその行為をした者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- 一 第19条第1項又は第2項（これらの規定を同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳

簿書類を提示した者

第25条 法人臨時特別税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを2年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第21条、第22条又は第24条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

- 2 前項の規定により第21条第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

- 3 人格のない社団等について第1項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第5章 石油臨時特別税

第1節 総則

（定義）

第27条 この章及び附則第2条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 原油 石油税法（昭和53年法律第25号）第2条第1号に規定する原油をいう。
- 二 石油製品 石油税法第2条第2号に規定する石油製品をいう。
- 三 ガス状炭化水素 石油税法第2条第3号に規定するガス状炭化水素をいう。
- 四 保稅地域 関税法（昭和29年法律第61号）第29条に規定する保稅地域をいう。（課稅物件）

第28条 原油及び石油製品並びにガス状炭化水素には、この法律により、石油臨時特別税を課する。

（納稅義務者）

第29条 原油又はガス状炭化水素の採取者（石油税法第5条第1項ただし書、第6条又は第10条第6項の規定により原油又はガス状炭化水素の採取者とみなされる者を含む。）は、平成3年4月1日から平成4年

3月31日までの間にその採取場（同法第5条第5項又は第10条第6項の規定により原油又はガス状炭化水素の採取場とみなされる場所を含む。附則第2条において同じ。）から移出した原油又はガス状炭化水素（同法第5条第1項の規定の適用がある場合には、その消費される原油又はガス状炭化水素とし、同条第3項の規定の適用がある場合には、その換価される原油又はガス状炭化水素とし、同条第4項又は第5項の規定の適用がある場合には、その現存する原油又はガス状炭化水素とする。）につき、石油臨時特別税を納める義務がある。

2 原油等（石油税法第4条第2項に規定する原油等をいう。以下この章及び附則第2条第3項において同じ。）を平成3年4月1日から平成4年3月31日までの間に保税地域から引き取る者（同法第5条第2項の規定の適用がある場合には、その消費者。第43条第1項第2号において同じ。）は、その引き取る原油等（同法第5条第2項の規定の適用がある場合には、その消費される原油等）につき、石油臨時特別税を納める義務がある。

（適用除外）

第30条 ガス状炭化水素の採取者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供するガス状炭化水素のみを採取するものには、当該ガス状炭化水素については、この章の規定を適用しない。

（納税地）

第31条 石油臨時特別税の納税地は、石油税の納税地となる場所とする。

第2節 課税標準及び税率

（課税標準）

第32条 石油臨時特別税の課税標準は、石油税の課税標準となる原油等の数量とする。

（税率）

第33条 石油臨時特別税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 原油及び石油製品 1キロリットルにつき1020円
- 二 ガス状炭化水素のうち関稅定率法（明治43年法律第54号）別表第2711・11号及び第2711・21号に掲げる天然ガス 1ト

ンにつき360円

- 三 ガス状炭化水素（前号に掲げるものを除く。）1トンにつき335円

第3節 免税及び税額控除等

（未納税移出等）

第34条 石油税法第10条第1項若しくは第11条第1項、租税特別措置法第90条の4第1項その他の法律又は条約の規定により石油税を免除するときは、当該免除に係る原油等に係る石油臨時特別税を免除する。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）の規定により石油税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定の適用を受けた原油等について租税特別措置法第90条の4第5項その他の法律の規定により石油税を徴収することとなるときは、当該石油税を徴収すべき者から当該原油等に係る石油臨時特別税を徴収する。

（戻入の場合の石油臨時特別税の控除等）

第35条 石油臨時特別税及び石油税課税済みの原油等につき、石油税法第12条第1項から第4項までの規定により石油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した石油臨時特別税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

- 2 石油臨時特別税及び石油税課税済みの原油等につき、租税特別措置法第90条の5第1項又は第90条の6第1項の規定により石油税額に相当する金額の還付が行われるときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算した石油臨時特別税額に相当する金額を、当該還付に係る金額にあわせて還付する。
- 3 前2項の規定により石油税額に相当する金額の控除又は還付にあわせて石油臨時特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の3分の1に相当する石油臨時特別税額に相当する金額及び3分の2に相当する石油税額に相当する金額の控除又は還付があったものとする。

- 4 石油税法第12条第5項及び第8項の規定は、第1項の規定による控除又は還付について、租税特別措置法第90条の5第6項及び第90条の6第6項の規定は、第2項の規定による還付について、それぞれ準用する。

第4節 申告及び納付等

(申告及び納付等)

第36条 石油臨時特別税は、石油税の申告にあわせて申告して納付し、又は石油税にあわせて徴収しなければならない。

- 2 石油臨時特別税及び石油税の納付があったときは、その納付に係る金額の3分の1に相当する税額の石油臨時特別税及び3分の2に相当する税額の石油税の納付があったものとする。

(担保の提供)

第37条 石油税法第18条の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、石油臨時特別税額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

- 2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、石油税法第19条第1項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、石油臨時特別税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

- 3 石油税法第19条第2項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。

(延滞税)

第38条 国税通則法の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係る石油臨時特別税額及び石油税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の3分の1に相当する金額及び3分の2に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべき石油臨時特別税に係る延滞税の額及び石油税に係る延滞税の額とする。

- 2 第36条第1項の規定は、前項に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第39条 前条第1項の規定は、国税通則法の規定により石油臨時特別税及び石油税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付

すべき場合について準用する。

- 2 第36条第1項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

(還付及び充当)

第40条 石油臨時特別税に係る過誤納金は、石油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

- 2 国税通則法第56条第1項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納の石油臨時特別税及び石油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

- 3 第1項の規定による還付があったときは、その還付に係る金額の3分の1に相当する石油臨時特別税の過誤納金及び3分の2に相当する石油税の過誤納金の還付があったものとし、前項の規定による充当があったときは、その充当に係る金額の3分の1に相当する未納の石油臨時特別税及び3分の2に相当する未納の石油税に対する充当があったものとする。

(還付加算金)

第41条 国税通則法の規定により還付加算金を、第35条第1項及び石油税法第12条の規定による石油臨時特別税及び石油税の還付に係る金額又は石油臨時特別税及び石油税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の3分の1に相当する金額及び3分の2に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべき石油臨時特別税に係る還付加算金及び石油税に係る還付加算金とする。

- 2 石油臨時特別税及び石油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(端数計算)

第42条 石油臨時特別税及び石油税の額又はこれらの税に係る国税通則法第56条第1項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第5節 雑則

(当該職員の権限)

第43条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下この章において「当該職員」という。）は、石油臨時特別税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 石油税法第21条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する原油等、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 二 原油等を保税地域から引き取る者（石油税法第15条第1項の承認を受けている者を除く。）に対して質問し、その引き取る原油等を検査すること。
- 三 租税特別措置法第90条の4第2項若しくは第3項、第90条の5第5項若しくは第90条の6第2項若しくは第3項に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する特定石油製品等（同法第90条の4第1項に規定する石油製品等、同法第90条の5第1項に規定する揮発油若しくは石油化学製品又は同法第90条の6第1項に規定する重油をいう。以下この条において同じ。）、帳簿書類その他の物件を検査すること。
- 四 第1号に規定する者の業務に関する原油等、第2号に規定する原油等又は前号に規定する者の業務に関する特定石油製品等について必要最少限度の分量の見本

を採取すること。

- 五 運搬中の原油等を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。
- 2 当該職員は、石油臨時特別税に関する調査について必要がある場合には、前項第1号又は第3号に規定する者の組織する団体（当該団体をもって組織する団体を含む。）に対して、その団体員の原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等若しくは特定石油製品等の取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。
- 3 第1項第4号の規定により採取した見本に関しては、第29条及び第36条の規定は、適用しない。
- 4 当該職員は、第1項又は第2項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（石油臨時特別税に係る石油税法の適用の特例等）

第44条 石油臨時特別税に係る次の表の第1欄に掲げる法律の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
石油税法	第10条第5項並びに第15条第3項第2号並びに第4項第3号及び第4号	石油税	石油税及び石油臨時特別税
租税特別措置法	第90条の6第5項	第1項	第1項及び湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成3年法律第2号）第35条第2項
		石油税	石油税及び石油臨時特別税

輸入品に対する 内国消費税の徴 収等に関する法 律	第2条第1号	又は石油税	、石油税又は石油臨時特別税
	第4条第1項	適用する日	適用する日（石油税法第15条第2項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の規定の適用を受ける者が同条第1項に規定する原油等を保税地域から引き取る場合における当該原油等に係る石油税及び石油臨時特別税については、関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可の日）
	第4条第2項	前項の規定	前項の規定（石油税及び石油臨時特別税に係る部分を除く。）
	第12条第2項	係る石油税	係る石油税及び石油臨時特別税
	第16条第2項	石油税法及び	石油税法、湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成3年法律第2号。以下この条において「臨時措置法」という。）及び
	第16条第6項	、石油税法	、石油税法、臨時措置法
		石油税の	石油税及び石油臨時特別税の
第16条第7項	石油税法	石油税法、臨時措置法	
国税通則法	第2条第3号	及び石油税	、石油税及び石油臨時特別税
	第15条第2項 第7号	石油税	石油税及び石油臨時特別税
	第46条第1項 第1号	納付すべき 石油税	納付すべき石油税及び湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成3年法律第2号。第60条第2項において「臨時措置法」という。）第36条第1項（申告及び納付等）の規定により当該石油税にあわせて納付すべき石油臨時特別税
	第60条第2項	納付すべき 石油税	納付すべき石油税及び臨時措置法第36条第1項（申告及び納付等）の規定により当該石油税にあわせて納付すべき石油臨時特別税
国税徴収法（昭 和34年法律第 147号）	第2条第3号	及び石油税	、石油税及び石油臨時特別税

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）	第7条第1項	若しくは石油税	、石油税若しくは石油臨時特別税
	第7条第2項	又は石油税法第12条第1項若しくは第4項	、石油税法第12条第1項若しくは第4項又は湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（第4項において「臨時措置法」という。）第35条第1項（石油税法第12条第1項又は第4項の規定に係る部分に限る。）
	第7条第3項	地方道路税	地方道路税又は石油税及び石油臨時特別税
		これらの税目	揮発油税及び地方道路税又は石油税及び石油臨時特別税
第7条第4項	地方道路税に係るときは、地方道路税法第12条第1項及び第3項	地方道路税又は石油税及び石油臨時特別税に係るときは、地方道路税法第12条第1項及び第3項又は臨時措置法第40条第1項及び第3項	
相続税法（昭和25年法律第73号）	第14条第2項	石油税	石油税、石油臨時特別税
会社更生法（昭和27年法律第172号）	第119条	石油税	石油税、石油臨時特別税

2 前項に定めるもののほか、石油臨時特別税に係る石油税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第6節 罰則

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により石油臨時特別税を免れ、又は免れようとした者
- 二 偽りその他不正の行為により第35条第1項又は第2項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る原油等に対する石油臨時特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の3倍が50万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、50万円を超え当該石油臨時特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の3倍以下とすること

ができる。

第46条 第43条第1項第1号から第3号までの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第1号から第4号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第45条第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第6章 臨時特別公債の発行等

(臨時特別公債の発行)

- 第48条** 政府は、財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項の規定にかかわらず、平成2年度の一般会計補正予算（第2号）により追加される歳出の財源に充てるため、当該補正予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、平成3年度から平成6年度までの間における第3条の規定による一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金並びに平成3年度及び平成4年度における前2章の規定による法人臨時特別税及び石油臨時特別税（第50条及び第51条において「臨時特別税」と総称する。）の収入によって償還すべき公債（以下「臨時特別公債」という。）を発行することができる。
- 2 臨時特別公債の発行は、平成3年6月30日までの間、行うことができる。この場合において、同年4月1日以後発行される臨時特別公債に係る収入は、平成2年度所属の歳入とする。

(臨時特別公債等の償還)

- 第49条** 臨時特別公債及び当該臨時特別公債に係る借換国債（国債整理基金特別会計法（明治39年法律第6号）第5条第1項又は第5条ノ2の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。次条第2項及び第51条において同じ。）については、平成6年度までの間に償還するものとする。

第7章 臨時特別税の収入の使途等

(臨時特別税の収入の帰属及び使途)

- 第50条** 平成3年度及び平成4年度における臨時特別税の収入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。
- 2 前項の規定により平成3年度及び平成4年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れられた臨時特別税の収入は、臨時特別公債（当該臨時特別公債に係る借換国債を含む。次条及び第52条第1項において同じ。）の償還に要する費用（割引の方法により発行した場合においては、発行価格に相当する部分に限るものとし、借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の

収入をもって充てられる部分を除く。次条において同じ。）の財源に充てるものとする。

(一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金の使途)

- 第51条** 平成3年度から平成6年度までの間における第3条の規定による一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入金は、臨時特別公債の償還に要する費用のうち前条第2項の規定により臨時特別税の収入をもって充てられる部分以外の部分の財源に充て、なお残余があるときは、臨時特別公債以外の公債（財政法第4条第1項ただし書の規定により発行された公債（当該公債に係る借換国債を含む。）を除く。）の償還に要する費用の財源に充てるものとする。
- (国債整理基金特別会計法の適用に関する特例)

- 第52条** 臨時特別公債は、国債整理基金特別会計法第2条第2項の規定の適用については、国債とみなさない。

- 2 第48条第2項に規定する平成3年4月1日以後発行される臨時特別公債は、国債整理基金特別会計法第2条ノ2第1項の規定の適用については、同年3月31日に発行されたものとみなす。

(国税収納金整理資金に関する法律の適用に関する特例)

- 第53条** 平成3年度及び平成4年度における国税収納金整理資金に関する法律（昭和29年法律第36号）第6条第2項の規定の適用については、同項中「石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」とあるのは、「国債整理基金特別会計、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計」とする。

第8章 雑則

(広報活動等)

- 第54条** 政府は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

- 第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第4章及び第5章の規定並びに次

条の規定は、平成3年4月1日から施行する。

(戻入れの場合の石油税の控除等に関する経過措置)

第2条 平成3年4月1日前に原油若しくはガス状炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油又はガス状炭化水素につき、同日から平成4年3月31日までの間に石油税法第12条第1項、第2項又は第4項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成3年4月分から平成4年3月分までの各月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第13条第1項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第12条及び第13条第2項の規定を適用する。この場合において、同条第1項の規定の適用については、同項第5号中「石油税額()とあるのは、「石油税額(湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律附則第2条第1項の規定による還付を受けようとする石油税額を除くものとし、)」とする。

2 平成3年4月1日から平成4年3月31日までの間に原油若しくはガス状炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油又はガス状炭化水素につき、同年4月1日以後に石油税法第12条第1項、第2項又は第4項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする同月以後の各月分については、同法第13条第1項の規定による申告書の提出を要しないときとみなして、同法第12条及び第13条第2項の規定を適用する。この場合において、同条第1項の規定の適用については、同項第5号中「石油税額()とあるのは、「石油税額(湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成2年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律附則第2条第2項の規定による還付を受けようとする石油税額を除くものとし、)」とする。

3 平成4年4月1日前に原油若しくはガス状炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られた原油等に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第7条の規定の適用については、前2項の規定に準じ、政令で定める。

(出所)『官報』(平成3年3月13日号外第32号)2-9ページ。

8-85 「財政構造改革のための法律案の内容の骨子」

○ 財政構造改革のための法律案について
(閣)6.17(火)報告 (次)6.18(水)

平成9年6月3日に閣議決定した「財政構造改革の推進について」において、「歳出の改革と縮減を具体的に実施する観点から法律化するべきものを精査の上、財政構造改革のための法律案を、できるだけ早い機会に国会に提出するため、早急に取りまとめるべく必要な作業を進めることとする」とされていることを受け、今後、下記の「財政構造改革のための法律案の内容の骨子」に沿って、財政構造改革のための法律案を早急に作成することとする。

記

財政構造改革のための法律案の内容の骨子

1. 財政構造改革の推進に関する国の責務

国は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等、我が国の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、我が国の財政が危機的状况にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが重要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、これに十分対応できる財政構造を実現するため、財政構造改革を推進する責務を有する。

2. 財政構造改革の当面の目標

財政構造改革の当面の目標は、平成15年度までに、国及び地方の財政赤字額の国内総生産額に対する割合を100分の3以下とすること、及び国の一般会計において特例公債依存から脱却することにあるものとする。

3. 国の財政運営の当面の方針

国は、財政構造改革の推進に関する責務を有することにかんがみ、財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、国の一般歳出について、平成10年度の一般歳出総額は平成9年度の一般歳出総額を下回ることとするなど厳しく抑制することとする。次に、次の点に留意しつつ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とする。

- イ 国及び地方公共団体と民間が分担すべき役割を見直すこと
- ロ 国及び地方公共団体が分担すべき役割を見直すこと
- ハ 国及び地方公共団体の施策により国民の受ける便益とそれに要する費用に係る国民の負担の公平化を図ること
- ニ 活力ある経済を創出すること
- ホ 財政資金を効率的に活用すること
- ヘ 国民負担率（財政赤字を含む。）を100分の50を上回らないように抑制すること

4. 集中改革期間の設定

財政構造改革の当面の目標を達成するため、すべての歳出分野について歳出に係わる制度の改革と歳出の削減を行うとともに、主要な経費について量的縮減目標を定め、制度改革等を講ずべき期間として、平成10年度から平成12年度までの3年間を「集中改革期間」（仮称）とする。

5. 各歳出分野における改革の基本方針並びに集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び同期間において講ずべき制度改革等

(1) 社会保障

（改革の基本方針及び量的縮減目標）

イ 政府は、社会保障構造改革を進め、将来にわたり安定的に運営できる社会保障制度を構築することを目指し、制度改革等のために必要な措置を講ずることにより、高齢化等に伴う社会保障関係費の増加額に相当する額を大幅に削減するものとする。

政府は、社会保障関係費について、以下に定める措置を講ずること等により、平成10年度の当初予算における社

会保障関係費の額が平成9年度の当初予算における社会保障関係費の額に3000億円を加算した額を下回るとともに、平成11年度及び平成12年度の当初予算における社会保障関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における社会保障関係費の額におおむね100分の102を乗じた額を上回らないものとする。

（医療保険制度改革等の実施）

ロ 政府は、医療保険制度の安定的運営を図るため、健康保険法、国民健康保険法その他の法律に基づく医療保険制度等について抜本的改革を行うため必要な措置を講ずるものとする。

（年金制度改革の実施）

ハ 政府は、次期財政再計算時に、厚生年金保険法、国民年金法その他の法律に基づく年金制度について給付と負担の適正化等の抜本的改革を行うため必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険事務に要する費用の見直し）

ニ 政府は、厚生年金保険法等の規定に基づく社会保険の事務に要する費用負担の在り方について見直しを行うものとする。

（高額所得者に対し支給される年金給付及び医療保険給付の見直し）

ホ 政府は、一定以上の収入を有する高齢者等に対し支給される年金給付及び医療保険給付の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（雇用保険制度の見直し）

ヘ 政府は、雇用保険法の規定に基づく高齢者求職者給付金について廃止を含めて見直しを行うとともに、雇用保険法の規定に基づく失業等給付に係る国庫負担の在り方について見直しを行うものとする。

(2) 公共投資

（改革の基本方針及び量的縮減目標）

イ 政府は、公共事業予算について、経済構造改革を早急に推進する必要性、国及び地方公共団体と民間との間の適切な役割の分担、国と地方公共団体と

の間の適切な役割の分担並びに事業の効率のかつ効果的な実施の促進等の諸課題に対応できるものとする。

平成10年度の当初予算における公共投資予算の額は、平成9年度の当初予算における公共投資予算の額に100分の93を乗じた額を上回らないとともに、平成11年度及び12年度の当初予算における公共投資予算の額は、当該各年度の前年度の当初予算における公共投資予算の額を下回るものとする。

(公共事業関係長期計画の期間の延長)

ロ 公共事業関係長期計画の期間を延長するため、下記の法律の規定の特例を定める。

- ・ 治山治水緊急措置法
- ・ 森林法
- ・ 港湾整備緊急措置法
- ・ 下水道整備緊急措置法
- ・ 廃棄物処理施設整備緊急措置法
- ・ 都市公園等整備緊急措置法
- ・ 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法

(3) 文教

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

イ 政府は、文教予算について、児童又は生徒数の減少に応じた合理化、受益者負担の徹底、国と地方公共団体の役割分担等の観点から、義務教育、国立学校、私学助成等の分野について見直し、抑制するものとする。

集中改革期間の各年度の当初予算における国立学校特別会計繰入れ及び私立学校助成費（経常費助成）の額は、それぞれ、当該各年度の前年度の当初予算における国立学校特別会計繰入れ及び私立学校助成費（経常費助成）の額を上回らないものとする。

(第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画等の期間の延長)

ロ 第6次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画並びに第5次公立高等学校学級編成及び教職員配置改善計画の期間を2年間延長するため、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の

設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律の規定の特例を定める。

(4) 防衛

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、防衛予算について、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

集中改革期間の各年度の当初予算における防衛関係費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における防衛関係費の額を上回らないものとする。

(5) 政府開発援助

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

政府は、政府開発援助について、その量的拡充から質の向上への転換を図るものとする。

平成10年度の当初予算における政府開発援助費の額は、平成9年度の当初予算における政府開発援助費の額に10分の9を乗じた額を上回らないとともに、平成11年度及び平成12年度の当初予算における政府開発援助費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における政府開発援助費の額を下回るものとする。

(6) 農林水産

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

政府は、農林水産関係予算について、農林水産業のいない手に対して農林水産業に関する施策を集中的に行い、市場原理の一層の導入等を図りつつ、重点的かつ効率的なものとする。

集中改革期間の各年度の当初予算における主要食糧関係費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における主要食糧関係費の額を上回らないものとする。

(7) 科学技術予算

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

イ 政府は、科学技術基本法に規定する科学技術基本計画の実施に当たり、原子力、宇宙開発、防衛等に係る研究に関する経費を極力抑制するとともに、同計画について、我が国の財政が危機

的状況にあることを踏まえた弾力的な取扱いを行うものとする。

科学技術振興費については、資金配分の重点化及び効率化を進め、集中改革期間中においては科学技術振興費以外の経費との均衡に配慮するものとする。

平成10年度の当初予算における科学技術振興費の額は、平成9年度の当初予算における科学技術振興費の額におおむね100分の105を乗じた額を上回らないとともに、平成11年度及び平成12年度の当初予算における科学技術振興費の額の各年度の前年度の当初予算における科学技術振興費の額に対する増加額は、大幅に抑制するものとする。

(国立試験研究機関等の統廃合計画の策定)

ロ 政府は、国立試験研究機関及び試験研究を行う特殊法人等の統廃合計画を策定するものとする。

(8) エネルギー

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

政府は、中長期的に安定的なエネルギー施策を推進する観点に立ちつつ、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計のすべての歳出を見直し、一般会計から同特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定への繰入額を圧縮するとともに、電源開発促進対策特別会計について、すべての歳出を見直し、電源立地対策及び電源多様化対策の一層の効率化を行うものとする。

集中改革期間の各年度の当初予算におけるエネルギー対策費の額は、当該各年度の前年度の当初予算におけるエネルギー対策費の額を上回らないものとする。

(9) 中小企業対策

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

政府は、中小企業対策費について、すべての歳出を見直すものとする。

集中改革期間の各年度の当初予算における中小企業対策費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における中小企業対策費の額を上回らないものとする。

(10) 補助金等

(改革の基本方針及び量的縮減目標)

イ 政府は、社会経済情勢の変化、国及び地方公共団体と民間との間で分担すべき役割並びに国と地方公共団体との間で分担すべき在り方を踏まえ、すべての分野において補助金等に関する見直しを行うものとする。

各省各庁の長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(イ) その所管する補助金等ごとに、当該補助金等の交付目的等に応じ、交付決定額の下限等交付の決定に関する基準を定める。

(ロ) その所管する補助金等の交付目的等に応じその交付の決定の概要等を公表するものとし、その具体的方法等を定めるとともに、補助金等に係る予算の執行に係る手続の簡素化又は合理化に努める。

ロ 政府は、地方公共団体に対する補助金等を次に掲げるいずれかに区分するものとし、(イ)に該当する補助金等については、交付の対象となる事業等又は当該事業等に係る施策の見直しを行うことにより、削減又は合理化を行うものとする。また、(ロ)に該当する補助金等については、集中改革期間の各年度において、各省各庁所管ごとの当初予算計上額の合計額が、当該各年度の前年度の当初予算計上額の合計額に10分の9を乗じた額を上回らないものとする。

(イ) 国家の統治又は安全及び対外関係の処理等専ら国の利害に関するもの並びに憲法上の国民の基本的権利を保障するためのもの等（以下「制度的補助金等」という。）

(ロ) 制度的補助金等以外のもの

ハ 政府は、特殊法人及び認可法人に対する補助金等について、交付の対象となる事業等の見直しを行うことにより、削減又は合理化を行うものとする。

ニ 政府は、民間団体等に対する補助金等を次に掲げるいずれかに区分するものとし、(イ)に該当する補助金等については、交付の対象となる事業等又は当該事業等に係る施策の見直しを行うこ

とにより、削減又は合理化を行うものとするとともに、(ロ)に該当する補助金等については、集中改革期間の各年度において、各省各庁所管ごとの当初予算計上額の合計額が、当該各年度の前年度の当初予算計上額の合計額に10分の9を乗じた額を上回らないものとする。

(イ) 法律に基づくもの等

(ロ) (イ)に該当するもの以外のもの

(11) 人件費

(人件費の抑制)

集中改革期間中、適切な措置を講ずることにより、総人件費を極力抑制することとする。

(12) その他の経費

(その他の経費の抑制)

以上の量的縮減目標が定められた経費以外の経費について、集中改革期間の各年度の当初予算における額が当該各年度の前年度の当初予算における額を上回らないなど厳しく抑制することとする。

6. 地方財政の健全化

(1) 地方公共団体の財政構造改革に関する努力

地方公共団体は、財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、国に準じ、財政構造改革に努め、財政の自主的かつ自立的な健全化を図るものとする。

(2) 地方公共団体に対する行財政上の措置

政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、地方公共団体に対し、適切に行政上の措置を講ずるものとする。

(3) 地方財政計画における一般歳出総額の抑制

政府は、財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、地方財政計画における地方一般歳出について、平成10年度の地方一般歳出総額が平成9年度の地方一般歳出総額を下回るなど厳しく抑制されたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

7. 更なる歳出削減のための措置

政府は、集中改革期間における財政構造改革の実施状況を勘案し、財政構造改革の

当面の目標を達成するため、必要があると認める場合には、更なる歳出削減のための措置を講ずるものとする。

(注) 今後、法制上の観点を含め所要の調整を行う必要があり、その結果、法律案の内容に異動が生じることがある。

(出所) 内閣官房内閣参事官室『閣議及び事務次官等会議付議事項の件名等目録(平成9年)』(大蔵省図書館所蔵) 231-236ページ。

8-86 「財政構造改革の推進に関する特別措置法案」の提案理由及びその内容

平成9年10月17日
衆議院財政構造改革の推進等に関する特別委員会

○三塚〔博〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

人口構造の高齢化等、国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容する中で、我が国の財政は危機的状況にございます。このため、財政構造改革を推進し、安心して豊かな福祉社会及び健全で活力のある経済の実現等の課題に十分対応できる財政構造を実現する必要があります。

本法律案は、以上の観点から、財政構造改革の推進に関する国の責務及び財政構造改革の当面の目標等を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、平成10年度から12年度までの集中改革期間における主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等を定め、また、地方財政の健全化に関する事項を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、総則においては、財政構造改革の趣旨を述べるとともに、国は財政構造改革を推進する責務を有することとしております。また、財政構造改革の当面の目標を、平成15年度までに国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比を3%以下とする

こと、国の一般会計について特例公債から脱却すること等といたしております。さらに、財政運営に当たり、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とするとともに、平成10年度当初予算の一般歳出の額は平成9年度の当初予算の額を下回るようにすることといたしております。

第二に、社会保障、公共投資、文教その他の九つの歳出分野ごとに、改革の基本方針、量的縮減目標を定めまして、歳出の改革と縮減の枠組みを明らかにいたしております。

このうち、社会保障の分野におきましては、改革の基本方針等とあわせて、医療保険制度、年金制度及び雇用保険制度の改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じますとともに、年金事業等の事務費に係る国等の負担を抑制すること等を定めております。

また、公共投資につきましては、公共事業に係る長期計画について、その期間を延長することにより投資規模の実質的な縮減を図ること等を定めております。

文教につきましても、義務教育教職員の定数改善に伴う給与費等に係る国庫負担等を抑制することとし、そのために義務教育教職員等の定数改善計画の延長措置を定めております。

その他、人件費の抑制、補助金等の見直しを規定いたしております。

第三に、地方財政の健全化につきましては、地方公共団体は、国に準じ財政構造改革に努め、財政の自主的かつ自立的な健全化を図る責務を有すること、政府は、地方財政計画における地方一般歳出が抑制されるものとなるよう、必要な措置を講ずること等を規定いたしております。

第四に、附則においては、検討条項を設け、必要に応じ、財政構造改革の進展の度合いを踏まえながら、国及び地方公共団体の財政のあり方について検討を加えることといたしますとともに、所要の規定の整備を行っております。

なお、政府は、6月3日に財政構造改革の推進についてを閣議決定しており、ウル

グアイ・ラウンド農業合意関連対策の見直し、中期防衛力整備計画の見直し等についても、この閣議決定に基づき、着実に実施していくこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

(出所)『第141回国会 衆議院財政構造改革の推進に関する特別委員会議録第2号』1-2ページ。

8-87 「財政構造改革の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議」

平成9年11月21日
参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会

財政構造改革の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に関し、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 財政構造改革の推進に当たっては、「各分野における改革の内容を国民に明らかにし、その理解を得るよう努めること。
- 一 財政構造の見直しを行うに当たっては、一般会計のみならず、特別会計、財政投融資にかかわる諸問題を含め、幅広く検討すること。また、財政に関する情報を積極的に開示するよう努めること。
- 一 現下の厳しい経済状況にかんがみ、我が国経済の成長力を高めるよう、財政構造改革との整合性を維持しつつ、経済構造改革を推進すること。
- 一 今後の歳出の縮減及び制度改革の検討に当たっては、国民生活への影響に十分配慮すること。
- 一 限られた予算を有効に活用する見地から、財政資金の重点的な配分と効率的な執行に努めること。
- 一 地方分権の着実な実行が期待されていることにかんがみ、地方の財政構造改革の推進に当たっては、地方公共団体の自主的かつ自立的な行財政運営が可能となる環境の

整備に努めること。

(出所)『第141回国会 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第12号』12ページ。

8-88 「財政構造改革の推進に関する特別措置法」

財政構造改革の推進に関する特別措置法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成9年12月5日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第109号

財政構造改革の推進に関する特別措置法

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等
 - 第1節 社会保障（第7条—第12条）
 - 第2節 公共投資（第13条—第15条）
 - 第3節 文教（第16条—第18条）
 - 第4節 防衛（第19条・第20条）
 - 第5節 政府開発援助（第21条・第22条）
 - 第6節 農林水産（第23条・第24条）
 - 第7節 科学技術（第25条—第27条）
 - 第8節 エネルギー対策（第28条・第29条）
 - 第9節 中小企業対策（第30条・第31条）
 - 第10節 人件費（第32条）
 - 第11節 その他の事項に係る経費（第33条）
 - 第12節 補助金等の見直し（第34条—第38条）
- 第3章 地方財政の健全化（第39条—第41条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあること

にかんがみ、財政構造改革の推進に関する国の責務、財政構造改革の当面の目標及び国の財政運営の当面の方針を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間（平成10年度から平成12年度までの期間をいう。以下同じ。）における国の一般会計の主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に必要な事項を定めることを目的とする。

(財政構造改革の趣旨)

第2条 財政構造改革は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心して豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるものとする。

(財政構造改革の推進に関する国の責務)

第3条 国は、前条の趣旨にのっとり、財政構造改革を推進する責務を有する。

(財政構造改革の当面の目標)

第4条 財政構造改革の当面の目標は、次のとおりとする。

- 一 平成15年度までに、一会計年度の国及び地方公共団体の財政赤字額（国際連合の定めた基準に準拠して経済企画庁が作成する国民経済計算の体系（以下「国民経済計算の体系」という。）における中央政府の貯蓄投資差額及び地方政府の貯蓄投資差額を合算した額であって、零未満のものをいう。以下同じ。）を零から差し引いた額を当該会計年度の国内総生産（国民経済計算の体系における国内総生産をいう。）の額で除して得られる数値（次条において「財政赤字の対国内総生産比」という。）を100分の3以下とすること。
- 二 平成10年度から平成14年度までの間の各年度に国の一般会計において特例公債（財政法（昭和22年法律第34号）第4条

第1項ただし書の規定により発行される公債以外の公債であって、一般会計年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、特別の法律に基づき発行されるものをいう。以下同じ。)を発行する場合には、その発行額の縮減を図りつつ、一般会計の歳出(同法第29条で定める補正予算(以下単に「補正予算」という。)が作成された場合における一般会計の歳出を含む。)は、平成15年度までに特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとし、あわせて同年度の予算における公債依存度(一般会計の歳入(補正予算が作成された場合における一般会計の歳入を含む。)の額における公債金収入の額(同法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債に係る収入の額及び特例公債に係る収入の額を合算した額をいう。)の占める割合をいう。以下同じ。))を平成9年度の予算における公債依存度に比して引き下げることを。

(財政赤字の対国内総生産比の公表)

- 第5条** 平成10年度から平成15年度までの間における各年度の予算及び当該各年度の地方団体(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第2条第2号に規定する地方団体をいう。第41条において同じ。)の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画(同法第7条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類をいう。第41条において同じ。)の国会への提出後、遅滞なく、大蔵大臣及び自治大臣は、当該各年度における財政赤字の対国内総生産比の見込みの数値を計算して、公表するものとする。
- 2 大蔵大臣及び自治大臣は、前項に規定する各年度における国民経済計算の体系における中央政府の貯蓄投資差額及び地方政府の貯蓄投資差額が公表された場合においては、遅滞なく、当該各年度における財政赤字の対国内総生産比を計算して、公表するものとする。

(国の財政運営の当面の方針)

- 第6条** 国は、第4条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、一般歳出の額(一般会計の歳出の額から国債費(国債整理基金特別会

計法(明治39年法律第6号)第2条第1項の規定その他政令で定める規定による一般会計から国債整理基金特別会計への繰入金(をいう。)の額、交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和29年法律第103号)第4条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額その他政令で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。))を抑制するとともに、次に掲げる観点等を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とする。

- 一 行政の各分野において国及び地方公共団体と民間が分担すべき役割を見直すこと。
 - 二 行政の各分野において国と地方公共団体が分担すべき役割を見直すこと。
 - 三 国及び地方公共団体の施策により国民の受ける利益の水準とそれに要する費用を支弁するための国民の負担の水準との間の衡平を図ること。
 - 四 活力ある経済社会を創出すること。
 - 五 財政資金を効率的に配分すること。
 - 六 国民負担率(一般会計年度において国の収入となる租税及び印紙収入の額並びに地方公共団体の収入となる租税の額を合算した額、当該会計年度における国民経済計算の体系における社会保障負担の額及び一般政府の無基金雇用者福祉帰属負担の額を合算した額並びに当該会計年度における国及び地方公共団体の財政赤字額を零から差し引いた額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。)を100分の50を上回らないように抑制すること。
- 2 政府は、平成10年度の当初予算(補正予算及び財政法第30条で定める暫定予算以外の予算をいう。以下同じ。))を作成するに当たり、一般歳出の額が平成9年度の当初予算における一般歳出の額を下回るようにするものとする。

第2章 各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等

第1節 社会保障

(社会保障関係費に係る改革の基本方針)

第7条 政府は、社会保障制度の構造改革を進め、将来にわたり安定的に運営することが可能な社会保障制度の構築を図るため、社会保障制度の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることにより、人口構造の高齢化等に伴う社会保障関係費の増加額をできる限り抑制するものとする。

2 前項に規定する社会保障関係費とは、生活保護、社会福祉、社会保険、保健衛生対策及び失業対策に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

(社会保障関係費の量的縮減目標)

第8条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、次条から第12条までに定める措置を講ずること等により、社会保障関係費の額を次のとおり抑制するものとする。

一 平成10年度の当初予算における社会保障関係費の額は、平成9年度の当初予算における社会保障関係費の額に3千億円を加算した額を下回ること。

二 平成11年度及び平成12年度の当初予算における社会保障関係費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における社会保障関係費の額におおむね100分の102を乗じた額を上回らないこと。

2 前項の場合において、社会保障関係費の範囲は、集中改革期間の各年度の当初予算で定める。ただし、平成9年度の当初予算における社会保障関係費の範囲は、平成10年度の当初予算で定める。

(医療保険制度改革に関する検討)

第9条 政府は、医療保険制度の安定的運営を図るため、平成12年度までのできるだけ早い時期に、健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の法律に基づく医療保険制度等について抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、高齢者の置かれた経済状況を踏まえ、平成12年度までに、一定額以上の収入等を有する高齢者に対する老人保健法

(昭和57年法律第80号)の規定に基づく医療給付等の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(年金制度改革に関する検討)

第10条 政府は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)及び共済各法(国民年金法第5条第1項第2号から第5号までに掲げる法律をいう。)(以下「厚生年金保険法等」という。)に基づく年金たる給付に係る保険料等についての将来の世代における負担の抑制を図るため、集中改革期間中において最初に行われる財政再計算(厚生年金保険法第81条第4項に規定する再計算等厚生年金保険法等の規定に基づく保険料率等の再計算をいう。第3項において同じ。)に当たり、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 主として高齢者が長期にわたり療養を行う医療施設その他の施設に入所している者に対する年金たる給付の在り方

二 年金の額の改定の方法

三 事業所に使用される65歳以上の者に対する年金たる給付の在り方

四 年金たる給付を受ける権利を有する者(次項において「受給権者」という。)となる年齢

五 年金たる給付の水準

六 その他将来の世代の負担の抑制を図るための措置(次項に規定する措置を除く。)

2 政府は、平成12年度までに、給付と負担の適切な関係を維持することが年金制度の円滑な運営に必要なことに配慮しつつ、高齢者の置かれた経済状況を踏まえ、一定額以上の収入等を有する受給権者に対する厚生年金保険法等による年金たる給付の額の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、集中改革期間中において最初に行われる財政再計算に当たり、世代間及び世代内の負担の公平の観点から、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 厚生年金保険法及び国民年金法に基づく保険料率等に関し、厚生年金保険法第81条第6項及び国民年金法第87条第5項により段階的に行うこととされている保険料率等の引上げの在り方
- 二 厚生年金保険法等に基づく年金たる給付に係る保険料及び掛金の賦課の対象となる報酬の範囲
(年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担の抑制)

第11条 政府は、厚生年金保険法等に基づく年金事業その他の社会保険事業の事務の執行に要する費用について、第7条の趣旨を踏まえその在り方について検討を加えるとともに、第8条第1項に掲げる量的縮減目標及び第4条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、平成10年度から平成15年度までの間、厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金事業並びに国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく短期給付及び長期給付に係る組合の事務の執行に要する費用（以下この条において「年金事業等の事務費」という。）の一部に国及び地方公共団体の負担以外の財源を充てるものとし、これにより、年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担を抑制するものとする。

（雇用保険制度の見直し）

第12条 政府は、平成10年度当初予算の成立の日までのできるだけ早い時期に、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第37条の2に規定する高年齢求職者給付金の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、同法に基づく失業等給付に係る国庫負担の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2節 公共投資

（公共事業予算に係る改革の基本方針）

第13条 政府は、公共事業に係る予算について、経済構造改革を早急に推進する必要性、行政の各分野における国と地方公共団体との適切な役割分担等の観点を踏まえ、重点化及び効率化を図るものとする。

（公共投資関係費の量的縮減目標）

第14条 政府は、平成10年度の当初予算を作成するに当たり、公共投資関係費の額が平成9年度の当初予算における公共投資関係費の額に100分の93を乗じた額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、平成11年度及び平成12年度の当初予算を作成するに当たり、公共投資関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における公共投資関係費の額を下回るようにするものとする。

3 前2項に規定する公共投資関係費とは、国、地方公共団体等が実施する社会資本としての道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設又は復旧の事業（国民生活の安定に寄与するための住宅の建設又は確保に関する事業を含む。）及び官公庁施設の建設等の事業（財政法第4条第1項ただし書に規定する公共事業費に該当するものに限る。）に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

4 第8条第2項の規定は、第1項及び第2項の場合における公共投資関係費の範囲について準用する。

（公共事業に関する計画における事業の量の実質的縮減）

第15条 政府は、公共事業に関する計画（公共事業に関し事業の実施の目標及び量を定める全国に及ぶ計画であって、法律の規定に基づき策定されるもの又は政府が定めるものをいう。以下同じ。）のうちこの法律の施行の際現に存する平成8年度以前の年度を始期とするもの（住宅建設計画法（昭和41年法律第100号）第4条第1項に定める住宅建設5箇年計画及び計画の終期を平成9年度とするものを除く。）について、前条の趣旨及び第4条に規定する財政構造改革の当面の目標を踏まえ、当該各計画を、当該各計画に定める事業の量を変更することなく当該各計画における期間に比して長期の期間の計画に改定するものとし、これにより、1箇年当たり平均事業量（当該各計画に定める事業の量を当該各計画の期間の年数で除して得た量をいう。次項において同じ。）を縮減するものとする。

2 政府は、公共事業に関する計画であって平成9年度を始期とするもの（以下この項

において「当該各計画」という。)について、前条の趣旨及び第4条に規定する財政構造改革の当面の目標を踏まえ、長期的視点に立って、当該各計画の期間については当該各計画と同一の公共事業の分野における平成8年度を終期とする各計画における期間に比し長期の期間とするとともに当該各計画の事業の量については前項の趣旨を参酌して策定するものとし、これにより、1箇年当たり平均事業量を抑制するものとする。

第3節 文教

(文教予算に係る改革の基本方針)

第16条 政府は、文教予算(学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図る等のための行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。)について、児童又は生徒の数の減少に応じた合理化、受益者負担の徹底、国と地方公共団体との適切な役割分担等の観点から、義務教育及び国立学校に対する一般会計の負担並びに私立学校に対する助成等の在り方について見直し、抑制するものとする。

(一般会計からの国立学校特別会計への繰入れ及び私立学校に対する助成の総額の量的縮減目標)

第17条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、国立学校特別会計法(昭和39年法律第55号)第3条第2項の規定による一般会計からの繰入金の額が当該各年度の前年度の当初予算における同項の規定による一般会計からの繰入金の額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第4条及び第9条の規定による私立学校の経常的経費に充てるための国の補助金並びに同法第10条の規定による私立学校に対する国の補助金(私立学校の経常的経費に充てるための国の補助金に限る。)の総額が当該各年度の前年度の当初予算におけるこれらの規定による補助金の総額を上回らないようにするものとする。

(公立義務教育諸学校等の教職員の給与費等に係る国及び地方公共団体の負担の抑制)

第18条 第16条の趣旨を踏まえるとともに第4条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、附則第24条の規定による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律(平成5年法律第14号)附則第2項から第5項までに規定する学級編制及び教職員定数の標準に関し、これらの規定による経過措置の終了に伴い国及び地方公共団体が講ずるものとされる財政上の措置については、平成12年度までの間に講ずるものとし、これにより、公立義務教育諸学校等の教職員の給与費等に係る国及び地方公共団体の負担を抑制するものとする。

第4節 防衛

(防衛関係費に係る改革の基本方針)

第19条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2 前項に規定する防衛関係費とは、自衛隊の管理及び運営並びにこれに関する事務、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務並びに安全保障会議の事務に関するものとして一般会計予算に計上される経費をいう。

(防衛関係費の量的縮減目標)

第20条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、防衛関係費(日米安全保障協議委員会の下に設置された沖縄県に所在するアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域に関連する諸問題を検討するための特別行動委員会において取りまとめられ、同協議委員会において承認された沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域の整理、統合及び縮小並びに沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊の運用の方法の調整方策に係る計画及び措置を実施するため必要となる経費(第3項において「特別行動委員会関係経費」という。))を除

く。以下この条において同じ。)の額が当該各年度の前年度の当初予算における防衛関係費の額を上回らないようにするものとする。

- 2 前項に規定する日米安全保障協議委員会とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であって安全保障問題の基盤をなすもののうち、安全保障問題に関するものを検討するために設置された特別の委員会をいう。
- 3 第8条第2項の規定は、第1項の場合における防衛関係費及び特別行動委員会関係経費の範囲について準用する。

第5節 政府開発援助

(政府開発援助に係る改革の基本方針)

第21条 政府は、政府開発援助について、その量的拡充が国際的に顕著なものとなっている一方で、我が国の財政が危機的状況にあることを踏まえ、その量的拡充から質の向上への転換を図るものとする。

- 2 前項に規定する政府開発援助とは、次に掲げるものをいう。

一 開発途上にある海外の地域等(以下この号において「開発途上地域等」という。)における経済及び社会の開発又は人道支援に寄与し、もって国際協力の促進に資することを目的として、政府が直接又は間接に開発途上地域等に対して行う協力のうち次に掲げるもの(次号に掲げるものを除く。)

イ 技術協力

ロ 無償の資金供与による協力

ハ 有償の資金供与による協力(資金の供与の条件が開発途上地域等にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付けられているものに限る。)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、この号の目的を達成するため必要な協力

- 二 前号の目的を達成するための活動に携わる国際機関等に対して行う出資並びに

資金の拠出及び貸付け(同号ハの条件が付けられているものに限る。)であって、同号の目的達成に係るもの

- 三 前2号に掲げるものに係る調査、研究、企画、立案、実施等に直接又は間接に関連する事務

(政府開発援助費の量的縮減目標)

第22条 政府は、平成10年度の当初予算を作成するに当たり、政府開発援助費の額が平成9年度の当初予算における政府開発援助費の額に10分の9を乗じた額を上回らないようにするものとする。

- 2 政府は、平成11年度及び平成12年度の当初予算を作成するに当たり、政府開発援助費の額が当該各年度の前年度の当初予算における政府開発援助費の額を下回るようにするものとする。

3 前2項に規定する政府開発援助費とは、前条第2項に掲げるものに関し一般会計予算に計上される経費をいう。

- 4 第8条第2項の規定は、第1項及び第2項の場合における政府開発援助費の範囲について準用する。

第6節 農林水産

(農林水産関係予算に係る改革の基本方針)

第23条 政府は、農林水産業の担い手に対して農林水産業に関する施策を集中的に行い、市場原理の一層の導入等を図ることにより、農林水産関係予算(農林水産業の改良発達及び農林漁家の福祉の増進並びに国民食糧の安定的供給を図るための行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。)について、重点化及び効率化を図るものとする。

(主要食糧関係費の量的縮減目標)

第24条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、主要食糧関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における主要食糧関係費の額を上回らないようにするものとする。

- 2 前項に規定する主要食糧関係費とは、主要食糧の計画的な流通を確保するための措置、政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置並びに主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

- 3 第8条第2項の規定は、第1項の場合における主要食糧関係費の範囲について準用する。

第7節 科学技術

(科学技術振興費に係る改革の基本方針等)

第25条 政府は、科学技術基本法（平成7年法律第130号）第9条第1項に規定する科学技術基本計画の実施に当たり、原子力、宇宙開発及び防衛に係る研究に関する経費等を極力抑制するとともに、同計画について、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえた弾力的な取扱いを行うものとする。

- 2 政府は、科学技術振興費について、当該経費に係る研究開発の適切な評価を行い、その結果を予算の配分へ反映させること等により重点化及び効率化を進めるとともに、集中改革期間中においては科学技術振興費以外の経費との均衡に配慮するものとする。
- 3 前項に規定する科学技術振興費とは、国の試験研究機関、大学、民間等において行われる研究開発に関し、主として科学技術の振興を図るために必要なものとして一般会計予算に計上される経費をいう。

(科学技術振興費の量的縮減目標)

第26条 政府は、平成10年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額が平成9年度の当初予算における科学技術振興費の額におおむね100分の105を乗じた額を上回らないようにするものとする。

- 2 政府は、平成11年度及び平成12年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額の当該各年度の前年度の当初予算における科学技術振興費の額に対する増加額をできる限り抑制するものとする。
- 3 第8条第2項の規定は、前2項の場合における科学技術振興費の範囲について準用する。

(研究開発機関等の統合又は廃止に関する計画の作成)

第27条 政府は、集中改革期間中に、国の試験研究機関、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（以下「特殊法人」という。）等であって研究開発を目的とするもの及び特殊法人等に属する研究所等の統合又は廃止に関する計画を作成す

るものとする。

第8節 エネルギー対策

(エネルギー対策に係る改革の基本方針)

第28条 政府は、中長期的に安定的なエネルギー施策を推進する観点に立ちつつ、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計のすべての歳出を見直し、一般会計から同特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定への繰入金額を縮減するとともに、電源開発促進対策特別会計について、すべての歳出を見直し、電源立地対策及び電源多様化対策の一層の効率化を行うものとする。

(エネルギー対策費の量的縮減目標)

第29条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、エネルギー対策費の額が当該各年度の前年度の当初予算におけるエネルギー対策費の額を上回らないようにするものとする。

- 2 前項に規定するエネルギー対策費とは、エネルギーの長期的かつ安定的な供給を確保する等のため、原子力及びエネルギー技術の研究開発の促進並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策等に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

- 3 第8条第2項の規定は、第1項の場合におけるエネルギー対策費の範囲について準用する。

第9節 中小企業対策

(中小企業対策費に係る改革の基本方針)

第30条 政府は、中小企業対策費について、中小企業者等の活力及び地方公共団体の役割を尊重する観点から、すべての歳出を見直すものとする。

- 2 前項に規定する中小企業対策費とは、中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る施策に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

(中小企業対策費の量的縮減目標)

第31条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、中小企業対策費の額が当該各年度の前年度の当初予算における中小企業対策費の額を上回らないようにするものとする。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の場合における中小企業対策費の範囲について準用す

る。

第10節 人件費

(人件費の抑制)

第32条 政府は、集中改革期間中においては、適切な措置を講ずることにより、人件費(国家公務員以外の者に係る人件費に対する国の補助及び負担に要する費用を含む。)の総額を極力抑制するものとする。

第11節 その他の事項に係る経費

(その他の事項に係る経費の抑制)

第33条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、当該各年度の一般歳出のうち第7条、第14条、第17条各項、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条、第30条及び前条に規定する経費以外の経費(以下この条において「その他の事項に係る経費」という。)の総額が、当該各年度の前年度の当初予算におけるその他の事項に係る経費の総額を極力上回らないよう、抑制するものとする。

第12節 補助金等の見直し

(補助金等の見直し)

第34条 国は、経済社会情勢の変化、行政の各分野における国及び地方公共団体と民間との役割分担の在り方並びに行政の各分野における国と地方公共団体との役割分担の在り方を踏まえ、すべての分野において、国の補助金、負担金、交付金(国以外の者が実施する特定の事業等に要する費用の財源の配付を目的として国が交付する給付金をいう。)、補給金(国以外の者が事業等を実施するための経費について不足を生ずる場合にその不足を補うために国が交付する給付金をいう。)、委託費(国の事業等を国以外の者に委託する場合に国が交付する給付金をいう。)その他相当の反対給付を受けないで国が交付する給付金であって政令で定めるもの(以下「補助金等」という。)に関する見直しを行うものとする。

(地方公共団体に対して交付される補助金等の削減等)

第35条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であって地方公共団体に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等(次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。次項において同じ。)に

ついては、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

- 一 国の安全の確保及び対外関係の処理等に係る国の責務に関するもの
 - 二 災害救助又は災害復旧に係るもの
 - 三 法律に基づく財産の使用又は処分の制限に伴う当該財産の所有者の経済的な負担の増加を緩和させるもので、国が負担するもの
 - 四 この法律の規定に基づき、集中改革期間中に当該補助金等の給付の根拠となる制度の改革に関する検討又は制度の見直しを行うこととしているものその他政令で定めるもの
- 2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、その他補助金等(一般会計予算に計上される補助金等であって地方公共団体に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。以下この条において同じ。)の額の各省各庁(財政法第21条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の所管ごとの合算額が当該各年度の前年度の当初予算におけるその他補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額に10分の9を乗じた額を上回らないようにするものとする。
- 3 第8条第2項の規定は、前項の場合におけるその他補助金等の範囲について準用する。
- (特殊法人等に対して交付される補助金等の削減等)

第36条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であって特殊法人その他これに準ずるものとして政令で定める法人(次条において「特殊法人等」という。)に対して交付されるものについては、交付の対象となる事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

(地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付される補助金等の削減等)

第37条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であって地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののう

ち、次に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

- 一 国の安全の確保及び対外関係の処理等に係る国の責務に関するもの
 - 二 法律に基づく財産の使用又は処分の制限に伴う当該財産の所有者の経済的な負担の増加を緩和させるもので、国が負担するもの
 - 三 この法律の規定に基づき、集中改革期間中に当該補助金等の給付の根拠となる制度の改革に関する検討又は制度の見直しを行うこととしているものその他政令で定めるもの
- 2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、一般会計予算に計上される補助金等であって地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、前項に規定するもの以外のものに該当する補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額が当該各年度の前年度の当初予算における同項に規定するもの以外のものに該当する補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額に10分の9を乗じた額を上回らないようにするものとする。
- 3 第8条第2項の規定は、前項の場合における同項の補助金等の範囲について準用する。

(補助金等の交付の決定に関し各省各庁の長が講ずべき措置)

第38条 各省各庁の長(財政法第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。)は、補助金等の交付の決定に関し次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 補助金等の交付の目的等に応じ、当該補助金等に係る交付を決定する場合におけるその決定額等の下限を定めること。
- 二 補助金等の交付の目的等に応じ、当該補助金等の交付の決定の概要等を公表することとし、公表に係る具体的方法等について定めるとともに、補助金等における予算の執行に係る手続の簡素化又は合理化に努めること。

第3章 地方財政の健全化

(財政構造改革の推進に関する地方公共団体の責務)

第39条 地方公共団体は、第4条第1号に掲げる財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、国の財政構造改革の推進に関する施策に呼応し、及び並行して、財政構造改革に努め、その財政の自主的かつ自立的な健全化を図るものとする。

(地方公共団体に対する行財政上の措置)

第40条 政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、地方公共団体に対し、適切に行政上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(地方一般歳出の額の抑制等のための措置)

第41条 政府は、第4条第1号に掲げる財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、地方一般歳出の額(地方財政計画に記載された地方団体の歳出総額の見込額から当該見込額のうち地方債の利子及び元金償還金の額その他政令で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。次項において同じ。)が抑制されたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、平成10年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画における地方一般歳出の額が、平成9年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画における地方一般歳出の額を下回るよう、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後必要に応じ、財政構造改革の実施状況等を勘案し、国及び地方公共団体の財政の在り方について検討を加え、第4条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成のため必要があると認めるときは、更なる歳出の改革と縮減のための措置を講ずるものとする。

(財政法の一部改正)

第3条 財政法の一部を次のように改正する。第22条に次の1号を加える。

七 その他政令で定める事項

(国民年金法の一部改正)

第4条 国民年金法の一部を次のように改正

する。

附則第9条の3の2の次に次の1条を加える。

(国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例)

第9条の3の3 平成10年度から平成15年度までの各年度における第85条第1項の規定の適用については、同項中「国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。以下同じ。)」とあるのは、「国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。)」とする。

(国民年金特別会計法の一部改正)

第5条 国民年金特別会計法(昭和36年法律第63号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成10年度から平成15年度までの各年度における第4条第1項及び第6条の規定の適用については、同項中「国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」と、同条中「国民年金事業の福祉施設に要する経費又は」とあるのは「国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費又は」とする。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第6条 厚生保険特別会計法(昭和19年法律第10号)の一部を次のように改正する。

附則第18条ノ6の次に次の1条を加える。

第18条ノ6ノ2 平成10年度ヨリ平成15年度迄ノ各年度ニ於ケル第5条及第6条ノ規定ノ適用ニ付テハ第5条中「同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」トアルハ「同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」ト第6条中「厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」トアルハ「厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」トス

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第7条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

附則第20条の2の次に次の1条を加える。

(組合の事務に要する費用の負担の特例)

第20条の3 平成10年度から平成15年度ま

での各年度における第99条第2項第5号に掲げる費用については、国は、予算の範囲内で、これを負担し、同号及び同条第4項の規定は、適用しない。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については 第99条第1項中「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む」と、「納付に要する費用並びに長期給付(基礎年金拠出金を含む。)及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用(附則第20条の3第1項の規定による国の負担に係るものを除く。)を含み」と、「」を含み」とあるのは「」及び長期給付(基礎年金拠出金を含む。)に係る事務に要する費用(附則第20条の3第1項の規定による国の負担に係るものを除く。)を含み」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第5号を除く。)」と、第102条第1項中「」の規定」とあるのは「」及び附則第20条の3第1項の規定」と、同条第4項中「第5号までに掲げる費用(同号に掲げる)」とあるのは「第4号までに掲げる費用及び附則第20条の3第1項に規定する費用(同項に規定する)」と、第124条の2第1項中「場合を含む。)」とあるのは「場合を含む。)」及び附則第20条の3第1項」と、第125条第1項中「、組合の負担金並びに国の負担金」とあるのは「並びに組合の負担金」と、前条中「「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」」とあるのは「「、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第1号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「」を含み」とあるのは「「及び長期給付(基礎年金拠出金)とあるのは「、長期給付(基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金)」と、「を含み」とする。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第8条 地方公務員等共済組合法の一部を次

のように改正する。

附則第40条の3の次に次の1条を加える。

(組合の事務に要する費用の負担の特例)
第40条の4 平成10年度から平成15年度までの各年度における第113条第2項第5号に掲げる費用については、地方公共団体は、国家公務員共済組合法附則第20条の3第1項の規定により国が予算の範囲内で負担すべき費用を負担する場合における当該費用の算定の方法の例により自治大臣の定めるところにより、これを負担し、同号の規定は、適用しない。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第113条第1項中「老人保健法第53条第1項」とあるのは「組合の事務に要する費用(福祉事業に係る事務に要する費用及び附則第40条の4第1項の規定による地方公共団体の負担に係る費用を除く。以下この項において同じ。)並びに老人保健法第53条第1項」と、「老人保健拠出金及び」とあるのは「短期給付に係る組合の事務に要する費用並びに老人保健拠出金及び」と、「納付に要する費用を含み」とあるのは「納付に要する費用(当該納付に係る組合の事務に要する費用を含む。)を含み」と、「基礎年金拠出金に係る負担に要する費用(第3項第2号」とあるのは「長期給付に係る組合の事務に要する費用及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用(当該負担に係る組合の事務に要する費用を含み、第3項第2号」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第5号を除く。)」と、同条第4項中「第2項第5号」とあるのは「附則第40条の4第1項」と、第116条第1項中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第40条の4第1項」と、第140条第1項中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第40条の4第1項」と、第141条第1項中「の負担金」とあるのは「及び組合の負担金」とあるのは「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第1条又は第2条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)」とあるのは「組

合」と、第142条第2項の表第113条第2項各号、第3項及び第4項の項中「第113条第2項各号」とあるのは「第113条第2項各号(第5号を除く。)」と、同表第144条の2第2項及び第144条の31(見出しを含む。)の項中「及び第144条の31(見出しを含む。)」とあるのは「、第144条の31(見出しを含む。)及び附則第40条の4第1項」と、第144条の3第2項の表第113条第2項各号列記以外の部分の項の中欄中「の負担金」とあるのは「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第1条又は第2条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)」と、同項の下欄中「及び団体(第144条の3第1項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)の負担金」とあるのは「団体(第144条の3第1項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)」と、第144条の10中「第113条第2項第5号」とあるのは「附則第40条の4第1項」と、「同条第4項」とあるのは「第113条第4項」と、前条中「除く。」を含む」とあるのは「及び基礎年金拠出金」とあるのは「並びに基礎年金拠出金」と、「除く。」を含む」と、「費用を含む」とする」とあるのは「費用(当該負担に係る組合の事務に要する費用を含む。)を含む」とする。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)

第9条 港湾整備緊急措置法(昭和36年法律第24号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(港湾整備7箇年計画)」に改め、同条第1項中「5箇年間」を「7箇年間」に、「港湾整備5箇年計画」を「港湾整備7箇年計画」に改め、同条第2項及び第4項から第6項までの規定中「港湾整備5箇年計画」を「港湾整備7箇年計画」に改める。

第4条(見出しを含む。)中「港湾整備5箇年計画」を「港湾整備7箇年計画」に改める。

(港湾整備緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

第10条 前条の規定による改正後の港湾整備緊急措置法（以下この項において「新港湾整備法」という。）第3条第1項の港湾整備7箇年計画（以下この条において「新計画」という。）が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の港湾整備緊急措置法第3条第1項の港湾整備5箇年計画（以下この条において「旧計画」という。）を新計画とみなして、新港湾整備法第4条の規定を適用する。この場合において、旧計画に定められている5箇年間に行うべき事業の実施の目標及び事業の量は、それぞれ新計画において7箇年間に行うべき事業の実施の目標及び事業の量として定められたものとみなす。

2 旧計画に係る港湾整備事業で既に行ったものについては、新計画に係る港湾整備事業で既に行ったものとみなす。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第11条 港湾整備特別会計法（昭和36年法律第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「港湾整備5箇年計画」を「港湾整備7箇年計画」に改める。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第12条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和41年法律第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「5箇年間」を「7箇年間」に、「平成8年6月30日」を「財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成9年法律第109号）の施行の日から起算して1月を経過した日」に改める。

第4条の見出しを「(総合交通安全施設等整備事業7箇年計画)」に改め、同条中「5箇年間」を「7箇年間」に、「総合交通安全施設等整備事業5箇年計画」を「総合交通安全施設等整備事業7箇年計画」に、「平成8年7月31日」を「財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行の日から起算して2月を経過した日」に改める。

第6条第1項中「5箇年間」を「7箇年間」に改める。

第7条の見出しを「(特定交通安全施設等整備事業7箇年計画)」に改め、同条第1項中「総合交通安全施設等整備事業5箇年計画」を「総合交通安全施設等整備事業7箇年計画」に、「5箇年間」を「7箇年間」に、「特定交通安全施設等整備事業5箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業7箇年計画」に改め、同条第2項中「特定交通安全施設等整備事業5箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業7箇年計画」に改め、同条第3項中「特定交通安全施設等整備事業5箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業7箇年計画」に改め、同項各号中「5箇年間に行なう」を「7箇年間に行う」に改め、同条第4項中「総合交通安全施設等整備事業5箇年計画」を「総合交通安全施設等整備事業7箇年計画」に、「特定交通安全施設等整備事業5箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業7箇年計画」に改め、同条第5項中「特定交通安全施設等整備事業5箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業7箇年計画」に改める。

第8条第1項及び第3項中「特定交通安全施設等整備事業5箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業7箇年計画」に改める。

第9条第2項中「総合交通安全施設等整備事業5箇年計画」を「総合交通安全施設等整備事業7箇年計画」に改める。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

第13条 前条の規定による改正後の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（以下この条において「新交通安全施設整備法」という。）第4条の総合交通安全施設等整備事業7箇年計画（以下この条において「新総合計画」という。）が作成されるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（以下この条において「旧交通安全施設整備法」という。）第4条の総合交通安全施設等整備事業5箇年計画（以下この条において「旧総合計画」という。）を新総合計画とみなして、新交通安全施設整備法第9条第2項及び第11条の規定を適用する。この場合において、

旧総合計画に定められている5箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項は、新総合計画において7箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項として定められたものとみなす。

- 2 新交通安全施設整備法第7条第1項の特定交通安全施設等整備事業7箇年計画（以下この条において「新特定計画」という。）が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する旧交通安全施設整備法第7条第1項の特定交通安全施設等整備事業5箇年計画（以下この条において「旧特定計画」という。）を新特定計画と、旧交通安全施設整備法第8条第1項の実施計画を新交通安全施設整備法第8条第1項の実施計画とみなして、新交通安全施設整備法第7条第5項、第8条から第10条まで及び第12条の規定を適用する。この場合において、旧特定計画に定められている5箇年間にを行うべき特定交通安全施設等整備事業の実施の目標及び特定交通安全施設等整備事業の量は、それぞれ新特定計画において7箇年間にを行うべき特定交通安全施設等整備事業の実施の目標及び特定交通安全施設等整備事業の量として定められたものとみなす。
- 3 前項の規定により新交通安全施設整備法第7条第5項の規定を適用する場合においては、旧総合計画を新総合計画と、この法律の施行の際現に存する旧交通安全施設整備法第6条第1項の道路の指定を新交通安全施設整備法第6条第1項の道路の指定とみなす。この場合において、旧総合計画に定められている5箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項は、新総合計画において7箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項として定められたものとみなす。
- 4 旧総合計画に係る交通安全施設等整備事業又は旧特定計画に係る特定交通安全施設等整備事業で既に実施したものについては、それぞれ新総合計画に係る交通安全施設等整備事業又は新特定計画に係る特定交通安全施設等整備事業で既に実施したものとみなす。

（下水道整備緊急措置法の一部改正）

第14条 下水道整備緊急措置法（昭和42年法

律第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（下水道整備7箇年計画）」に改め、同条第1項中「5箇年計画」を「7箇年計画」に、「下水道整備5箇年計画」を「下水道整備7箇年計画」に改め、同条第2項中「下水道整備5箇年計画」を「下水道整備7箇年計画」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項各号中「5箇年間に」を「7箇年間に」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「下水道整備5箇年計画」を「下水道整備7箇年計画」に改める。

第4条の見出しを「（下水道整備7箇年計画の実施）」に改め、同条第1項中「下水道整備5箇年計画」を「下水道整備7箇年計画」に改め、同条第2項中「下水道整備5箇年計画」を「下水道整備7箇年計画」に、「行なう」を「行う」に改める。

（下水道整備緊急措置法の一部改正に伴う経過措置）

第15条 前条の規定による改正後の下水道整備緊急措置法（以下この項において「新下水道整備法」という。）第3条第1項の下水道整備7箇年計画（以下この条において「新計画」という。）が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の下水道整備緊急措置法第3条第1項の下水道整備5箇年計画（以下この条において「旧計画」という。）を新計画とみなして、新下水道整備法第4条の規定を適用する。この場合において、旧計画に定められている5箇年間にを行うべき事業の実施の目標及び事業の量は、それぞれ新計画において7箇年間にを行うべき事業の実施の目標及び事業の量として定められたものとみなす。

- 2 旧計画に係る下水道整備事業で既に行ったものについては、新計画に係る下水道整備事業で既に行ったものとみなす。

（都市公園等整備緊急措置法の一部改正）

第16条 都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（都市公園等整備7箇年計画）」に改め、同条第1項中「5箇年計画」を「7箇年計画」に、「都市公園等整

備5箇年計画」を「都市公園等整備7箇年計画」に改め、同条第2項中「都市公園等整備5箇年計画」を「都市公園等整備7箇年計画」に改め、同項各号中「5箇年間に」を「7箇年間に」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「都市公園等整備5箇年計画」を「都市公園等整備7箇年計画」に改める。

第4条第1項中「5箇年間」を「7箇年間」に、「都市公園等整備5箇年計画」を「都市公園等整備7箇年計画」に改める。

第5条の見出しを「(都市公園等整備7箇年計画の実施)」に改め、同条第1項中「都市公園等整備5箇年計画」を「都市公園等整備7箇年計画」に改め、同条第2項中「都市公園等整備5箇年計画」を「都市公園等整備7箇年計画」に、「行なう」を「行う」に改める。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

第17条 前条の規定による改正後の都市公園等整備緊急措置法(以下この項において「新都市公園整備法」という。)第3条第1項の都市公園等整備7箇年計画(以下この条において「新計画」という。)が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の都市公園等整備緊急措置法第3条第1項の都市公園等整備5箇年計画(以下この条において「旧計画」という。)を新計画とみなして、新都市公園整備法第4条及び第5条の規定を適用する。この場合において、旧計画に定められている5箇年間に「行なうべき事業の実施の目標及び事業の量は、それぞれ新計画において7箇年間に「行なうべき事業の実施の目標及び事業の量として定められたものとみなす。

2 旧計画に係る都市公園等整備事業で既に行なったものについては、新計画に係る都市公園等整備事業で既に行なったものとみなす。

(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)

第18条 廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和47年法律第95号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「平成12年

度」を「平成14年度」に改め、同条第3項中「下水道整備5箇年計画」を「下水道整備7箇年計画」に改める。

(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

第19条 前条の規定による改正後の廃棄物処理施設整備緊急措置法(以下この項において「新廃棄物処理施設整備法」という。)第3条第1項の廃棄物処理施設整備事業の計画(以下この条において「新計画」という。)が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の廃棄物処理施設整備緊急措置法第3条第1項の廃棄物処理施設整備事業の計画(以下この条において「旧計画」という。)を新計画とみなして、新廃棄物処理施設整備法第4条の規定を適用する。この場合において、旧計画に定められている平成12年度までの間に行なうべき事業の実施の目標及び事業の量は、それぞれ新計画において平成14年度までの間に行なうべき事業の実施の目標及び事業の量として定められたものとみなす。

2 旧計画に係る廃棄物処理施設整備事業で既に行なったものについては、新計画に係る廃棄物処理施設整備事業で既に行なったものとみなす。

(森林法の一部改正)

第20条 森林法(昭和26年法律第249号)の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

15 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号。次項において「財政構造改革特別措置法」という。)の施行の日をその計画期間に含む森林整備事業計画についての第4条第5項の規定の適用については、同項中「5年間」とあるのは、「7年間」とする。

16 財政構造改革特別措置法の施行の日をその計画期間に含む全国森林計画に引き続く次の全国森林計画(附則第18項において「新全国森林計画」という。)については、同項中「5年ごとに」とあるのは、「財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)の施行の日

をその計画期間に含む全国森林計画をたてた年から7年後に」とする。

17 附則第15項に規定する森林整備事業計画に引き続き次の森林整備事業計画についての第4条第4項の規定の適用については、同項中「5年ごとに」とあるのは、「財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行の日をその計画期間に含む森林整備事業計画をたてた年から7年後に」とする。

18 附則第16項の規定による新全国森林計画の作成に伴う地域森林計画、国有林の森林計画及び市町村森林整備計画の計画期間の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第21条 治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(治山事業7箇年計画及び治水事業7箇年計画)」に改め、同条第1項中「5箇年間」を「7箇年間」に、「治山事業5箇年計画」を「治山事業7箇年計画」に、「治水事業5箇年計画」を「治水事業7箇年計画」に改め、同条第2項中「治山事業5箇年計画又は治水事業5箇年計画」を「治山事業7箇年計画又は治水事業7箇年計画」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項各号中「5箇年間に行なう」を「7箇年間に行う」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「治山事業5箇年計画又は治水事業5箇年計画」を「治山事業7箇年計画又は治水事業7箇年計画」に改め、同条第6項中「前5項」を「前各項」に、「治山事業5箇年計画又は治水事業5箇年計画」を「治山事業7箇年計画又は治水事業7箇年計画」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「治山事業5箇年計画及び治水事業5箇年計画」を「治山事業7箇年計画及び治水事業7箇年計画」に改める。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第22条 国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「治山事業5箇年計画」を「治山事業7箇年計画」に改め、同項第1号中「以下次号」を「次号」に改める。

(治水特別会計法の一部改正)

第23条 治水特別会計法（昭和35年法律第40号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「治水事業5箇年計画」を「治水事業7箇年計画」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第24条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第2項から第5項までの規定中「平成10年3月31日」を「平成12年3月31日」に改める。

(出所)『官報』（平成9年12月5日号外第243号）6-13ページ。

8-89 「財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」の提案理由及びその内容

平成10年5月13日

衆議院緊急経済対策に関する特別委員会

○松永〔光〕 国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案〔中略〕につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

人口構造の高齢化等、財政を取り巻く環境は大きく変容しており、財政構造改革を推進する必要性は変わるものではありません。

しかしながら、昨年末に大型金融機関の破綻が相次ぎ、また、アジアの幾つかの国で金融、経済の混乱が生じたことに伴い家計や企業の景況感が厳しさを増すなど、内外の悪条件が一斉に重なり、我が国経済は極めて深刻な状況にあります。こうした状

況にかんがみますと、バブル崩壊後の資産価格の下落等による企業や金融機関の財務面の悪化への対応が長引くなど、我が国経済は、いまだバブルの後遺症から抜け切れていないと言えます。

こうした我が国経済の状況を踏まえれば、財政構造改革を進めつつも、その時々状況に応じ適切な財政措置を講じ得るような枠組みを整備する必要があります。

本法律案は、こうした考え方を踏まえ、所要の規定の整備を行うものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特例公債発行額の各年度縮減の規定について、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生あるいは経済活動の著しい停滞という状況に応じ特例公債の発行枠の弾力化が可能となるよう、所要の改正を行うこととしております。

第二に、財政構造改革の当面の目標の年度を平成17年度とすることとしております。

第三に、平成11年度の当初予算における社会保障関係費の増加額は、できる限り抑制した額とすることとしております。

〔中略〕

以上が、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案〔中略〕の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第142回国会 衆議院緊急経済対策に関する特別委員会議録第2号』1-2ページ。

8-90 「財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

国事行為臨時代行人

平成10年6月5日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

法律第94号

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「平成15年度」を「平成17年度」に改め、「国内総生産をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第2号中「平成14年度」を「平成16年度」に改め、「発行する場合には、」の下に「著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は経済活動の著しい停滞(国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況をいう。)が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生ずるときを除き」を加え、「平成15年度」を「平成17年度」に改める。

第5条第1項中「平成15年度」を「平成17年度」に改める。

第8条第1項第2号中「平成11年度及び」を削り、「当該各年度の前年度」を「平成11年度」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

二 平成11年度の当初予算における社会保障関係費の額の平成10年度の当初予算における社会保障関係費の額に対する増加額は、できる限り抑制した額とすること。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(出所)『官報』(平成10年6月5日号外第111号)3ページ。

8-91 「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成10年12月1日
衆議院財政構造改革に関する特別委員会

○宮澤〔喜一〕国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

現下の経済情勢は、個人消費が低調であるほか、設備投資も大幅に減少するなど、景気は低迷状態が長引き、極めて厳しい状

況でございます。こうした我が国の経済の状況を踏まえれば、財政構造改革を推進するという基本的考え方は守りつつも、まずは景気回復に向け全力を尽くすために、財政構造改革法を当分の間凍結することが必要であります。

本法律案は、こうした考え方を踏まえ、財政構造改革法についてその施行を停止する等の措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、財政構造改革法について、別に法律で定める日までの間、その施行を停止することとしております。

第二に、財政構造改革法の再施行に当たっては、財政構造改革法の施行が停止された後の我が国の経済並びに国及び地方公共団体の財政の状況等を踏まえて必要な措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第144回国会 衆議院財政構造改革に関する特別委員会議録第2号』1ページ。

8-92 「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律」

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成10年12月18日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 野中 広務

法律第150号

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律

財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号。附則第10条、第13条、第15条、第17条及び第19条の規定を除く。)は、別に法律で定める日までの間、その施行を停止する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 財政構造改革の推進に関する特別措置法の再施行のために必要な措置については、この法律が施行された後の我が国の経済並びに国及び地方公共団体の財政の状況等を踏まえて講ずるものとする。
- (出所)『官報』(平成10年12月18日号外第265号)24ページ。

8-93 「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案」の提案理由及びその内容

平成10年5月15日
衆議院日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会

- 松永〔光〕国務大臣〔大蔵大臣〕 ただいま議題となりました一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国財政は危機的状況にあり、我が国経済社会を健全で活力あるものとし、安心で豊かな福祉社会を実現していくために、財政構造改革は先送りの許されない重要な課題であります。財政構造改革を推進していくためには、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理に本格的に取り組むことが不可欠であり、将来世代に安易に負担を先送りすることのないよう、抜本的な処理を行うこととしたところであります。

本法律案は、この抜本的処理の一環として長期債務等を一般会計へ承継等することに伴い一般会計の負担が増加するため、一般会計の財源を補完する観点から、郵便貯金特別会計から一般会計への特別繰り入れ及びたばこ特別税の創設等の措置を定めるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、平成10年度から平成14年度までの各年度において、郵便貯金特別会計から、2000億円を限り、一般会計に繰り入れるこ

と等を規定しております。

第二に、税制上の措置として、平成10年10月1日からたばこ特別税を創設することとしております。

たばこ特別税は、課税物件を製造たばことし、課税標準を製造たばこの本数とし、税率は原則として1000本当たり820円としております。

第三に、たばこ特別税の収入は、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れること等

を規定しております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(出所)『第142回国会 衆議院日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会議録第2号』3ページ。

8-94 「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成10年10月19日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

法律第137号

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ（第2条）

第3章 たばこ特別税

第1節 総則（第3条—第6条）

第2節 課税標準及び税率（第7条・第8条）

第3節 免税及び税額控除等（第9条—第11条）

第4節 申告及び納付等（第12条—第18条）

第5節 雑則（第19条・第20条）

第6節 罰則（第21条—第23条）

第4章 たばこ特別税の収入の帰属等（第24条—第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法律は、最近における一般会計の収支が著しく不均衡となっている状況において、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）の規定により日本国有鉄道清算事業団の長期借入金に係る債務等を一般会計において承継すること及び政府の同事業団に対する無利子貸付金に係る同事業団の債務を免除すること並びに国有林野事業の改革のための特別措置法（平成10年法律第134号）の規定により国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の負担に属する平成7年9月29日までに借り入れられた借入金に係る債務等を一般会計に帰属させることに伴い一般会計の負担が増加することにかんがみ、平成10年度から平成14年度までの間における郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への繰入れの特例措置を講ずるとともに、たばこ特別税を創設しその収入を国債整理基金特別会計の歳入とすること等の措置を定めるものとする。

第2章 郵便貯金特別会計一般勘定からの一般会計への特別繰入金の繰入れ

第2条 政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、平成10年度から平成14年度までの各年度において、郵便貯金特別会計一般勘定から、1兆円の5分の1に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入金（以下「特別繰入金」という。）に相当する金額は、郵便貯金特別会計法（昭和26年法律第103号）第9条の規定による郵便貯金特別会計一般勘定の積立金の額から減額して整理するものとし、特別繰入金は、当該勘定の歳出とする。

第3章 たばこ特別税

第1節 総則

（定義）

第3条 この章並びに附則第3条及び第4条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 製造たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第3条に規定する製造たばこをいう。
- 二 保稅地域 關稅法（昭和29年法律第61号）第29条に規定する保稅地域をいう。

（課稅物件）

第4条 製造たばこには、この法律により、当分の間、たばこ特別税を課する。

（納稅義務者）

第5条 製造たばこの製造者（たばこ税法第6条第1項ただし書若しくは第7条の規定により製造たばこ製造者とみなされる者又は同法第12条第6項若しくは第13条第5項の規定により製造たばこ製造者とみなされる者を含む。）は、その製造場（同法第6条第5項、第12条第6項又は第13条第5項の規定により製造たばこの製造場とみなされる場所を含むものとし、同法第5条の規定により製造たばこの製造場でない保稅地域とみなされる製造たばこの製造場を除く。）から移出した製造たばこ（同法第6条第1項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等（同項に規定する喫煙用等をいう。次項において同じ。）に供された製造たばことし、同条第3項の規定の適用がある場合には、その換価された製造たばことし、同条第4項又は第5項の規定の適用がある場合には、その現存する製造たばことする。）につき、たばこ特別税を納める義務がある。

2 製造たばこを保稅地域（たばこ税法第5条の規定により保稅地域に該当しない製造たばこの製造場とみなされるものを除く。）から引き取る者（同法第6条第2項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供した者。第19条第1項第2号において同じ。）は、その引き取る製造たばこ（同法第6条第2項の規定の適用がある場合には、その喫煙用等に供された製造たばこ）につき、たばこ特別税を納める義務がある。

（納稅地）

第6条 たばこ特別税の納稅地は、たばこ税の納稅地となる場所とする。

第2節 課稅標準及び稅率

（課稅標準）

第7条 たばこ特別税の課稅標準は、たばこ税の課稅標準となる製造たばこの本数とする。

（稅率）

第8条 たばこ特別税の稅率は、1000本につき820円とする。

2 たばこ税法附則第2条の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の稅率は、前項の規定にかかわらず、1000本につき389円とする。

3 租稅特別措置法（昭和32年法律第26号）第88条の2第1項の規定の適用を受ける製造たばこに係るたばこ特別税の稅率は、第1項の規定にかかわらず、1000本につき500円とする。

第3節 免稅及び稅額控除等

（未納稅移出等）

第9条 たばこ税法第12条第1項、第13条第1項及び第14条第1項その他の法律の規定により

たばこ税を免除するときは、当該免除に係る製造たばこに係るたばこ特別税を免除する。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）の規定によりたばこ税を免除するときは、この項の規定は、適用しない。

- 2 前項の規定の適用を受けた製造たばこについてたばこ税法第13条第7項その他の法律の規定によりたばこ税を徴収することとなるときは、当該たばこ税を徴収すべき者から当該製造たばこに係るたばこ特別税を徴収する。

（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付）

第10条 たばこ特別税及びたばこ税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第15条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付が行われるときは、当該還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該還付に係る金額にあわせて還付する。

- 2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の1000分の208に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び1000分の792に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があったものとする。

- 3 たばこ税法第15条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定による還付について準用する。この場合において、同条第2項中「輸出をした」とあるのは「輸出又は廃棄をした」と、「輸出先」とあるのは「輸出先（輸出をした場合に限る。）」と、「輸出されたこと」とあるのは「輸出され、又は廃棄されたこと」と、「これを」とあるのは「これを、輸出をした場合にあっては」と、「税関長」とあるのは「税関長に、廃棄をした場合にあっては廃棄の承認を受けた税関の税関長」と読み替えるものとする。

（戻入れの場合のたばこ特別税の控除等）

第11条 たばこ特別税及びたばこ税課税済みの製造たばこにつき、たばこ税法第16条第1項から第5項までの規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算したたばこ特別税額に相当する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

- 2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の1000分の208に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び1000分の792に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付があったものとする。

- 3 たばこ税法第16条第6項及び第7項の規定は、第1項の規定による控除又は還付について準用する。

第4節 申告及び納付等

（申告及び納付等）

第12条 たばこ特別税は、たばこ税の申告にあわせて申告して納付し、又はたばこ税にあわせて徴収しなければならない。

- 2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があったときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があったものとする。

- 一 製造たばこ（次号及び第3号に掲げる製造たばこを除く。） 1000分の208に相当する税額のたばこ特別税及び1000分の792に相当する税額のたばこ税
- 二 たばこ税法第11条第2項の規定の適用を受ける製造たばこ 1000分の116に相当する税額のたばこ特別税及び1000分の884に相当する税額のたばこ税
- 三 租税特別措置法第88条の2第1項の規定の適用を受ける製造たばこ 1000分の91に相当する税額のたばこ特別税及び1000分の909に相当する税額のたばこ税

(担保の提供)

第13条 たばこ税法第22条の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、たばこ特別税に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、たばこ税法第23条第1項の規定により担保の提供を命ずるときは、政令で定めるところにより、たばこ特別税額に相当する担保をあわせて提供すべきことを命じなければならない。

3 たばこ税法第23条第2項の規定は、前項の規定により提供される担保について準用する。
(延滞税)

第14条 国税通則法(昭和37年法律第66号)の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の1000分の208に相当する金額及び1000分の792に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第11条第2項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「1000分の208」とあるのは「1000分の116」と、「1000分の792」とあるのは「1000分の884」とする。

3 租税特別措置法第88条の2第1項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第1項の規定の適用については、同項中「1000分の208」とあるのは「1000分の91」と、「1000分の792」とあるのは「1000分の909」とする。

4 第12条第1項の規定は、第1項(第2項及び前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する延滞税を納付する場合について準用する。

(過少申告加算税又は無申告加算税)

第15条 前条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、国税通則法の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る過少申告加算税又は無申告加算税を納付すべき場合について準用する。

2 第12条第1項の規定は、前項に規定する過少申告加算税又は無申告加算税を納付する場合について準用する。

(還付及び充当)

第16条 たばこ特別税に係る過誤納金は、たばこ税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならない。

2 国税通則法第56条第1項に規定する還付金等及び同法の規定による還付加算金を未納のたばこ特別税及びたばこ税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 第1項の規定による還付があったときは、その還付に係る金額の1000分の208に相当するたばこ特別税の過誤納金及び1000分の792に相当するたばこ税の過誤納金の還付があったものとし、前項の規定による充当があったときは、その充当に係る金額の1000分の208に相当する未納のたばこ特別税及び1000分の792に相当する未納のたばこ税に対する充当があったものとする。

4 第14条第2項又は第3項の規定は、たばこ税法第11条第2項又は租税特別措置法第88条の2第1項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。

(還付加算金)

第17条 国税通則法の規定により還付加算金を、第11条第1項及びたばこ税法第16条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の1000分の208に相当する金額及び1000分の792に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

- 2 第14条第2項又は第3項の規定は、たばこ税法第11条第2項又は租税特別措置法第88条の2第1項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用について準用する。
- 3 たばこ特別税及びたばこ税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(端数計算)

第18条 たばこ特別税及びたばこ税の額又はこれらの税に係る国税通則法第56条第1項に規定する還付金等の金額を計算する場合における端数計算については、これらの税の額の合算額又は当該還付金等の金額の合算額につき、同法の規定を適用する。

第5節 雑則

(当該職員の権限)

第19条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下この章において「当該職員」という。）は、たばこ特別税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 たばこ税法第25条に規定する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する製造たばこ、帳簿書類その他の物件を検査すること。
 - 二 製造たばこを保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る製造たばこを検査すること。
 - 三 第1号に規定する者の業務に関する製造たばこ又は前号に規定する製造たばこについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。
 - 四 運搬中の製造たばこを検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。
- 2 当該職員は、たばこ特別税に関する調査について必要がある場合には、特定販売業者（たばこ税法第11条第2項に規定する特定販売業者をいう。附則第3条において同じ。）、卸売販売業者（同法第27条第2項に規定する卸売販売業者をいう。）又は小売販売業者（同項に規定する小売販売業者をいう。附則第3条において同じ。）の組織する団体（当該団体をもって組織する団体を含む。）に対して、その団体の製造たばこの取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。
- 3 第1項第3号の規定により採取した見本に関しては、第5条及び第12条の規定は、適用しない。
- 4 当該職員は、第1項又は第2項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(たばこ特別税に係るたばこ税法の適用の特例等)

第20条 たばこ特別税に係る次の表の第1欄に掲げる法律の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
たばこ税法	第12条第5項及び第13条第4項	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税
租税特別措置法	第88条第1項	たばこ税法	たばこ税法、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号。次項において「特別措置法」という。）

	第88条第2項	たばこ税法	たばこ税法及び特別措置法
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	第2条第1号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
国税通則法	第2条第3号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
国税徴収法（昭和34年法律第147号）	第2条第3号	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）	第7条第1項	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
	第7条第2項	第16条第1項若しくは第5項	第16条第1項若しくは第5項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（第4項において「特別措置法」という。）第11条第1項（たばこ税法第16条第1項又は第5項の規定に係る部分に限る。）
	第7条第3項	地方道路税	地方道路税又はたばこ税及びたばこ特別税
		これらの税目	揮発油税及び地方道路税又はたばこ税及びたばこ特別税
第7条第4項	地方道路税に係るときは、地方道路税法第12条第1項及び第3項	地方道路税又はたばこ税及びたばこ特別税に係るときは、地方道路税法第12条第1項及び第3項又は特別措置法第16条第1項及び第3項	
相続税法（昭和25年法律第73号）	第14条第2項	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
会社更生法（昭和27年法律第172号）	第119条	たばこ税	たばこ税、たばこ特別税
たばこ事業法（昭和59年法律第68号）	第9条第1項	たばこ税及び	たばこ税及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）に規定するたばこ特別税並びに

2 前項に定めるもののほか、たばこ特別税に係るたばこ税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第6節 罰則

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為によりたばこ特別税を免れ、又は免れようとした者
- 二 偽りその他不正の行為により第10条第1項又は第11条第1項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る製造たばこに対するたばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の3倍が50万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、50万円を超え当該たばこ特別税に相当する金額又は還付金に相当する金額の3倍以下とすることができる。

第22条 第19条第1項第1号若しくは第2号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第1号から第3号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第21条第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第4章 たばこ特別税の収入の帰属等

(たばこ特別税の収入の帰属)

第24条 各年度におけるたばこ特別税の収入は、当該各年度の国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

(国債収納金整理資金に関する法律の適用に関する特例)

第25条 前条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における国債収納金整理資金に関する法律(昭和29年法律第36号)第6条第2項の規定の適用については、同項中「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とあるのは、「国債整理基金特別会計、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第26条 第24条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相当する金額が国債整理基金特別会計法(明治39年法律第6号)第2条第1項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、平成10年12月1日から施行する。

(検討)

第2条 政府は、平成14年度において、郵便貯金事業の経営の健全性の確保の観点から必要と認められる場合には、繰り入れた特別繰入金総額、同事業を取り巻く経済社会情勢等を踏まえ、同事業の経営の健全性の確保のための適切な措置を検討する。

(手持品課税等)

第3条 平成10年12月1日(以下「指定日」という。)に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数(たばこ税法第10条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、2以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。)が3万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ特別税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1000本につき820円

二 たばこ税法附則第2条の規定の適用を受ける製造たばこ 1000本につき389円

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所

(小売販売業者にあつては、たばこ事業法第22条第1項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して1月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。)及び区分ごとの数量
 - 二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ特別税額及び当該たばこ特別税額の合計額
 - 三 その他参考となるべき事項
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成11年5月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げるたばこ特別税額の合計額に相当するたばこ特別税を、国に納付しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項に規定する第2項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ特別税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第35条第2項第2号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。
- 5 第1項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが同項の規定によりたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第10条の規定に準じて、その者の還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて還付する。
- 6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者(たばこ税法第6条第4項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。)が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第1項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ特別税額に相当する金額は、第11条の規定に準じて、その者の控除又は還付に係るたばこ税額に相当する金額にあわせて控除し、又は還付する。
- 一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第1項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。)
 - 二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第1項の規定によるたばこ特別税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合
- 7 たばこ税法第26条(第2号を除く。)の規定は、第2項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。
- 8 第2項の規定による申告書の提出を怠った者は、20万円以下の罰金に処する。
- 9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又

は人に対して同項の罰金刑を科する。

(戻入れの場合のたばこ税の控除等に関する経過措置)

第4条 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）につき、たばこ税法第16条第1項、第3項又は第5項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が平成10年10月分以後の月分であるときは、当該控除を受けようとする月分については、同法第17条第1項の規定による申告書の提出を要しないとみなして、同法第16条及び第17条第2項の規定を適用する。この場合において、同条第1項の規定の適用については、同項第5号中「たばこ税額（）」とあるのは、「たばこ税額（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律附則第4条第1項の規定による還付を受けようとするたばこ税額を除くものとし、）」とする。

2 指定日前に製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこ（前条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第7条の規定の適用については、前項の規定に準じ、政令で定める。（出所）『官報』（平成10年10月19日号外特第14号）14-17ページ。

8-95 「国会法の一部を改正する法律案」の提案趣旨

平成3年9月11日
参議院議院運営委員会

○衆議院議員（森喜朗君）〔衆議院議院運営委員長〕 ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のように、常会の1月召集につきましては、多年にわたり国会改革の一環として論議されてきた問題であります。また、昭和60年には、参議院改革協議会での協議を踏まえて、木村参議院議長から坂田衆議院議長に対し、常会の1月召集の問題について衆議院においても検討されたいとの要望があり、衆議院においても引き続き鋭意協議してまいりました。

昨年11月の議会制度開設百年を契機として、議会制度に関する協議会等におきまして国会改革についての総合的な協議を続けてまいりましたが、このたび、国会の審議期間をできるだけ多くし審議の充実を図ろうという考え方に立って、常会の1月召集について各党が合意し、去る3日、参議院側とも協議を行い、成案を得たものであります。

その内容を御説明申し上げます。

第一に、常会は毎年1月中旬に召集するのを常例とするものであります。

第二に、常会の召集詔書は少なくとも10日前にこれを公布しなければならないものとするものであります。

第三に、本案の附則で財政法第27条の規定を改め、内閣は毎会計年度の予算を前年度の1月中旬に国会に提出するのを常例とするものであります。

なお、本案は、公布の日から施行することになっております。

本法律案は、去る6日の衆議院議院運営委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案と決定し、同日の本会議において可決したものであります。

何とぞ、御審議の上、御賛同をお願い申し上げます。

（出所）『第121回国会 参議院議院運営委員会会議録第5号』1ページ。

8-96 「国会法の一部を改正する法律」

国会法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成3年9月19日

内閣総理大臣 海部 俊樹

法律第86号

国会法の一部を改正する法律

国会法（昭和22年法律第79号）の一部を次

のように改正する。

第1条第2項中「少なくとも20日前」を「少なくとも10日前」に改める。

第2条中「12月中」を「1月中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(財政法の一部改正)

2 財政法(昭和22年法律第34号)の一部を次のように改正する。

第27条中「12月中」を「1月中」に改める。

(出所)『官報』(平成3年9月19日第736号)

2 ページ。